

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における 具体的な応急対策活動に関する計画

令和 8 年 7 月 13 日

中央防災会議幹事会

目次

第1章 具体計画の適用について	1
1. 具体計画の位置づけ	1
2. 具体計画に基づく初動対応と活動体制の確立	2
(1) 具体計画に基づく初動対応を行う判断基準	2
(2) 災害緊急事態の布告と緊急災害対策本部の設置	4
(3) 緊急災害現地対策本部の設置と道県災害対策本部等の関係機関との密接な連携	5
(4) 被災者生活・生業再建支援チームの開催	5
(5) 感染症対策	5
3. タイムラインに応じた目標行動	6
4. 日本海溝・千島海溝沿いの地域特性による課題	6
5. 用語の定義	6
第2章 緊急輸送ルート計画	8
1. 趣旨	8
2. 緊急輸送ルートに対する発災時の措置	8
(1) 緊急輸送ルート計画	8
(2) 緊急輸送ルートの点検、啓開・除雪・応急復旧	9
(3) 必要な交通規制の実施	11
(4) 港湾等の活用	11
第3章 救助・救急、消火活動等に係る計画	13
1. 趣旨	13
2. 救助・救急、消火等に必要な部隊の動員の考え方	13
3. 広域応援部隊の派遣先	16
(1) 被害想定を踏まえた派遣	16
(2) 発災後の情報収集に基づく計画の修正	16
(3) 広域応援部隊の派遣手順	16
(4) 発災時の情報共有	17
4. 広域応援部隊の活動に必要な拠点	18
(1) 部隊の進出のための拠点	18
(2) 部隊の活動のための拠点	21
5. 警察、消防、自衛隊及び国土交通省 TEC-FORCE の部隊間の活動調整と活動支援	21
(1) 部隊間の活動調整	21
(2) 部隊の活動支援	22
6. 災害応急対策に活用する航空機及び艦船・船舶並びに災害対策用機械	22
(1) 従事する活動及び規模	22
(2) 航空機の運用の考え方	23

(3) 艦船・船舶の運用の考え方	23
(4) 災害対策用機械の運用の考え方	24
7. 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省 TEC-FORCE の部隊派遣の方針	25
(1) 警察庁	25
(2) 消防庁	27
(3) 防衛省	30
(4) 国土交通省	31
8. 後発地震発生時の対応	33
第4章 医療活動に係る計画	34
1. 趣旨	34
2. 国、都道府県の役割	34
(1) 被災道県の役割	34
(2) 国の役割	35
3. 発災直後のDMA T派遣	36
(1) DMA Tの派遣要請	36
(2) DMA Tの参集	37
(3) DMA Tへの任務付与及び指揮	38
4. 被災した災害拠点病院等の医療機能の継続・回復	39
5. 医療搬送（広域医療搬送・地域医療搬送）	40
(1) 広域医療搬送・地域医療搬送の定義	40
(2) 患者搬送の考え方	40
(3) 航空搬送拠点	40
(4) 広域医療搬送	43
(5) 地域医療搬送	43
6. DMA T以外の医療チームの活動	44
7. 避難所等における保健・医療・福祉サービスの提供等	45
第5章 物資調達に係る計画	47
1. 趣旨	47
2. 対象となる被災道県	47
3. プッシュ型支援による物資調達	47
(1) 対象品目	47
(2) 実施手順	48
(3) 基本8品目の必要量	49
4. プル型支援による物資支援	50
5. 飲料水の調達	51
6. 物資の輸送手段の確保	52
7. 物資輸送における役割分担	53
8. 広域物資輸送拠点等の確保	53
9. 全国的な物資不足等への対応	54

10. 平時の生産・流通体制への早期回復	54
第6章 燃料供給、電力・ガスの臨時供給及び通信の臨時確保に係る計画	55
Ⅰ 燃料供給	55
1. 趣旨	55
2. 石油業界における基本的な燃料供給体制	55
(1) 「系列BCP」に基づく石油供給の早期構築	55
(2) 「災害時石油供給連携計画」及び「災害時石油ガス供給連携計画」に基づく相互連携	55
3. 防災拠点等に存する給油施設への「重点継続供給」	56
(1) 重点継続供給	56
(2) 重点継続供給を行う給油施設に関する情報収集・共有	56
4. 業務継続が必要な重要施設への「優先供給」	56
(1) 重要施設への優先供給体制	56
(2) 優先供給要請の手順	57
(3) 費用の負担	57
5. 臨時の給油施設に対する供給手順	57
6. 燃料輸送・供給体制の確保	58
(1) 陸上輸送路の通行確保・輸送手段の確保	58
(2) 海上輸送路の航行確保・海上輸送手段の確保	59
7. 全国的な燃料不足への対応	59
Ⅱ 電力・ガスの臨時供給	60
1. 趣旨	60
2. 電力業界における広域での需給調整体制	60
3. 電力業界、ガス業界における広域での支援体制	60
(1) 電力業界	60
(2) ガス業界	61
4. 重要施設への臨時供給	61
(1) 電力業界	61
(2) ガス業界	62
5. 緊急通行車両等の通行体制の確保	63
Ⅲ 通信の確保	64
1. 趣旨	64
2. 被災地方公共団体等に対する支援体制	64
3. 総務省・電気通信事業者間の協力体制	64
4. 重要施設及び通信の空白地域における通信の臨時確保	65
5. 緊急通行車両等の通行体制の確保	66
第7章 防災拠点	67
1. 防災拠点の種類及び機能	67
2. 海上輸送拠点	68
3. 大規模な広域防災拠点とその役割	69

別表 2－1	緊急輸送ルートの路線及び区間.....	70
別表 3－1	都道府県別の被害規模と警察及び消防機関の体制.....	90
別表 3－2	「広域進出拠点（◎）」、重点受援道県内の「進出拠点（○）」、 「DMAT陸路参集拠点（○）」（候補地）の一覧	91
別表 3－3	航空機用救助活動拠点（候補地）.....	93
別表 4－1	被災地内の航空搬送拠点候補地.....	95
別表 4－2	被災地外の航空搬送拠点候補地.....	97
別表 5－1	プッシュ型支援における必要量.....	99
別表 5－2	飲料水の必要量.....	100
別表 5－3	広域物資輸送拠点.....	101
別表 5－4	プッシュ型物資支援の標準対象品目.....	103
別表 6－1	製油所・油槽所.....	104
別表 7－1	海上輸送拠点（受入港）.....	107
別図 2－1	緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図.....	108
別図 2－2	緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図（詳細版）.....	117
別図 4－1	DMATの陸路参集のイメージ.....	131
別図 4－2	各航空搬送拠点候補地と災害拠点病院等の位置関係.....	133

令和 5 年 5 月 23 日中央防災会議幹事会決定
令和 7 年 6 月 30 日第 1 回改定
令和 8 年 7 月 13 日第 2 回改定

第1章 具体計画の適用について

1. 具体計画の位置づけ

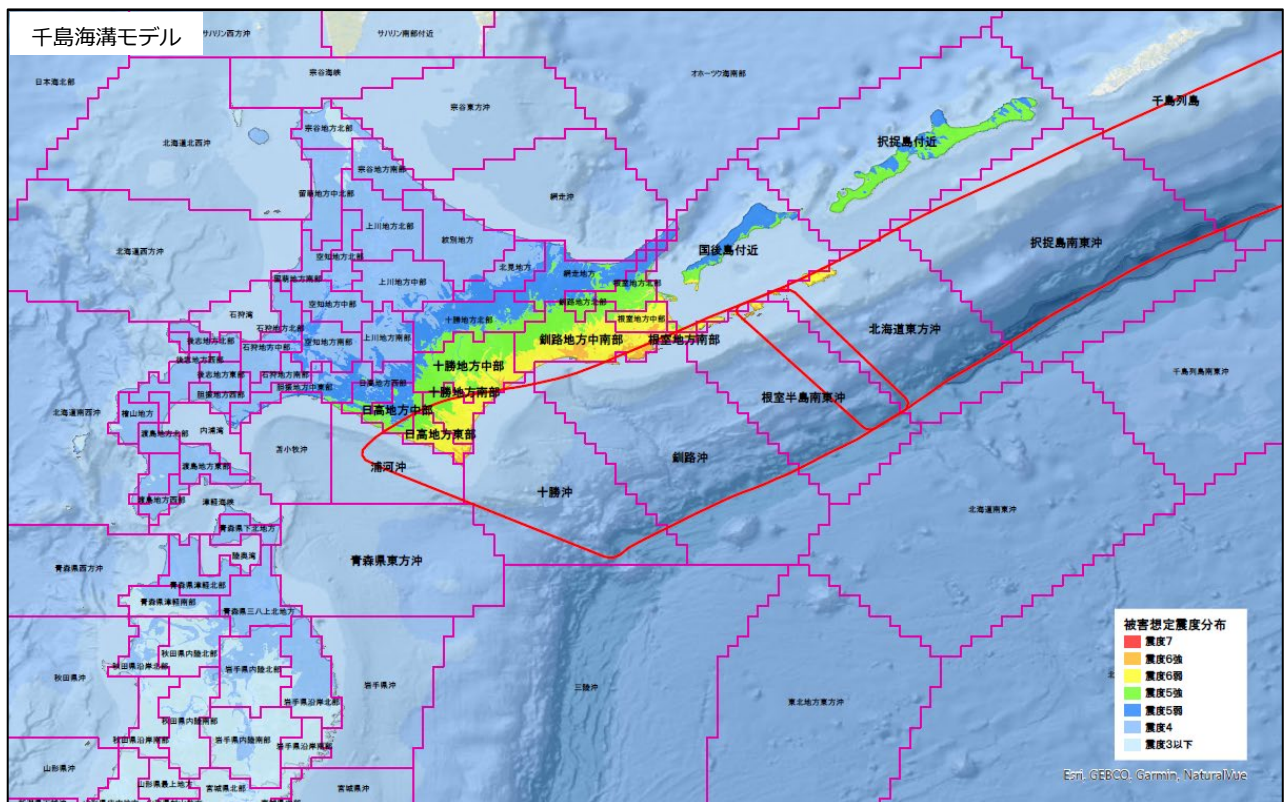
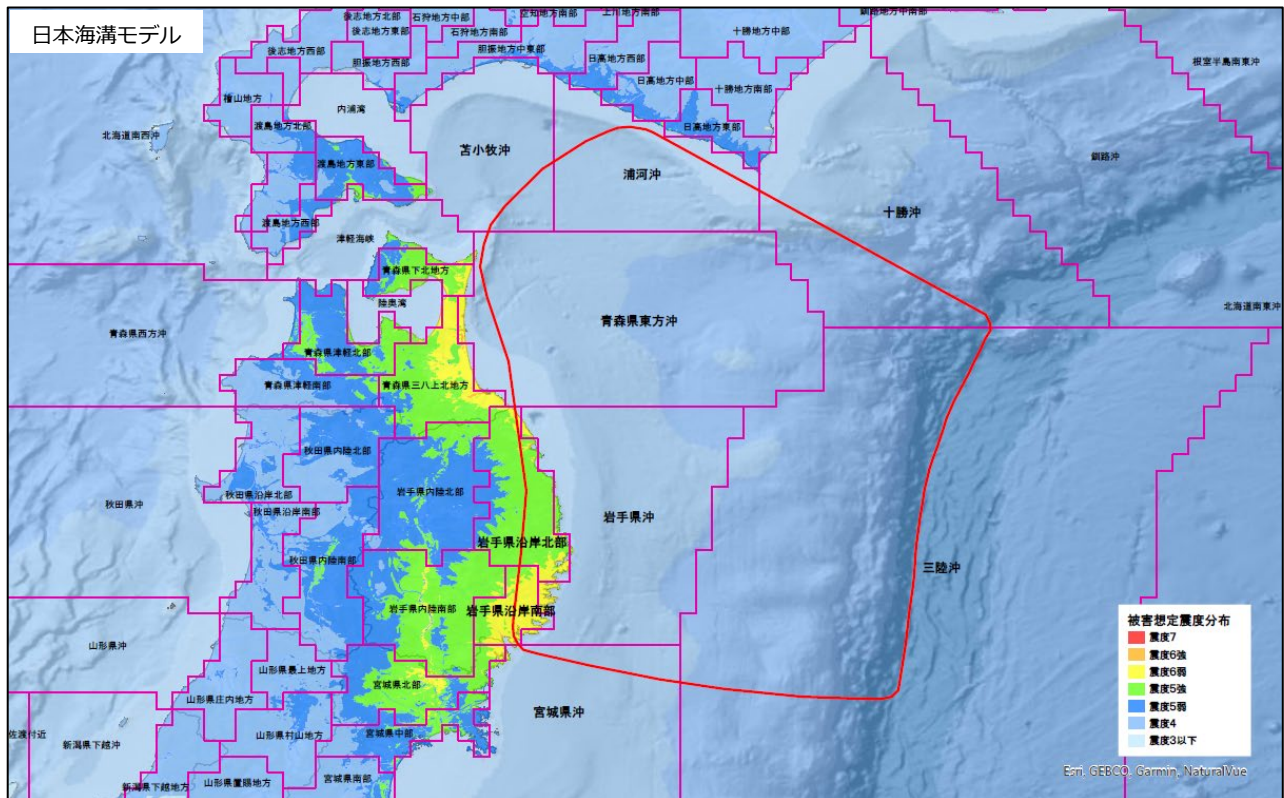
- (1) この日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画（以下「具体計画」という。）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「特措法」という。）第4条に規定する「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（令和4年9月中央防災会議決定。以下「推進基本計画」という。）」第4章において作成するとされた災害応急対策活動の具体的な内容を定める計画であり、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震発生時に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）、これに基づく防災計画等と相まって、主に緊急災害対策本部並びに指定行政機関及び指定地方行政機関が行うべき地方公共団体に対する応援に関する事項を中心に、当該事項に関連して地方公共団体等が実施すべき役割等も含めて定めるものである。
- (2) 具体計画は、内閣府に平成27年2月に設置された「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会（座長：阿部勝征東京大学名誉教授（第1～7回）、佐竹健治東京大学地震研究所教授（第8～15回）。以下「モデル検討会」という。）」において最新の科学的知見に基づき想定した最大クラスの地震・津波の震度分布及び津波高の推計結果並びに中央防災会議防災対策実行会議の下に令和2年4月に設置された「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ（主査：河田恵昭関西大学教授。以下「対策検討WG」という。）」が報告した被害想定（以下「被害想定」という。）に基づき、国が実施する災害応急対策に係る緊急輸送ルート、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資調達、燃料供給、電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保及び防災拠点に関する活動内容を具体的に定めている。
- (3) 具体計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震がいつ発災しても対処できるよう、現時点において保有している部隊、利用可能な資機材、施設、防災拠点等を前提に活動内容を定めている。したがって、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定した各種訓練を通じて、具体計画の内容を評価し、定期的に改善していくことで、実効性を高めていくこととする。また、インフラ、施設、資機材等の整備の進捗に応じて随時必要な見直しを行う。

2. 具体計画に基づく初動対応と活動体制の確立

(1) 具体計画に基づく初動対応を行う判断基準

- ① 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下これらを総称して「防災関係機関」という。）は、次のいずれかの場合には、被害全容の把握を待つことなく、具体計画に基づく災害応急対策活動を直ちに開始する。
 - ア 地震発生時の震央地名の区域が、モデル検討会において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、青森県、岩手県、宮城県のいずれの地域においても、震度6弱以上の震度が観測され、かつ、1道6県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県。以下同じ。）のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合
 - イ 地震発生時の震央地名の区域が、モデル検討会において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、北海道において、震度6強以上の震度が観測され、かつ、1道6県のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合
- ② ただし、上記①のア又はイのいずれにも該当しない場合において、1道6県の地域で相当程度の被害が生じていると見込まれる場合には、防災関係機関は、判明した状況に応じて、具体計画を適宜修正しながら災害応急対策活動を開始する。
- ③ 上記①又は②に該当する地震が発生した後、「緊急事態に対する政府の初動対応体制について（平成15年11月21日閣議決定）」に基づき内閣危機管理監が参集させる緊急参集チームにおいて、防災関係機関が具体計画に基づく行動を開始していることを確認する。

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源断層域¹⁾と震央地名図²⁾



1) 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について（令和3年12月公表）

2) 気象庁「地震情報で用いる震央地名」<https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/joho/region/>

(2) 災害緊急事態の布告と緊急災害対策本部の設置

- ① 政府は、推進基本計画の定めるところにより、速やかに緊急災害対策本部の設置を閣議にて決定するとともに、必要があると認めるときは、災害緊急事態の布告を閣議にて決定し、速やかに法第 108 条の規定に基づく災害緊急事態への対処基本方針を定める。
- ② 対処基本方針には、北海道・東北地方の沿岸地特有の地理的条件があること及び冬季に地震が発生した場合に積雪寒冷地特有の課題等があることに留意の上、次に掲げる事項を定め、広く国民及び企業に対して協力を要請する。
 - ア 災害応急対策に必要な部隊、物資等を被災地に投入するための緊急輸送ルートを確保し、緊急通行車両等の通行の確保に全力を挙げること
 - イ 国防、社会秩序の維持及び消防のために不可欠な部隊を除く警察、消防、自衛隊及び海上保安庁の部隊、災害派遣医療チーム（DMA T¹）、国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）その他の応援部隊を被災地に迅速に最大限投入し、人命救助を第一とした災害応急対策活動に全力を尽くすこと
 - ウ 被害が特に甚大と見込まれる地域に対して、応援部隊を重点的に投入すること
 - エ 被災地域以外の警察、消防が被災地への対応に全力を挙げなければならないことを踏まえ、広く国民及び企業に対して、防犯、防災、防火、救急等に関し、自助・共助の意識をもって各地域で取り組むよう、積極的な理解と協力を求めること
 - オ 食料、飲料水、医療物資、燃料及び生活必需品を被災地向けに全国からできる限り確保し、遅滞なく供給するとともにこれらの物資の買いだめ、買い急ぎを防止すること
 - カ 被災地住民の生活の復旧等のため、電気、ガス、水道、通信等のライフラインの復旧に全力を挙げるとともに、道路、空港、港湾、鉄道等の交通インフラの早期復旧を目指すこと
 - キ 被災地の住民をはじめ、国民や地方公共団体、関係機関が適切に判断し行動できるよう、的確に情報を提供すること、特に帰宅困難者等に対して「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の協力を求めること
- ③ 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信された場合は、対処基本方針には、上記②に掲げる事項に加え、次のとおり注意する措置に関する事項を定めるものとする。
 - ア 国民、企業等に対し、後発地震に対して注意する措置として、事前の備え（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）に係る周知を徹底するため、関係する地方公共団体との連携を密にすること

¹ DMA T (Disaster Medical Assistance Team)：災害派遣医療チーム。大地震、航空機・列車事故等の災害時に被災者の生命を守るため、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うため、厚生労働省の認めた専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム。

イ 日本海溝・千島海溝沿いの地域の地震活動の監視を十分に行い、情報の収集・分析を的確に実施するとともに、国民や地方公共団体、関係機関に的確に情報を提供すること

- ④ 緊急災害対策本部は、２．（１）①ア及びイの場合における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、応援部隊の災害現場への投入を迅速化するための輸送手段の確保、交通規制や道路啓開等を通じた緊急通行車両等の通行の確保などについての総合調整を行う。

（３）緊急災害現地対策本部の設置と道県災害対策本部等の関係機関との密接な連携

- ① 政府は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合には、北海道、東北地方等において、被害の状況等に応じて、速やかに緊急災害現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置する。現地対策本部の設置場所は、原則として、札幌第１合同庁舎、盛岡第２合同庁舎、仙台合同庁舎Ｂ棟のうち、１箇所又は複数箇所に設置する。
- ② 現地対策本部は、被災道県の災害対策本部との合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急活動、消火活動、医療活動等の実施機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進する。
- ③ 現地対策本部は、関係する省庁、道県（市町村）、ライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害ごとに設定するテーマ（主な災害対応）に沿って、現状・課題の把握、ニーズ等の着実な情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。
- ④ 現地対策本部は、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、道県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の的確な調整を行うため、調整会議を開催するものとする。
- ⑤ 電力供給網、通信網等に支障が生じた場合には、総務省、経済産業省、国土交通省、防衛省その他の関係省庁、地方公共団体、ライフライン事業者等は、速やかにライフライン施設の応急復旧を図るため、合同会議、調整会議等における対処方針等に基づき、必要に応じて、ライフライン事業者の事業所等の現場での実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

（４）被災者生活・生業再建支援チームの開催

- ① 内閣官房は、被災者の生活や生業の再建を迅速・円滑に支援することを目的に、関係省庁で構成される被災者生活・生業再建支援チームを開催し、関係機関と連携して対応にあたるものとする。

（５）感染症対策

- ① 感染症の流行状況を踏まえ、防災関係機関は、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

3. タイムラインに応じた目標行動

- (1) 具体計画では、発災時からの経過時間に応じた6頁に示すタイムラインを目安に、防災関係機関は緊急災害対策本部の総合調整の下、相互に連携して迅速な行動を行う。
- (2) このタイムラインに定めた内容は、国及び地方公共団体の複数の防災関係機関が人命救助のために重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルートの通行確保、救助・救急活動、消火活動、医療活動、物資供給、燃料供給、電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保等の活動を整合的かつ調和的に行うための目安である。実際には地震の発生時間や被災状況、各防災関係機関の実情に応じて相違があることに留意が必要である。

4. 日本海溝・千島海溝沿いの地域特性による課題

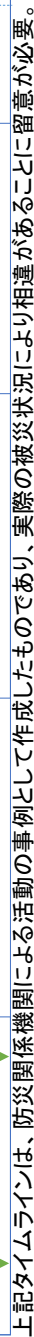
- (1) 日本海溝・千島海溝沿いの地域では、冬季に地震が発生した場合に積雪寒冷地特有の課題や、北海道・東北地方の沿岸地特有の地理的条件があり、これらの課題を踏まえた適切な応急対策活動が必要である。
 - ① 積雪寒冷地特有の課題
 - ・ 積雪等により避難に時間を要する。
 - ・ 屋外や寒い屋内での避難は低体温症のリスクが生じる。
 - ・ 積雪や凍結等により家屋の倒壊やライフライン等の被害が増大する。
 - ・ 積雪や凍結等が輸送・復旧等の活動の阻害要因となる。
 - ・ 雪崩・落雪の可能性がある。
 - ② 地理的条件による課題
 - ・ 都市間の距離が長い他地域の応援が到達するまで一定程度の時間を要する。
 - ・ 北海道への移動・輸送は、陸路以外の交通手段を活用する必要がある。

5. 用語の定義

具体計画の各章を通じて使用される次に掲げる用語は、次の定義に従うものとする。

- ア 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震：特措法第2条第1項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をいう。
- イ 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震：モデル検討会で想定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震として科学的に想定し得る最大規模のものをいう。
- ウ 被災道県：推進地域をその区域に含む道県をいう。
- エ 防災拠点：第7章 1. (3) の表に従い分類、整理された広域進出拠点、進出拠点、救助活動拠点、航空搬送拠点、広域物資輸送拠点及び海上輸送拠点をいい、それぞれの防災拠点の定義は、章ごとにその詳細を定める。

想定時間
(※発災時間
により変化す
ることに留意)



第2章 緊急輸送ルート計画

1. 趣旨

- (1) 緊急輸送ルート計画は、被災道県の被害が甚大な地域へ到達するためのアクセス確保が全ての災害応急対策活動の基礎であることに鑑み、発災直後から、部隊等の広域的な移動など人命の安全確保を主眼とした全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ通行を確保すべき道路を定めるものである。
- (2) 緊急輸送ルートは、全国からの応援部隊や緊急物資輸送車両等の広域的な移動を確保するとともに、甚大な地震・津波被害が見込まれる地域及び防災拠点に到達し、活動を確保するために、都道府県地域防災計画で定める緊急輸送道路を踏まえ、国土の骨格をなす幹線道路である高速道路、主要国道を中心に必要に応じて都道府県等が管理する道路も含め、選定したネットワークである。
- (3) 発災時には、被害の全容把握に時間を要することが予想される中であっても、あらかじめ選定した緊急輸送ルートについて、他の道路に優先して通行可否情報（通行不可の場合における迂回ルート情報を含む。）を遅滞なく集約し、防災関係機関間で情報共有を速やかに行うとともに、早期に通行確保を行うことが重要である。このための備えとして、あらかじめ地図情報も含めて防災関係機関間で広く情報共有を図るとともに、発災時の情報共有や緊急通行車両等の通行の確保のための具体的な手順を明らかにする。
- (4) 防災関係機関は、発災後、第1章 3. に掲げるタイムラインを目安に、緊急輸送ルートの確保に関する活動を連携して実施する。

2. 緊急輸送ルートに対する発災時の措置

(1) 緊急輸送ルート計画

- ① 緊急輸送ルート計画に緊急輸送ルートとして定める道路は、全国から被害が甚大な地域及び防災拠点に到達し、活動するための必要最低限のルートとして選定²したものである。（別表2-1 緊急輸送ルートの路線及び区間、別図2-1 緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図）

² 緊急輸送ルートは、具体計画において以下の4種類の考え方で整理している。

- ・ 広域移動ルート：部隊等の広域的な移動のためのルート。主に高速道路又は直轄国道により構成される。高速道路と直轄国道等の幹線道路としての機能が重複している場合には、高速道路を優先している。また、都市部においては、発災時の混雑等による通行困難等も加味し、環状的なネットワークも考慮している。そのほか、北海道への海上輸送時に活用を想定している港湾に向かうルートについても考慮している。
- ・ 被災地内ルート：甚大な地震・津波被害が想定される地域内のルート。
- ・ 代替ルート：被災地内ルートのうち、想定津波浸水域を通過し、津波浸水により通行できない可能性が高い場合に考慮するルート。
- ・ 拠点接続ルート：人命の安全確保のために特に重要で代替拠点を確保することが困難と見込まれる航空搬送拠点、製油所・油槽所及び海上輸送拠点と上記のルートの間を接続するルート。

- ② 防災関係機関は、発災後、緊急輸送ルート計画に定められた道路に対して、通行可否情報の共有、必要に応じた啓開活動・応急復旧、交通規制等の通行の確保のための活動を最優先で実施する。
- ③ 緊急輸送ルートから各防災拠点、災害拠点病院など重要な拠点へのアクセスについては、各道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者（以下「道路管理者等」という。）が、被災状況等を踏まえ、必要な啓開を速やかに行う。
- ④ なお、発災時に実際に活動を展開するにあたっては、刻々と変化する、道路管理者や各施設管理者からの被災情報・通行可否情報等を踏まえ、ルートの見直しなど、柔軟に対応することが必要となる。

（２）緊急輸送ルートの点検、啓開・除雪・応急復旧

- ① 国土交通省は、緊急輸送ルート等について、通行可否情報の共有、必要に応じた点検、啓開活動・除雪・応急復旧を行う。
- ② 国土交通省は、このタイムラインに応じて、緊急輸送ルート等について、他の道路管理者が管理するものも含め、
 - ア 通行可能区間（緊急通行車両のみか否かを含む）
 - イ 通行止め区間（通行止めの要因及び解除の見通し並びにその間の迂回ルート情報を含む）
 - ウ 点検中区間（点検完了の見通しを含む）
 - エ 未点検区間（未点検の要因を含む）
 を明らかにして、緊急災害対策本部に対して定期的に報告するものとする。また、冬季においては、除雪状況等も併せて報告するものとする。
- ③ 緊急災害対策本部及び現地対策本部は、国土交通省と連携し、緊急輸送ルートの通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を防災関係機関に共有する。
- ④ 現地対策本部は、その所管区域内の国土交通省地方整備局等及び被災道県と協力して上記の情報収集を行うとともに、必要に応じて、通行の早期確保に関する調整を行い、その結果を速やかに緊急災害対策本部に報告するものとする。
- ⑤ 警察庁は広域交通管制システム、国土交通省は災害通行実績データシステムによって官民ビッグデータを活用し、相互に連携を図りつつ、緊急輸送ルート等の通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を緊急災害対策本部に提供する。
- ⑥ 道路管理者は、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等（以下「道路啓開等」という。）に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。
- ⑦ 国土交通省は、踏切道改良促進法に基づき、災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定を推進するとともに、道路啓開計画に位置付けられた道路啓開ルート

上の踏切道についても指定を進める。あわせて、地震後の踏切の状況等を共有する緊急連絡体制の整備や、関係機関と連携し、指定した踏切道の抜本的な対策を推進する。大規模地震発生時には、道路管理者は緊急車両の通行を確保するため、同踏切道の被害状況や通行の可否等の情報を速やかに関係機関へ共有する。

- ⑧ 国土交通省は、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ETC2.0や民間が収集したプローブデータ、AIwebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携、人工衛星画像の活用により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、道路啓開等を行うとともに、道路利用者に道路の通行可否に関する情報が確実に伝わるようICTを活用し、ETC2.0、情報板、インターネット等により迅速に情報提供するものとする。
- ⑨ 道路管理者等は、その管理する道路について、効果的な障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を行い、道路機能の確保を行う。
- ⑩ 道路管理者等は、降雪期において除雪の必要性があると判断される場合には、積雪や凍結による緊急輸送ルート等の寸断で部隊移動や物資供給等が滞ることがないように、除雪車両、除雪機械、人員等、除雪体制の強化に努めるとともに、除雪状況等を関係機関と共有することにより、計画的・効率的な除雪を実施する。
- ⑪ 国土交通省は、迅速な救急救命活動や救急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。
- ⑫ 道路管理者等は、必要に応じて、自らの管理する道路について、法第76条の6の規定に基づき、区間の指定を行い、車両の移動など緊急通行車両等の通行を確保するために必要な措置を行う。また、道路啓開の実施と併せ、啓開の支障とならないよう立ち往生車両を誘導し、滞留車両を円滑に移動させ、緊急通行車両等の通行を確保する。
- ⑬ 国土交通省は、津波による浸水が緊急輸送のための交通の確保の支障となる場合には、排水ポンプ車の派遣、湛水の排除を迅速に行う。
- ⑭ 路上の障害物の除去、除去した障害物の仮置場への運搬等複数の機関が協力して措置する必要がある事項については、現地対策本部で必要に応じ協議をするなど防災関係機関が協力して必要な措置をとる。
- ⑮ 道路管理者は、被災地域内の交通負荷を可能な限り軽減するために、発災時に高速道路上を走っている車両を遠方の出口へ誘導することがある旨等について、あらかじめ利用者に理解と協力を求める。また、発災後は適切にこれらの誘導等を促すなど、被災地全体の交通制御を見据えた現地体制、迂回路の設定や情報収集・提供装置の確保など、誘導方策等についてあらかじめ検討する。
- ⑯ 国土交通省は、被災状況や復旧状況に応じて関係機関と連携し、交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策などを統括的に実施し、被災地域の安定的な人流・物流機能の確保に努めるものとする。

(3) 必要な交通規制の実施

- ① 被災道県警察は、緊急通行車両等の通行を確保するため、直ちに被害が甚大な地域への車両の流入禁止規制や一般車両の通行を禁止するなどの必要な交通規制を行い、緊急交通路指定予定路線からの一般車両の排除等を行う。
- ② 都道府県公安委員会は、通行禁止等を行うために必要があると認めるときは、法第76条の4第1項の規定に基づき、道路管理者等に対し、法第76条の6の規定に基づく車両の移動等の措置をとるべきことを要請する。
- ③ 警察庁は、緊急輸送ルートについて、道路管理者による道路啓開状況を踏まえ、道県公安委員会が必要な緊急交通路を迅速かつ的確に指定するよう指導・調整を行い、緊急通行車両等の円滑な通行を確保する。
- ④ 緊急災害対策本部は、警察庁及び都道府県に対して、緊急自動車以外の災害応急対策に従事する車両や緊急物資輸送車両等の緊急交通路の通行のため、都道府県公安委員会及び都道府県知事が緊急通行車両確認標章の交付を円滑に行うことができるよう必要な情報提供を行う。
- ⑤ 都道府県警察は、被災地が積雪寒冷地であることを踏まえ、緊急交通路を通行する緊急通行車両等の使用者に対して、あらかじめ冬用タイヤの装着やタイヤチェーンの携行等について指導を行う。
- ⑥ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震発生時には、都市部において深刻な道路交通麻痺が想定されることから、被害が大きい地域の都市部における緊急輸送ルートの確保に際しては、自動車利用の制限、放置車両の移動など国民の理解・協力が必要不可欠である。そのため、政府、被災道県は、一般車両の通行禁止等について、広く国民に協力を要請する。

(国民への協力要請の例)

- ・ 通行禁止等の交通規制が行われた区域又は道路の区間を通行中の車両の運転者は、速やかに他の場所へ移動してください。
- ・ 通行禁止等の交通規制が行われている道路以外の場所への移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車し、緊急通行車両の通行や災害応急対策の実施の妨げとならないよう駐車してください。
- ・ 道路上に駐車する際には、道路啓開作業時に車両の移動を行えるようエンジンキーは付けたまま又は分かりやすい場所に置き、ドアはロックしないようにしてください。
- ・ 渋滞の発生を防ぐため、避難や家族の迎えなどに自動車は使用しないでください。

(4) 港湾等の活用

- ① 緊急災害対策本部及び国土交通省並びに被災道県は、地震被害により道路が寸断されるなど、陸路による移動や輸送が困難な場合、海上輸送拠点に指定された港湾や地域防災計画等に位置づけられた漁港の活用を検討する。なお、本州から北海道への移動については、海上輸送拠点に指定された港湾の活用を前提とする。

- ② 上記①の活用に備えて、発災後、港湾管理者や漁港管理者は、津波の状況等を踏まえ、必要に応じて、海上輸送拠点に指定された港湾や地域防災計画等に位置づけられた漁港の点検を行う。
- ③ 国土交通省は、港湾施設の被害状況、復旧状況のほか、港湾区域内の航路について、障害物除去等の状況を緊急災害対策本部に報告する。
- ④ 農林水産省は、漁港施設の被害状況、復旧状況のほか、漁港区域内の航路について、障害物除去等の状況を緊急災害対策本部に報告する。

第3章 救助・救急、消火活動等に係る計画

1. 趣旨

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による甚大な被害に対して、人命救助のために重要な72時間を意識するとともに、72時間以降も行方不明者の捜索等に係る活動が長期化する可能性を念頭に置き、被災道県内の警察・消防機関は、発災直後から救助・救急、消火活動等に必要な部隊を最大限動員するとともに、これらの活動の支援等のため、国土交通省は被災管内の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を最大限動員するものとする。さらに、国は、被害が甚大と見込まれる地域に対して、全国から最大勢力の応援部隊を可能な限り早く的確に投入する必要がある。特に、地理的条件により、他の地域からの応援が到達するまで一定程度の時間を要すること、また積雪寒冷下においては、積雪・凍結等により、部隊の移動、救助等の活動の妨げとなる懸念があることから、地理的条件及び積雪寒冷下での対応についても想定し、救助・救急、消火活動等のための装備・資機材の充実、活動要領等を考慮する必要がある。
- (2) このため、被災道県内で動員する警察・消防・国土交通省 TEC-FORCE の部隊（以下「域内部隊」という。）に加えて、全国からの「警察災害派遣隊」、「緊急消防援助隊」、「自衛隊の災害派遣部隊」及び「国土交通省 TEC-FORCE」（以下「広域応援部隊」という。）の初動期における派遣の方針と具体的な手順等を定める。

2. 救助・救急、消火等に必要な部隊の動員の考え方

- (1) 域内部隊と広域応援部隊は、次に掲げる事項に関し、緊急災害対策本部による総合調整の下、緊密な連携を図りながら、救助・救急、消火活動等のほか、緊急輸送ルート確保のための活動（啓開・除雪・排水等）、医療活動、交通規制、避難生活支援等、国民の生命に直結する多岐にわたる災害応急対策活動に従事する。
- ① 被害情報
 - ② 広域応援部隊の迅速な進出のための緊急輸送ルートの確保と必要に応じた交通規制の実施及びその情報共有
 - ③ 交通途絶を想定した部隊投入方法の多重化、特に航空機を活用した投入
 - ④ 部隊に対する優先的な燃料供給体制の確保、必要に応じた部隊間での相互協力
 - ⑤ その後の地震活動や降雨による二次災害防止対策
- (2) 被災地域内の救助・救急、消火等要員の最大限の動員
- ① 被災地域に所在する警察・消防機関は、発災直後から、管内の被災地域に対して域内部隊を最大限動員して救助・救急、消火活動等に従事する（各都道府県の職員数は別表3-1のとおり）。また、これらの活動の支援等のため国土交通省 TEC-FORCE は管内部隊を最大限動員して、災害応急対策活動に従事する。

(3) 広域応援部隊の派遣

- ① 一方、被災地域内の警察・消防機関の勢力に比して甚大な被害が想定される道県（以下「重点受援道県」という。）に対しては、全国からの広域応援部隊を迅速に投入する必要がある³。
- ② このため、具体計画では、被害想定（死者及び自力脱出困難者数）を踏まえ、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が発生した場合においては、重点受援道県として北海道、青森県、岩手県及び宮城県の4道県（以下「重点受援道県4道県」という。）を計画する。上記（2）記載の警察・消防機関のうち、重点受援道県4道県における勢力（別表3-1に掲げる当該4道県の職員数の合計）及び受援地方整備局等⁴（以下「受援地整等」という。）管内の国土交通省 TEC-FORCE の活動規模は以下のとおりであるが、これらに加え、全国からの広域応援部隊を派遣する。

警察：	約 18,900 人
消防機関：消防職員	約 17,200 人
消防団員	約 72,500 人
国土交通省 TEC-FORCE：	約 680 人 ⁵

(4) 活動のための体制確保

- ① 警察、消防及び自衛隊は、各々の特性、能力及び知見に応じて救助・救急、消火活動等を行う。この際、被災状況調査、道路啓開、湛水排除などを行う国土交通省 TEC-FORCE をはじめとする防災関係機関と積極的に連携・協力するものとする。
- ② 国土交通省は、国土交通省 TEC-FORCE が迅速に活動できるよう、事前に TEC-FORCE 予備隊員を含む人員の派遣及び資機材の提供を行う体制を整備するとともに、研修などによる災害対応にあたる人材の育成や実践的な訓練の実施などにより、TEC-FORCE 活動の体制・機能の充実・強化を図るものとする。また、高度な専門性を有する TEC-FORCE アドバイザーや TEC-FORCE パートナーと一体となって官民で連携して活動する体制の構築を図るものとする。
- ③ 救助・救急、消火活動等に必要な資機材、燃料、食料等については、当該活動を実施する機関が調達し携行する自己完結型を原則とするほか、感染症が流行している状況下においては、各部隊において感染症拡大防止のため、隊員の健康管理の徹底等必要な対策を講ずるものとする。また、冬季においては、降雪時・寒冷地の特性を踏まえた対策（冬用タイヤの装着やタイヤチェーンの携行、隊員の防寒・保温対策等）を併せて講ずる。
- ④ 防災関係機関は、河川水、海水、下水処理水、農・工業用水等その他大都市地域に存在する水利を災害時に消火活動に利用できるよう、あらかじめ、施設管理者等と調整しておくものとする。

³ 国土交通省 TEC-FORCE は、各地方ブロックの津波浸水面積、全壊棟数を踏まえ、重点受援道県以外の地域にも投入する。

⁴ 北海道開発局、東北地方整備局、北海道運輸局、東北運輸局及び東京航空局をいう。

⁵ 国土交通省 TEC-FORCE の日最大派遣規模。

等と調整しておくものとする。

- ⑤ 救助・救急、消火活動等を行う機関は、高齢者、障害者等の要配慮者の迅速かつ円滑な救助等を行うため、地方公共団体等と連携した対応に努めるものとする。

3. 広域応援部隊の派遣先

(1) 被害想定を踏まえた派遣

- ① 警察庁、消防庁及び防衛省は、被害想定（死者数及び自力脱出困難者数）を踏まえ、各地域ブロックの被害規模⁶に応じて広域応援部隊を派遣することを想定する。
- ② この際、それぞれの省庁において、部隊の役割や被災地域内に所在する勢力も考慮して、部隊の所在する地域ブロックを越えて派遣することも含め、広域応援部隊の派遣先、派遣規模等を計画する。

地方	対象道県		被害規模の目安
北海道	重点受援道県	北海道	概ね 7 割
東北地方	重点受援道県	青森県、岩手県、宮城県	概ね 3 割
	それ以外	福島県	

- ③ 国土交通省は、被害想定（津波浸水面積、全壊棟数）を踏まえ、各地域ブロックの被害規模に応じて国土交通省 TEC-FORCE を派遣することを想定し、深刻な被害が想定されるケースについて、国土交通省 TEC-FORCE の広域派遣先、派遣規模を計画する。

地方	被害規模の目安	
	日本海溝モデル ^{注1}	千島海溝モデル ^{注2}
北海道	概ね 5 割	概ね 7 割
東北地方	概ね 5 割	概ね 3 割

（注1）日本海溝モデルは、岩手県から襟裳岬にかけて津波高が最大クラスとなる津波断層モデル及び最大クラスの津波発生時の強震断層モデルによるもの。

（注2）千島海溝モデルは、襟裳岬から根室半島の太平洋沿岸にかけて津波高が最大クラスとなる津波断層モデル及び最大クラスの津波発生時の強震断層モデルによるもの。

(2) 発災後の情報収集に基づく計画の修正

- ① 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の場合、重点受援道県 4 道県が甚大な被害を受ける可能性が高いと見込まれているが、発災時には、具体計画を基礎としつつ、警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省は、実際の被害状況を踏まえ、緊急災害対策本部の調整の下、柔軟に対応する。

(3) 広域応援部隊の派遣手順

① 迅速な出動決定

- ア 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震によって被害が想定されない地域に所在する警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、国土交通省 TEC-FORCE 及び自衛隊の災害派遣部隊は、直ちに出動する。
- イ 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震によって被害が想定されている地域の広域応援部隊については、発災後、被害が軽微である場合には早期に出動する

⁶ 被害規模は、被害想定 of 死者数及び自力脱出困難者数について、都道府県毎に各ケース（津波避難ビル等を考慮しない場合）の中央値を合算し、地方毎に割合を算出したもの。

ものとし、一定の被害が生じている場合には災害応急対策の状況に応じて出動するものとする。

② 進出の手順

- ア 出動する広域応援部隊は、被災地域に向かう一次的な進出目標である広域進出拠点に向けて進出を開始し、被災状況に応じて、重点受援道県に進出するための進出拠点にできる限り速やかに進出する。
- イ 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省は、できる限り速やかに広域応援部隊を被災地に到達させるため、緊急災害対策本部の調整の下、進出経路や距離、民間フェリーや民間航空機の運航状況等を考慮して派遣先、派遣人員等を決定する。
- ウ 緊急災害対策本部は、発災後、広域応援部隊が進出するために使用する広域進出拠点及び進出拠点の情報を警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省から速やかに収集し、これらの拠点の所管省庁を通じて、使用に関する管理者の承諾を包括的に得るものとする。
- エ 北海道への広域応援部隊の派遣は、部隊が保有する船舶及び航空機のほか、使用可能な民間輸送力を最大限活用し、発災後速やかに人命救助の任務を有する部隊を優先して進出する。

③ 広域応援部隊の派遣規模

- ア 重点受援道県4道県以外の警察、消防の広域応援部隊がすべて出動可能な場合における派遣規模⁷は以下のとおりである。
 - 警察災害派遣隊：約 17,000 人⁸
 - 緊急消防援助隊：約 22,900 人／6,000 隊^{9,10}
- イ 自衛隊の災害派遣部隊（重点受援道県に所在する部隊も含む。）の最大限の派遣規模は、以下のとおりである。
 - 自衛隊の災害派遣部隊：約 110,000 人
- ウ 応援地方整備局等¹¹（以下「応援地整等」という。）管内の国土交通省 TEC-FORCE の最大限の派遣規模は以下のとおりである。
 - 国土交通省 TEC-FORCE：約 1,580 人

（４）発災時の情報共有

- ① 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省は、発災後、第1章 3. に掲げるタイムラインに応じた目標行動を踏まえ、次の項目について、派遣部隊等の進出・活動状況を取りまとめ、緊急災害対策本部に報告する。
 - ア 出動部隊名、所在地

⁷ 派遣規模とは、被災地である重点受援道県への派遣を予定している部隊の総数であり、ある特定の時点における活動規模を示すものではない。

⁸ 域内の警察も含め、約 36,000 人態勢。

⁹ 域内の消防職員も含め、約 40,100 人態勢。このほか、域内では消防団員約 72,500 人も対応。

¹⁰ 緊急消防援助隊の数値は重点受援道県を除く 43 都府県の緊急消防援助隊登録隊数（令和 7 年 4 月時点）の合計。

¹¹ 関東・北陸・中部・近畿・中国・四国・九州の各地方整備局、関東・北陸信越・中部・近畿・中国・四国・九州の各運輸局、神戸運輸監理部及び大阪航空局をいう。

イ 人員数

ウ 出動時間

エ 派遣先

オ 進出・活動状況（広域進出拠点、進出拠点、救助活動拠点への到達状況）

- ② 緊急災害対策本部は、発災後その時点で判明している被害状況に基づき、警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省に対して、緊急輸送ルートの通行可否情報（冬季においては、除雪状況等を含む。）、港湾・空港等の使用可否情報、民間フェリー・民間航空機の運航状況及び利用可否情報、燃料補給に関する情報その他広域応援部隊の派遣に必要な情報の提供を新総合防災情報システム（SOBO-WEB）等により定期的に行い、必要に応じてそれぞれの派遣方針を集約・調整する。
- ③ 現地対策本部は、緊急災害対策本部が集約した所管区域への広域応援部隊の進出・活動状況を踏まえ、所管区域の道県災害対策本部と連携しつつ、警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省に対して、部隊活動に必要な情報（被害状況、緊急輸送ルートの確保状況、航空機用救助活動拠点（４．（２）参照）及び海上輸送拠点の利用可否情報等）の提供を新総合防災情報システム（SOBO-WEB）等により行い、必要に応じてそれぞれの派遣方針を集約・調整する。

4. 広域応援部隊の活動に必要な拠点

（１）部隊の進出のための拠点

① 広域進出拠点・進出拠点

ア 発災後、各部隊が、３．に掲げる手順により重点受援道県が属する被災地域に向かう一次的な進出目標を「広域進出拠点」、各部隊が受援道県に向かって移動する際の目標となる場所を「進出拠点」という。

イ 具体計画では、「広域進出拠点」及び重点受援道県内の「進出拠点」を別表３－２のとおり定める。

ウ 広域進出拠点及び進出拠点の管理者は、被災道県と連携し、広域応援部隊による車両の駐車及び給油、隊員の休憩等の支援に特段の配慮を行う。

エ 広域応援部隊は、発災時には、進出する広域進出拠点及び進出拠点について、その被災状況、利用状況に応じて柔軟に決定する。

② 陸路での進出が一時難航すると見込まれる地域へのアクセス

ア 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による津波、落橋、液状化、土砂災害等により、発災後しばらくの間、陸路による到達が一時難航すると見込まれる地域については、空路、海路によるアクセスも想定する。

イ なお、発災後しばらくの間は津波警報等が解除されないこと、港湾や漁港内の漂流物・障害物の処理に時間を要することが想定されることから、ヘリ・航空機を活用した空からの救出救助・消火活動（部隊投入を含む。）を想定する。

ウ 下表は、モデル検討会が想定した津波浸水地域をもとに、陸路到達が一時難航すると見込まれる市町村を抽出したものであるが、落橋、液状化、土砂災

害等による陸路到達一時難航地域については、地方公共団体において、そのアクセス方法を具体的に検討しておくべきである。

津波浸水により陸路到達が一時難航すると見込まれる市町村		陸路以外のアクセス方法 (例)	周辺の航空機用 救助活動拠点 (例)
北海道	福島町	空路：青函トンネル記念館駐車場	洞爺水辺の里財田キャンプ場
北海道	知内町	空路：知内中学校グラウンド 海路：中ノ川漁港、知内漁港 (涌元地区)、知内漁港 (小谷石地区)	洞爺水辺の里財田キャンプ場
北海道	えりも町	空路：えりも小学校グラウンド 海路：庶野漁港(東岸)、えりも港(西岸)	観音山スポーツ公園
青森県	蓬田村	空路：蓬田総合運動場	蓬田総合運動場
青森県	大間町	空路：大間高校	大間高校
青森県	風間浦村	空路：風間浦野球場	風間浦野球場

(注) 上記地域は、被害想定による津波浸水深(各パターンのうち最大となるもの)に対して、緊急輸送ルートとして計画する道路の概ねの路面の高さや規格に加え、代替ルートの有無を考慮し、都道府県等の意見を踏まえ、内閣府において暫定的に抽出したもの。

③ 民間フェリーを活用した進出

ア 広域応援部隊進出のために民間フェリーの利用を想定する区間は次表のとおりである。

イ 緊急災害対策本部は、警察庁、消防庁又は防衛省から要請があった場合には、国土交通省を通じて、速やかに広域応援部隊を輸送できるよう、必要なスペース確保等について、海上運送事業者と調整を行う¹²。

¹² 国土交通省 TEC-FORCE については、初動期における救助・救急、消火活動等の支援のために必要な道路啓開・湛水排除等を行う部隊を、警察、消防及び自衛隊の部隊とともに速やかに輸送できるよう調整を行う。また、これ以降においても、TEC-FORCE の輸送を継続するよう調整を行う。

省庁名	区間		規模	
	起点	終点	人員（人）	車両（台）
警察庁	青森港	函館港	約 12,000	約 3,000
	大間港	函館港		
	八戸港	苫小牧港		
	大洗港	苫小牧港		
	名古屋港	仙台港→苫小牧港		
	新潟港	小樽港		
	敦賀港	苫小牧東港		
	敦賀港	新潟港→秋田港→ 苫小牧東港		
	舞鶴港	小樽港		
	那覇港	鹿児島港		
消防庁 ¹³	青森港	函館港	約 16,700	約 4,410
	大間港	函館港		
	八戸港	苫小牧港		
	大洗港	苫小牧港		
	名古屋港	仙台港→苫小牧港		
	新潟港	小樽港		
	敦賀港	苫小牧東港		
	敦賀港	新潟港→秋田港→ 苫小牧東港		
	舞鶴港	小樽港		
	那覇港	鹿児島港		
	那覇港	志布志港 ¹⁴	約 290	約 80
防衛省	新潟港	小樽港 (石狩湾新港)	約 9,600	約 1,600
	舞鶴港	小樽港 (石狩湾新港)		

(注) 表中の派遣規模は、民間フェリーの輸送力を最大限確保した場合において、輸送を想定している部隊の規模を示したものである。なお、実際の港湾の被害状況、民間フェリーの運航状況等により、数値は変動する。

¹³ 消防庁の数値は、令和7年4月時点の緊急消防援助隊登録隊数。

¹⁴ 那覇港から志布志港の活用の際には、RORO船による車両の輸送を想定している。RORO船については他の区間でも利用される場合が想定されるが、過去の活用実績等を踏まえ記載したもの。

④ 民間航空機を活用した隊員の輸送

ア 広域応援部隊は、隊員の迅速な派遣のため、必要に応じて民間航空機を利用する。なお、北海道への隊員の派遣については、民間航空機を利用する可能性が高いことを想定する。

イ 緊急災害対策本部は、警察庁、消防庁又は防衛省からの要請があった場合、必要に応じ、国土交通省を通じて、民間航空会社と調整を行う。

(2) 部隊の活動のための拠点

① 域内部隊及び広域応援部隊が、被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点を「救助活動拠点」という。被災地方公共団体は、「救助活動拠点」をあらかじめ想定し、発災後には速やかに確保するものとする。

② 救助活動拠点のうち、

ア 災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点

イ 甚大な津波被害が想定される地域にて、大規模な空からの救助活動のために活用することが想定される拠点

については、航空機用救助活動拠点として、発災後速やかに利用できるよう別表3-3のとおり候補地を明確化する。

5. 警察、消防、自衛隊及び国土交通省 TEC-FORCE の部隊間の活動調整と活動支援

(1) 部隊間の活動調整

① 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省は、部隊がそれぞれ連携を図りながら円滑かつ効果的に救助・救急、消火活動等を行えるよう、緊急災害対策本部、現地对策本部のほか、被災道県及び被災市町村の災害対策本部において、活動調整会議等により、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報（救難情報¹⁵、要救助者の所在場所、行方不明者の特定に資する情報、安全確保に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有や活動方針等の調整を行う。また、緊急災害対策本部及び現地对策本部は、災害応急対策活動の全般を把握して広域的に部隊及び資機材の再配分等が必要な場合において総合調整を行う。

② 災害現場で活動する警察、消防及び自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段、救難情報等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する国土交通省 TEC-FORCE、災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

③ 救助・救急、消火活動等に従事する実動部隊は、防災相互通信用無線などの現地における直接的な通信手段のほか、被災道県・被災市町村の災害対策本部及び現地对策本部並びに実動部隊の合同調整所を通じて救難情報等の共有に努めるものとする。

¹⁵ 家屋の下敷きになっている者がいる、孤立して救助を求めている者がいる等の救助が必要とされている状況に関する情報。

(2) 部隊の活動支援

- ① 緊急災害対策本部及び現地対策本部は、関係省庁等の協力を得て、部隊活動の安全確保のための専門的な助言等を行う体制を構築する。
- ② 国土交通省 TEC-FORCE は、部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言等を行う。

6. 災害応急対策に活用する航空機及び艦船・船舶並びに災害対策用機械

(1) 従事する活動及び規模

- ① 警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省及び国土交通省の調整により運用する航空機（回転翼機を含む。）は、それぞれの任務に応じて、情報収集活動、救助・救急、消火活動、輸送活動、医療活動等に従事する。
- ② 警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省及び国土交通省の調整により運用する艦船・船舶は、それぞれの任務に応じて、情報収集活動、救助活動、消火活動、航路啓開活動、輸送活動、船舶交通の規制等に従事する。
- ③ これらの活動における航空機、艦船・船舶の規模は、次のとおりである。

（単位：航空機は機、艦船・船舶は隻）

調整主体	航空機		艦船・船舶
	回転翼機	固定翼機	
警察庁	約 40	—	約 40
消防庁	約 40	—	約 10
海上保安庁	約 40	約 15	約 100
防衛省	約 170	約 80	約 60
（うち、大型回転翼機）	約 30		
国土交通省	9	—	20
合計	約 300	約 100	約 230

- ④ 国土交通省の排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、衛星小型画像伝送装置（Ku-SAT）、対策本部車、待機支援車等の災害対策用機械や除雪機械は、それぞれの任務に応じて、情報収集活動、道路啓開活動、排水活動、雪害対応等に従事する。
- ⑤ これらの活動における災害対策用機械の規模は、以下のとおりである。

災害対策用機械：約 510 台（最大派遣規模）

うち排水ポンプ車 約 190 台

(2) 航空機の運用の考え方

① 重視する航空機の運用

ア 情報収集、人命救助のための航空機の運用

- (ア) 被害状況が確認されていない地域（情報空白域）に対する情報収集
- (イ) 陸路到達一時難航地域での空からの救出救助・消火活動のための航空機の配分
- (ウ) 人命救助のための部隊の輸送及びDMA T参集のための航空機の活用を重視する。

イ 医療搬送のための航空機の運用

- (ア) 広域医療搬送のための航空機の活用を重視する。この際、傷病者の発生状況やSCU（航空搬送拠点臨時医療施設）への患者の搬送状況を踏まえた航空機の追加配分を行う。

② 航空機の運用調整

- ア 被災道県は、航空機を最も有効適切に活用するため、上記①に掲げる運用その他各種活動支援のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空運用調整班を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。
- イ 広域医療搬送や陸路到達一時難航地域での大規模な空からの救出救助・消火活動など、都道府県域を超えて国レベルでの航空機の運用を行う必要がある場合は、緊急災害対策本部又は現地対策本部が主体となって調整を行う。この際、航空機運用総合調整システム（FOCS）を活用することにより、効率的かつ安全な運用を図るものとする。
- ウ 緊急災害対策本部又は現地対策本部は、被災地空域に集中する航空機の安全を確保するため、必要に応じて、一定空域での飛行の注意喚起・自粛要請、指定飛行経路等の設定、航空交通情報の提供エリア等の調整を行う。
- エ 現地対策本部又は被災道県は、救助・救急活動の円滑な実施のため必要があると判断した場合は、実動部隊と協議の上、行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機、重機等による騒音の発生を禁止するサイレントタイムの設定を行うものとする。この際、現地対策本部又は被災道県は国土交通省に対し、航空機の当該空域の飛行自粛に関する航空情報（ノータム）の発出を要請し、同省はその旨の航空情報を発出する。また、現地対策本部又は被災道県は、報道機関等の協力団体に対し必要な協力を広く要請する。

(3) 艦船・船舶の運用の考え方

① 重視する艦船・船舶の運用

ア 津波による漂流者の救助のための艦船・船舶の運用

- (ア) 漂流者の多数発生が予想される海域及び漂流者の状況が確認されていない海域（情報空白域）における海上捜索を重視する。
- (イ) 救助した漂流者のうちで、重傷等により早期に医療機関へ搬送し治療する必要がある患者に対応するため、DMA Tをはじめとする医療チームを要請・乗船させることについて考慮する。

- イ 陸路での到達が困難な地域における艦船・船舶の運用
 - (ア) 津波被害等により陸路での到達が困難な地域への海上からの人員、物資、資機材等の輸送を重視する。
- ウ 消火活動のための艦船・船舶の運用
 - (ア) 船舶火災及び沿岸で発生した火災で艦船・船舶からの消火が効果的なものを重視する。
- エ 航路啓開活動のための艦船・船舶の運用
 - (ア) 海上輸送拠点へアクセスする航路の啓開に係る活動を重視する。
- オ 沿岸部の航空搬送拠点・SCUの補完
 - (ア) 沿岸部の航空搬送拠点・SCUなどの至近に政府艦船を着岸又は洋上に停泊させ、DMAT等と連携して当該拠点の補完として活用することを考慮する。
- ② 艦船・船舶の運用調整
 - ア 被災道県は、艦船・船舶を最も有効適切に活用するため、上記①に掲げる運用、その他各種活動支援のため艦船・船舶の運用に関し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。
 - イ 国レベルでの艦船・船舶の運用を行う必要がある場合には、緊急災害対策本部が主体となって調整を行う。

(4) 災害対策用機械の運用の考え方

- ① 重視する災害対策用機械の運用
 - ア 情報収集のための災害対策用機械の運用
 - (ア) 被害状況が確認されていない地域（情報空白域）に対する情報収集を重視する。
 - イ 緊急輸送ルートを確保するための災害対策用機械の運用
 - (ア) 緊急輸送ルートを確保するための道路啓開、排水活動、雪害対応を重視する。
 - ウ 排水活動のための災害対策用機械の運用
 - (ア) 津波により深刻な浸水被害が発生した地域での排水活動を重視する。
 - エ 被災した地方公共団体支援のための災害対策用機械の運用
 - (ア) 庁舎が被災した地方公共団体の通信機能、電源等の確保を重視する。

7. 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省 TEC-FORCE の部隊派遣の方針

(1) 警察庁

① 活動内容

ア 警察が派遣する警察災害派遣隊は、情報収集、避難誘導、救出救助、検視・死体調査及び身元確認等の支援、緊急交通路の確保及び緊急通行車両等の先導、行方不明者の搜索、治安維持、被災者等への情報伝達、被災地等における活動に必要な通信の確保等を行う。

② 部隊の運用

ア 警察は、警察庁調整の下、重点受援道県に指定された4道県警察を除く43都府県警察について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震発生後、管内の被害状況を確認し、部隊派遣が可能な場合には、直ちに広域進出拠点等に向けて部隊を出動させる。

イ 警察庁は、被災状況に応じて、各都府県の警察災害派遣隊に対し、派遣先の道県を指示する。

ウ 警察災害派遣隊の派遣規模及び派遣先は以下のとおりであるが、被災状況や民間フェリーの運航状況等に応じて、派遣規模及び派遣先の決定を柔軟に行うものとする。

＜警察災害派遣隊の派遣規模、派遣先等＞

	部隊の所在地		規模 (人)	車両数 (台)	進出目標 (広域進出拠点)	派遣方面
	管区	都府県				
想定上、被害のない39都府県	東北	秋田県	約 340	約 82	錦秋湖 S A（岩手県西和賀町） 寒河江 S A（山形県寒河江市） 安達太良 S A（福島県本宮市） 佐野 S A（栃木県佐野市）	北海道 東北方面
		山形県				
	関東	群馬県	約 2,800	約 700		
		埼玉県				
		神奈川県				
		新潟県				
		山梨県				
		長野県				
		静岡県				
	警視庁	東京都	約 3,000	約 750		
	中部	富山県	約 1,800	約 450		
		石川県				
		福井県				
		岐阜県				
		愛知県				
	近畿	滋賀県	約 3,400	約 850		
		京都府				
		大阪府				
		兵庫県				
		奈良県				
	中国 四国	和歌山県	約 1,950	約 483		
		鳥取県				
		島根県				
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
九州	高知県	約 2,200	約 550			
	福岡県					
	佐賀県					
	長崎県					
	熊本県					
	大分県					
	宮崎県					
	鹿児島県					
進地域を管轄する4県	東北	福島県	約 1,300	約 325	被災状況に応じて、被害が甚大な地域を中心に派遣先・規模を決定	
	関東	茨城県				
		栃木県				
		千葉県				

(2) 消防庁

① 活動内容

ア 被災道県（重点受援道県4道県を含む。）の部隊及び緊急消防援助隊は、情報収集、避難誘導、消火・延焼防止、人命救助、傷病者の応急処置・救急搬送等を行う。

② 部隊の運用

ア 即時出動する緊急消防援助隊

（ア）消防庁は、被害が想定されない地域に属する39都府県（秋田県、山形県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）について、即時、広域進出拠点に向けて緊急消防援助隊の出動を指示する。

（イ）これら即時出動を行う39都府県の緊急消防援助隊の最大出動規模、応援先等は、下表のとおりであるが、被害状況等に応じて、柔軟に変更するものとする。

<即時出動する緊急消防援助隊の最大出動規模、応援先等>

部隊の所在地		最大出動規模※1		進出目標 (広域進出拠点)	応援先
地域	都府県	隊員数 (人)	隊数 (隊)		
東北地方	秋田県	約 380	約 670	約 180	
	山形県	約 290			
関東地方	群馬県	約 400	約 4,410	約 1,140	
	埼玉県	約 1,080			
	東京都	約 1,470			
	神奈川県	約 1,220			
	山梨県	約 240			
北信越地方	新潟県	約 690	約 2,190	約 570	
	富山県	約 350			
	石川県	約 320			
	福井県	約 280			
	長野県	約 550			
中部地方	岐阜県	約 530	約 3,050	約 780	
	静岡県	約 810			
	愛知県	約 1,290			
	三重県	約 420			
近畿地方	滋賀県	約 260	約 3,470	約 940	北海道 青森県 岩手県 宮城県
	京都府	約 490			
	大阪府	約 1,170			
	兵庫県	約 950			
	奈良県	約 310			
	和歌山県	約 290			
中国地方	鳥取県	約 190	約 2,020	約 540	
	島根県	約 270			
	岡山県	約 500			
	広島県	約 670			
	山口県	約 390			
四国地方	徳島県	約 270	約 1,160	約 310	
	香川県	約 250			
	愛媛県	約 370			
	高知県	約 270			
九州地方	福岡県	約 790	約 2,720	約 740	
	佐賀県	約 210			
	長崎県	約 340			
	熊本県	約 460			
	大分県	約 310			
	宮崎県	約 220			
	鹿児島県	約 390			
沖縄県	沖縄県	約 290	約 290	約 80	
合計		約 19,980	約 5,280		

※1 令和7年4月時点の緊急消防援助隊の登録隊数をベースにした数値。

イ 被害確認後に出動する緊急消防援助隊

(ア) 消防庁は、被害が想定される地域に属する道県のうち重点受援道県以外の4県（福島県、茨城県、栃木県、千葉県）について、当該県の被害状況を確認後、重点受援道県への緊急消防援助隊の出動が可能な場合は、直ちに広域進出拠点に向けて緊急消防援助隊の出動を指示する。

(イ) これら被害確認後に出動を行う4県の緊急消防援助隊の最大出動規模は、下表のとおりであるが、応援先については、被害状況等に応じて決定するものとする。

＜被害確認後に出動する緊急消防援助隊の最大出動規模、応援先等＞

部隊の所在地		最大出動規模※1			進出目標	応援先
地域	県	隊員数（人）		隊数（隊）	（広域進出拠点）	
東北地方	福島県	約 530	約 530	約 140	函館市港町ふ頭（北海道函館市） 森町消防本部（北海道茅部郡森町）	被害状況等 に応じて、 応援先を 決定
関東地方	茨城県	約 780	約 2,370	約 600	苫小牧市消防本部（北海道苫小牧市） 輪厚PA上り・下り（北海道北広島市） 札幌市消防学校（北海道札幌市） 倶知安総合体育館（北海道虻田郡倶知安町）	
	栃木県	約 450			岩手山SA下り（岩手県八幡平市） 前沢SA上り・下り（岩手県奥州市）	
	千葉県	約 1,140			宮城県総合運動公園（宮城県宮城郡利府町） 安達太良SA下り（福島県本宮市）	
合計		約 2,900		約 740		

※1 令和7年4月時点の緊急消防援助隊の登録隊数をベースにした数値。

③ 部隊の出動

ア 出動の指示を受けた各都府県の緊急消防援助隊のうち、統合機動部隊¹⁶及び指揮支援部隊¹⁷は、指示後約1時間以内に出動し、その他の隊は、出動準備が整い次第、直ちに出動するものとする。

¹⁶ 統合機動部隊とは、災害発生後、迅速に先遣出動し、後続する部隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うとともに、被災地において消防活動を緊急に行うことを任務とする隊をいう。

¹⁷ 指揮支援部隊とは、ヘリコプター等で被災地（都道府県庁等）に赴き、災害に関する情報を収集し、消防庁長官、都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする隊をいう。

(3) 防衛省

① 活動内容

ア 自衛隊の災害派遣部隊は、情報収集、人命救助・捜索救助、消防及び水防活動、応急医療及び救護、緊急輸送、生活支援等を行う。

大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、「FAST-Force (First Action Support-Force)」を待機させるなど、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

② 部隊の運用

ア 被害が想定されない地域に所在する自衛隊の災害派遣部隊の運用

防衛省は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震発生後、速やかに広域進出拠点に向けて被害が想定されない地域に所在する自衛隊の災害派遣部隊を出動させる。

イ 被害が想定される地域に所在する自衛隊の災害派遣部隊の運用

被害が想定される地域に所在する自衛隊の災害派遣部隊は、地震発生後、速やかに被災状況を確認するとともに、救助活動等を実施する。なお、被害が確認されなかった地域に所在する災害派遣部隊は、速やかに、被害が確認された地域に向けて進出し、救助活動等を実施する。

ウ 自衛隊の災害派遣部隊の派遣規模及び派遣先等は以下のとおりであるが、実際の派遣に当たっては、防衛・警備等の事態に対応し得る態勢を維持しつつ、被害状況等に応じて、柔軟に変更するものとする。

＜自衛隊の災害派遣部隊の派遣規模及び派遣先＞

区分	規模（人）	進出目標（広域進出拠点）	派遣先
陸上自衛隊	約 80,000	陸上自衛隊丘珠駐屯地（北海道札幌市） 陸上自衛隊札幌駐屯地（北海道札幌市） 陸上自衛隊真駒内駐屯地（北海道札幌市） 陸上自衛隊帯広駐屯地（北海道帯広市） 陸上自衛隊島松駐屯地（北海道恵庭市） 陸上自衛隊東千歳駐屯地（北海道千歳市） 陸上自衛隊矢野別演習場（北海道野付郡別海町） 陸上自衛隊函館駐屯地（北海道函館市） 陸上自衛隊八戸駐屯地（青森県八戸市） 陸上自衛隊岩手駐屯地（岩手県滝沢市） 陸上自衛隊岩手山演習場（岩手県滝沢市） 陸上自衛隊霞目駐屯地（宮城県仙台市） 陸上自衛隊大和駐屯地（宮城県黒川郡大和町） 陸上自衛隊神町駐屯地（山形県東根市） 陸上自衛隊郡山駐屯地（福島県郡山市） ※被災地域に所在する部隊は、被害が確認された地域に向けて進出	北海道 東北地方
海上自衛隊	約 19,000	各海自基地を拠点として活動	
航空自衛隊	約 14,000	各空自基地を拠点として活動	

（４）国土交通省

① 活動内容

ア 国土交通省 TEC-FORCE は、人命救助を最優先に、防災関係機関と連携して、被災地域内の救助・救急活動の支援等のため、被災状況の把握、緊急輸送ルートの確保（道路・航路の啓開）、施設・設備等の二次災害防止対策、緊急排水、被災地方公共団体の支援、緊急・代替輸送等に係る輸送支援、空港施設・港湾施設の復旧、応急復旧対策等の技術的指導等を行う。

② 部隊の運用

- ア 発災直後は、受援地整等が中心となり、管内の被災した地域に対して最大限の国土交通省 TEC-FORCE を動員して、災害応急対策活動を開始する。
- イ 応援地整等の国土交通省 TEC-FORCE が到着した後は、受援地整等の災害対策本部長の指揮命令の下、受援地整等と応援地整等の国土交通省 TEC-FORCE が一体となって、被災地の災害応急対策活動を迅速に行う。
- ウ 国土交通省 TEC-FORCE の派遣規模及び派遣先は、次頁のとおりであるが、被災状況に応じて、その規模や派遣先の決定を柔軟に行うものとする。

<国土交通省 TEC-FORCE 隊員の最大派遣規模、進出目標等>

	部隊の 所在地	最大派遣規模 (人)	進出目標 (広域進出拠点)	派遣予定先
(応援地整備等)	関東地方 整備局	約 310	道の駅 しちのへ (青森県上北郡七戸町) 折爪 SA (下り) (岩手県九戸郡軽米町) 紫波 SA (下り) (岩手県紫波郡紫波町) 前沢 SA (下り) (岩手県奥州市) 道の駅 雫石あねっこ (岩手県岩手郡雫石町) 北上川学習交流館 あいぽーと (岩手県一関市) 菅生 PA (下り) (宮城県柴田郡村田町) 国営みちのく杜の湖畔公園 (宮城県柴田郡川崎町) 国見 SA (下り) (福島県伊達郡国見町) 安達太良 SA (下り) (福島県本宮市) 道の駅 国見 あつかしの郷 (福島県伊達郡国見町) 東北地方整備局 福島河川国道事務所 郡山出張所 (福島県郡山市)	東北地方整備局
	北陸地方 整備局	約 190	小樽港湾事務所 (北海道小樽市) 小樽道路事務所 (北海道小樽市) 札幌道路事務所 (北海道札幌市) 職員研修センター (北海道札幌市) 千歳道路事務所 (北海道千歳市) 苫東中央管理ステーション (北海道苫小牧市) 札幌開発建設部 (北海道札幌市) 千歳川上流地区河川防災ステーション (北海道千歳市)	北海道開発局
	中部地方 整備局	約 210	道の駅 しちのへ (青森県上北郡七戸町) 折爪 SA (下り) (岩手県九戸郡軽米町) 紫波 SA (下り) (岩手県紫波郡紫波町) 前沢 SA (下り) (岩手県奥州市) 道の駅 雫石あねっこ (岩手県岩手郡雫石町) 北上川学習交流館 あいぽーと (岩手県一関市) 菅生 PA (下り) (宮城県柴田郡村田町) 国営みちのく杜の湖畔公園 (宮城県柴田郡川崎町) 国見 SA (下り) (福島県伊達郡国見町) 安達太良 SA (下り) (福島県本宮市) 道の駅 国見 あつかしの郷 (福島県伊達郡国見町) 東北地方整備局 福島河川国道事務所 郡山出張所 (福島県郡山市)	北海道開発局
			道の駅 しちのへ (青森県上北郡七戸町) 折爪 SA (下り) (岩手県九戸郡軽米町) 紫波 SA (下り) (岩手県紫波郡紫波町) 前沢 SA (下り) (岩手県奥州市) 道の駅 雫石あねっこ (岩手県岩手郡雫石町) 北上川学習交流館 あいぽーと (岩手県一関市) 菅生 PA (下り) (宮城県柴田郡村田町) 国営みちのく杜の湖畔公園 (宮城県柴田郡川崎町) 国見 SA (下り) (福島県伊達郡国見町) 安達太良 SA (下り) (福島県本宮市) 道の駅 国見 あつかしの郷 (福島県伊達郡国見町) 東北地方整備局 福島河川国道事務所 郡山出張所 (福島県郡山市)	東北地方整備局
	近畿地方 整備局	約 220	小樽港湾事務所 (北海道小樽市) 小樽道路事務所 (北海道小樽市) 札幌道路事務所 (北海道札幌市) 職員研修センター (北海道札幌市) 千歳道路事務所 (北海道千歳市) 苫東中央管理ステーション (北海道苫小牧市) 札幌開発建設部 (北海道札幌市) 千歳川上流地区河川防災ステーション (北海道千歳市)	北海道開発局
	中国地方 整備局	約 170	道の駅 しちのへ (青森県上北郡七戸町) 折爪 SA (下り) (岩手県九戸郡軽米町) 紫波 SA (下り) (岩手県紫波郡紫波町) 前沢 SA (下り) (岩手県奥州市) 道の駅 雫石あねっこ (岩手県岩手郡雫石町) 北上川学習交流館 あいぽーと (岩手県一関市) 菅生 PA (下り) (宮城県柴田郡村田町) 国営みちのく杜の湖畔公園 (宮城県柴田郡川崎町) 国見 SA (下り) (福島県伊達郡国見町) 安達太良 SA (下り) (福島県本宮市) 道の駅 国見 あつかしの郷 (福島県伊達郡国見町) 東北地方整備局 福島河川国道事務所 郡山出張所 (福島県郡山市)	北海道開発局
	四国地方 整備局	約 120	道の駅 しちのへ (青森県上北郡七戸町) 折爪 SA (下り) (岩手県九戸郡軽米町) 紫波 SA (下り) (岩手県紫波郡紫波町) 前沢 SA (下り) (岩手県奥州市) 道の駅 雫石あねっこ (岩手県岩手郡雫石町) 北上川学習交流館 あいぽーと (岩手県一関市) 菅生 PA (下り) (宮城県柴田郡村田町) 国営みちのく杜の湖畔公園 (宮城県柴田郡川崎町) 国見 SA (下り) (福島県伊達郡国見町) 安達太良 SA (下り) (福島県本宮市) 道の駅 国見 あつかしの郷 (福島県伊達郡国見町) 東北地方整備局 福島河川国道事務所 郡山出張所 (福島県郡山市)	北海道開発局

	部隊の 所在地	最大派遣規模 (人)	進出目標 (広域進出拠点)	派遣予定先
(応援地等)	九州地方 整備局	約 290	小樽港湾事務所（北海道小樽市） 小樽道路事務所（北海道小樽市） 札幌道路事務所（北海道札幌市） 職員研修センター（北海道札幌市） 千歳道路事務所（北海道千歳市） 苫東中央管理ステーション（北海道苫小牧市） 札幌開発建設部（北海道札幌市） 千歳川上流地区河川防災ステーション（北海道千歳市）	北海道開発局
			道の駅 しちのへ（青森県上北郡七戸町） 折爪 SA（下り）（岩手県九戸郡軽米町） 紫波 SA（下り）（岩手県紫波郡紫波町） 前沢 SA（下り）（岩手県奥州市） 道の駅 雫石あねっこ（岩手県岩手郡雫石町） 北上川学習交流館 あいぽーと（岩手県一関市） 菅生 PA（下り）（宮城県柴田郡村田町） 国営みちのく杜の湖畔公園（宮城県柴田郡川崎町） 国見 SA（下り）（福島県伊達郡国見町） 安達太良 SA（下り）（福島県本宮市） 道の駅 国見 あつかしの郷（福島県伊達郡国見町） 東北地方整備局 福島河川国道事務所 郡山出張所（福島県郡山市）	東北地方整備局
	関東・北陸信 越・中部・近 畿・中国・四 国・九州運輸 局、神戸運輸 監理部、大阪 航空局	約 70	※応援運輸局は、受援運輸局に向け進出。大阪航空局は被災した空 港の役割・機能、被災状況等を踏まえ、派遣する空港・規模を決 定。	北海道・東北運 輸局、 東 京 航 空 局
(受援地等)	北海道 開発局	約 380	※状況に応じて管内に被害が甚大な地域を中心に派遣先・規模を決定。東京航空局 は、被災した空港の役割・機能、被災状況等を踏まえ、派遣する空港・規模を決 定。	
	東北地方 整備局	約 290		
	北 海 道 ・ 東北運輸局・ 東京航空局	約 10		
合計		約 2,260		

※ 排水活動及び災害対策用船舶に係る隊員は、排水ポンプ車、災害対策用船舶等に併せて派遣するため、上表と一致しない場合がある。

8. 後発地震発生時の対応

- (1) 後発地震が発生した場合、応援部隊は、実際の被害状況を踏まえ、緊急災害対策本部の調整の下、柔軟に対応する。

第4章 医療活動に係る計画

1. 趣旨

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震では、建物倒壊、火災等による多数の負傷者の発生、医療機関の被災に伴う多数の要転院患者の発生、また、冬季においては低体温症患者の発生により、医療ニーズが急激に増大し、被災地内の医療資源のみでは対応できない状態となることが想定される。
- (2) このため、全国から、災害派遣医療チーム（DMAT）をはじめとする医療チームによる応援を迅速に行い、被災地内において安定化処置¹⁸など救命に必要な最低限の対応が可能な医療体制を確保する必要がある。あわせて、被災地内の地域医療搬送を支援するとともに、被災地で対応が困難な患者を被災地外に搬送し、治療する広域医療搬送を実施する必要がある。これらの実施手順及び各防災関係機関の役割を定める。
- (3) また、陸上の医療機能を補完するため、被災地のニーズに応じ、船舶を活用した医療提供を実施する必要がある。この実施手順及び各防災関係機関の役割については、別に定める「災害時における民間船舶を活用した船舶医療活動要領」によるものとする。
- (4) 避難所等においては、高齢者や障害者、子ども等における生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次災害を防止するため、福祉ニーズに的確に対応できる支援体制を確保する必要がある。あわせて、性暴力等の発生を防止するため、安全に配慮するよう努めるものとする。

2. 国、都道府県の役割

(1) 被災道県の役割

- ① 被災道県の災害対策本部内又は庁内に、保健医療福祉活動の総合調整を行う保健医療福祉調整本部等を設置する。また、保健医療福祉調整本部に被災地の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーター¹⁹、統括DHEAT²⁰及び災害時小児周

¹⁸ 安定化処置：一時的に全身状態を維持させる処置（外傷初期診療ガイドライン（Japan Advanced Trauma Evaluation and care：JATEC）のPrimary surveyに準じた蘇生処置）。

¹⁹ 災害医療コーディネーター：災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が保健医療福祉活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療福祉調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療福祉活動の調整等を担う本部において、被災地の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、都道府県により任命された者。都道府県に配置される者を都道府県災害医療コーディネーター、保健所又は市町村に配置される者を地域災害医療コーディネーターという。

²⁰ 統括DHEAT：都道府県の保健医療福祉調整本部の機能の強化並びに被災保健所等との連携の強化を行う者で、専門的な研修・訓練を受けた都道府県から任命されたもの（公衆衛生医師等）をいう（兼務可）。災害時の統括DHEATは、被災都道府県の統括DHEATが任務に当たる。

産期リエゾン²¹を配置する。また、保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮調整機能等の応援のために必要があるとき、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT²²）の応援要請を行う。

- ② 医療機関に対し、DMAT等の派遣を要請する。また、必要に応じて非被災都府県、厚生労働省、文部科学省、国立病院機構等に対し、DMAT等の派遣を要請する。
- ③ DMAT等の医療活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）を確保し、迅速に必要な資器材を準備し設営するなど、各活動場所の運営を行う。また、参集拠点についても同様とする。なお、航空搬送拠点については、確保結果を緊急災害対策本部に報告する。
- ④ 厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、国立病院機構及び地域医療機能推進機構に対し、区域外の医療施設における広域後方医療活動²³を要請する。
- ⑤ EMIS²⁴等を用いて、医療機関の状況を把握し、その医療活動の継続、患者等の避難に必要な支援を行う。
- ⑥ 医薬品等が円滑に供給されるよう、関係業界団体とあらかじめ協定を結ぶなど、大規模地震発生時に備えた対応に努めるものとする。
- ⑦ 広域後方医療活動の実施に必要な措置を現地対策本部に要請する。
- ⑧ 被災道県内の医療機関から航空搬送拠点までの患者等の輸送を実施する。
- ⑨ 避難所等の衛生状態や地方公共団体職員の被災状況などについて市町村から必要な情報の収集を行い、当該情報に基づき、非被災都府県に対して公衆衛生医師、保健師、管理栄養士、薬剤師等の応援派遣の要請を行い、又は厚生労働省に対して、応援派遣の調整に関する要請を行い、受け入れに向けた連絡調整等を派遣元地方公共団体や市町村と行う。
- ⑩ 被害が比較的軽微な道県は、甚大な被害が生じている道県に対して可能な範囲で各種支援を行う。

（２）国の役割

① 緊急災害対策本部

ア 厚生労働省、文部科学省、防衛省²⁵、日本赤十字社、国立病院機構等の行うDMAT等の派遣、防衛省、国土交通省、海上保安庁及び消防庁の行うDMAT等の輸送、広域医療搬送の実施について総合調整を行う。

²¹ 災害時小児周産期リエゾン：災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療福祉活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療福祉調整本部において、被災地の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都道府県により任命された者。

²² DHEAT（Disaster Health Emergency Assistance Team）：災害時健康危機管理支援チーム。災害発生時に被災地地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する応援派遣チーム。

²³ 広域後方医療活動：被災地外において被災地の患者を受入れて行う医療活動。

²⁴ EMIS（Emergency Medical Information System）：広域災害救急医療情報システム。災害時に被災した都道府県を越えて、医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供する情報システム。

²⁵ 防衛省：防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院を指す。

- イ 被災道県の要請に基づき、広域医療搬送の実施を決定する。ただし、当分の間、被災道県の要請がない場合であっても、緊急の必要があると認めるときは、広域医療搬送の実施を決定する。
- ウ 広域後方医療施設²⁶の選定や搬送手段を踏まえ、非被災都府県における航空搬送拠点を選定する。

② 現地対策本部

- ア 被災道県からの要望について取りまとめ、緊急災害対策本部に報告する。
- イ 航空搬送拠点の確保等について、必要に応じて、都道府県、指定地方行政機関等との調整を行う。
- ウ 大規模地震発生直後における医療活動の空白、偏在を把握し、必要に応じて、医療活動のための輸送に関する調整等を行う。
- エ 被災道県内における広域医療搬送が必要な患者等の発生状況を把握し、緊急災害対策本部に随時報告する。

3. 発災直後のDMAT派遣

(1) DMATの派遣要請

- ① 発災直後、全てのDMAT指定医療機関は、厚生労働省が定める「日本DMAT活動要領」に基づき、道県、厚生労働省等からの要請を待たずに、DMAT派遣のための待機を行う。
- ② 緊急災害対策本部の設置が決定された段階で、直ちに、厚生労働省は都府県に、文部科学省は国立大学病院に対し、人口・医療資源に比して甚大な被害が想定される道県（※）へのDMAT派遣を要請する。当該要請に基づくDMAT派遣は、派遣先の道県が要請を行ったものとみなす。

※人口・医療資源に比して甚大な被害が想定される道県
北海道、青森県、岩手県、宮城県など

参考) DMAT数²⁷ (令和7年4月1日現在)

- ・ 全国のDMAT数：1,840 チーム
 - うち北海道、青森県、岩手県及び宮城県（4道県）：166 チーム
 - うち上記4道県を除く都府県（43都府県）：1,674 チーム
- ・ 実際の派遣チーム数は、各DMATが所属する医療機関の業務の状況による。

²⁶ 広域後方医療施設：被災地外において広域後方医療活動を行う医療機関（SCU、災害拠点病院等）。

²⁷ DMAT数：「日本DMAT活動要領」において、DMAT1隊の構成は、医師1名、看護師2名、業務調整員1名の4名を基本とすることとされている。

(2) DMA Tの参集

① 参集拠点候補地

- ア 厚生労働省DMA T事務局は、被害状況に応じ、厚生労働省を通じて緊急災害対策本部と調整の上、下記②、③の参集拠点候補地を適宜修正し、DMA Tの派遣要請の際に具体的に指示する。
- イ 緊急災害対策本部は、上記指示に併せて、自衛隊等の防災関係機関の航空機の確保の調整、空港管理者への協力要請を行う。また、必要に応じ民間航空会社への協力要請を行う。

② 陸路参集

- ア DMA Tは、被災地における機動的な移動のため、車両による陸路参集を原則とする。なお、北海道への参集については、民間フェリーを活用した移動も併せて行う。
- イ 自らの所在する被災道県内に派遣されるDMA Tは、原則として災害拠点病院に直接参集する。
- ウ 県境を越えて陸路参集するDMA Tの参集拠点候補地は以下のとおりとする。

(別図4-1 DMA T陸路参集のイメージ参照)

参集先	参集拠点候補地
北海道への参集	青森港（青森県）、秋田港（秋田県）、新潟港（新潟県）、敦賀港（福井県）、舞鶴港（京都府）
青森県への参集	岩手山 SA（岩手県）、紫波 SA（岩手県）
岩手県への参集	紫波 SA（岩手県）、菅生 PA（宮城県）
宮城県への参集	菅生 PA（宮城県）、南相馬鹿島 SA（福島県）

③ 空路参集

- ア 近畿地方、中国地方、四国地方、九州地方など遠隔地に所在するDMA Tの参集は、原則として空路参集とし、参集拠点候補地は以下のとおりとする。また、関東地方、中部地方に所在するDMA Tの参集についても、北海道に参集する場合等、必要に応じて空路参集とする。

地方	参集拠点候補地	派遣要請対象チーム数(令和7年4月1日現在)
近畿	関西国際空港 大阪国際空港 神戸空港	86 病院 246 チーム：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	美保飛行場 （航空自衛隊美保基地） 岡山空港 広島空港	63 病院 127 チーム：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国	高松空港	56 病院 146 チーム：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	福岡空港 熊本空港 (陸上自衛隊高遊原分屯地)	145 病院 279 チーム：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

イ 空路で参集するDMA Tの被災地内の参集拠点候補地は以下のとおりとする。

参集先	参集拠点候補地
北海道への参集	新千歳空港、千歳基地、帯広空港、釧路空港、中標津空港
青森県への参集	青森空港、三沢空港、大館能代空港
岩手県への参集	花巻空港
宮城県への参集	福島空港、山形空港

③ 参集拠点におけるコーディネーション支援

ア 厚生労働省DMA T事務局は、具体計画に基づくDMA T派遣が行われた場合には、被災地内参集拠点（上記②ウ、③イ）が所在する道県と連携しながら、当該参集拠点に参集したDMA Tの交通手段、物資・燃料、通信手段の確保、緊急輸送ルートの情報提供等を行うDMA Tコーディネーションチームを参集拠点に速やかに配置する。特に空路参集拠点（上記③イ）においては、空路で参集したDMA Tが、具体的な活動場所までの移動手段を確保できるよう留意する。

イ 参集拠点の管理者は、上記DMA Tコーディネーションチームの配置のほか、DMA Tによる車両の駐車及び給油、隊員の休憩等の支援に特段の配慮を行う。

(3) DMA Tへの任務付与及び指揮

- ① 厚生労働省DMA T事務局は、被害状況の共有など被災道県と連携し、(2)により各参集拠点に参集したDMA Tに対し、具体的な派遣先道県を指示する。
- ② 被災道県の災害対策本部内に設置されるDMA T道県調整本部²⁸は、当該道県に派遣されたDMA Tを指揮する。
- ③ 被災道県のDMA T道県調整本部、DMA T活動拠点本部²⁹は、当該道県における具体的な活動場所、業務等、必要な任務付与を行う。

²⁸ DMA T道県調整本部：「日本DMA T活動要領」において、都道府県は、災害時に被災地内のDMA Tに対する指揮、関係機関との活動調整を行う組織として、当該都道府県の災害対策本部内にDMA T都道府県調整本部を設置することとしている。

²⁹ DMA T活動拠点本部：「日本DMA T活動要領」において、DMA T都道府県調整本部は、災害拠点病院等から適当な場所を選定し、必要に応じて複数個所のDMA T活動拠点本部を設置し、管内のDMA T活動方針の策定、参集したDMA Tの指揮及び調整を行わせることとしている。

- ④ D M A Tの主な業務は、病院支援、地域医療搬送、現場活動、S C U³⁰活動及び航空機内の医療活動とし、医療ニーズに応じた活動を行う。
- ⑤ 被災道県のD M A T道県調整本部と消防応援活動調整本部³¹は、地域の医療機関と一体となった活動を展開できるように、被災状況に応じた医療資源の配分方針及びメディカルコントロールに係わる事項等³²を共有し、医療搬送、現場活動等の密な連携を図る。

4. 被災した災害拠点病院等の医療機能の継続・回復

- (1) 被災道県は、災害拠点病院等をはじめ、当該道県内の全病院の被災状況及び病院支援の必要性について、E M I S等を用いて情報収集し、厚生労働省等と情報共有する。
- (2) 厚生労働省、文部科学省、防衛省、日本赤十字社、国立病院機構及び地域医療機能推進機構は、被災地の医療機関における医療活動に関して、患者の受入れを要請するとともに次の措置をとる。
 - ① 医師、看護師、業務調整員等の医療要員の参集
 - ② 医薬品、医療資器材等の確保
 - ③ 病院建物、医療機器の被害の応急復旧
 - ④ 水道、電気、ガス等のライフラインの被害の応急復旧に関して、第6章に定めるライフライン施設関係省庁への要請
- (3) 被災道県は、被災地において安定化処置など救命に必要な最低限の対応が可能な医療体制を確保するために、必要なD M A T等の人材、物資・燃料を供給する。供給が困難な場合、被災道県は現地対策本部を通じて支援を要請する。
- (4) 医薬品、医療資器材等の輸送については、調達依頼を受けた事業者等が自ら医療機関までの輸送手段を確保することを原則とする。なお、自ら輸送手段を確保できない場合は、「第5章 物資調達に係る計画」に定めるところに準ずる。
- (5) 被災地内の医療機関は、施設、設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、E M I S等を用いて自施設の被害状況を報告し、ライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行うものとする。なお、冬季においては、低体温症のリスクを踏まえ、早期の応急復旧が重要となることに留意する。

³⁰ S C U (Staging Care Unit)：航空搬送拠点臨時医療施設。航空機での搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、被災地及び被災地外の航空搬送拠点に、広域医療搬送や地域医療搬送に際して設置されるもの。

³¹ 消防応援活動調整本部：一の都道府県の区域内において災害発生市町村が二以上ある場合において、緊急消防援助隊が消防の応援等のため出動したときは、当該都道府県の知事は、消防応援活動調整本部を設置するものとされている。（消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の2）

³² メディカルコントロールに係わる事項等：救急隊が救急活動時に使用するプロトコル、災害時に特定行為の指示を受ける体制、傷病者の搬送先選定の調整方法等のこと。

- (6) 被災地内の医療機関は、患者の急増等に対応するため、E M I S等を用いて相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。被災地内の災害拠点病院は、応急用資器材の貸し出し等、被災地内の他の医療機関に対し必要な支援を行う。
- (7) D M A Tの活動に必要な移動は、原則、車両による自力移動とする。被災道県は、陸路による移動が困難な場合、防災関係機関の航空機（消防防災ヘリ、海上保安庁や自衛隊の航空機等）及びドクターヘリと調整し、空路移動を支援する。
- (8) 倒壊等により機能維持が困難なため、病院避難が必要と病院管理者が判断し、被災道県へ報告があった場合、当該道県は、患者の避難及び搬送の支援を行う。搬送手段の確保が困難な場合、当該道県は現地対策本部を通じて支援を要請する。

5. 医療搬送（広域医療搬送・地域医療搬送）

（1）広域医療搬送・地域医療搬送の定義

① 広域医療搬送

ア 国が各機関の協力の下、自衛隊等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう。

② 地域医療搬送

ア 被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものを含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。

（2）患者搬送の考え方

- ① 膨大な搬送ニーズが発生することに鑑み、国、都道府県等は、相互に連携して、被災道県の調整の下で行う地域医療搬送、国が各機関の協力の下で行う広域医療搬送を適切に組み合わせて行う。
- ② 搬送先については、より迅速かつ効率的な搬送が実施されるよう、できるだけ近傍の地域に搬送することとし、原則、同一道県内、同一地方圏内、隣接地方圏、全国の順に搬送先を検討する。
- ③ 搬送手段については、防災関係機関の航空機（消防防災ヘリ、海上保安庁や自衛隊の航空機等）、ドクターヘリ、救急車などの車両を可能な範囲内で最大限活用する。

（3）航空搬送拠点

① 被災道県による航空搬送拠点の確保・S C Uの設置

被災道県は、発災後、当該道県内の航空搬送拠点を速やかに確保し、S C Uを設置する。（別表4－1 被災地内の航空搬送拠点候補地）

② 被災地内の航空搬送拠点・ＳＣＵの機能

ア 被災地内の航空搬送拠点は、基本的には周辺の災害拠点病院と一体となって、当該病院から搬送される患者をＳＣＵにて受入れ、広域医療搬送するための拠点である。被災道県はこのために必要なＤＭＡＴその他の人材の配置、資器材・物資の配備を行う。

イ このうち、被災地内でも比較的被害が軽微な地域に存在する以下に掲げるような航空搬送拠点は、発災時にも周辺の医療機関が機能している可能性が高いことから、より被害が甚大な地域の負担を軽減するため、上記の機能に加え、いわゆる「花巻型ＳＣＵ」³³として、災害現場、被害が甚大な地域の病院からの患者を直接、受入れることを想定する。

このため、こうした航空搬送拠点・ＳＣＵには、患者の一時収容機能に加えて、患者の状態に応じて、広域医療搬送、地域医療搬送を臨機応変に選択できるように、緊急度判定の機能を確保する。

例：札幌飛行場（北海道）、旭川空港（北海道）、青森空港（青森県）、花巻空港（岩手県）、福島空港（福島県）

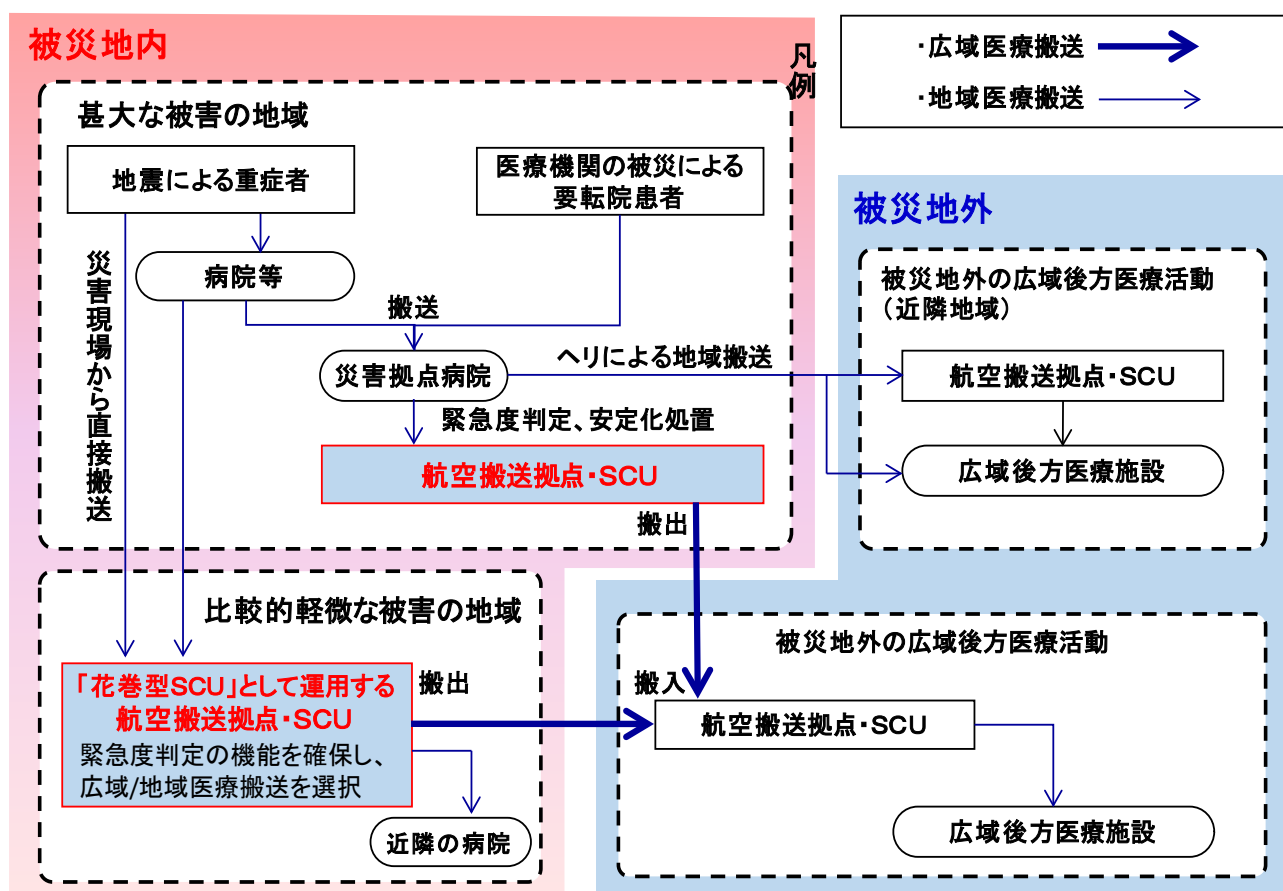
③ 被災地外の航空搬送拠点・ＳＣＵの確保及び広域後方医療活動

ア 非被災都府県は、緊急災害対策本部との調整に基づき、被災地外の航空搬送拠点を速やかに確保し、ＳＣＵを設置する。（別表４－２ 被災地外の航空搬送拠点候補地）

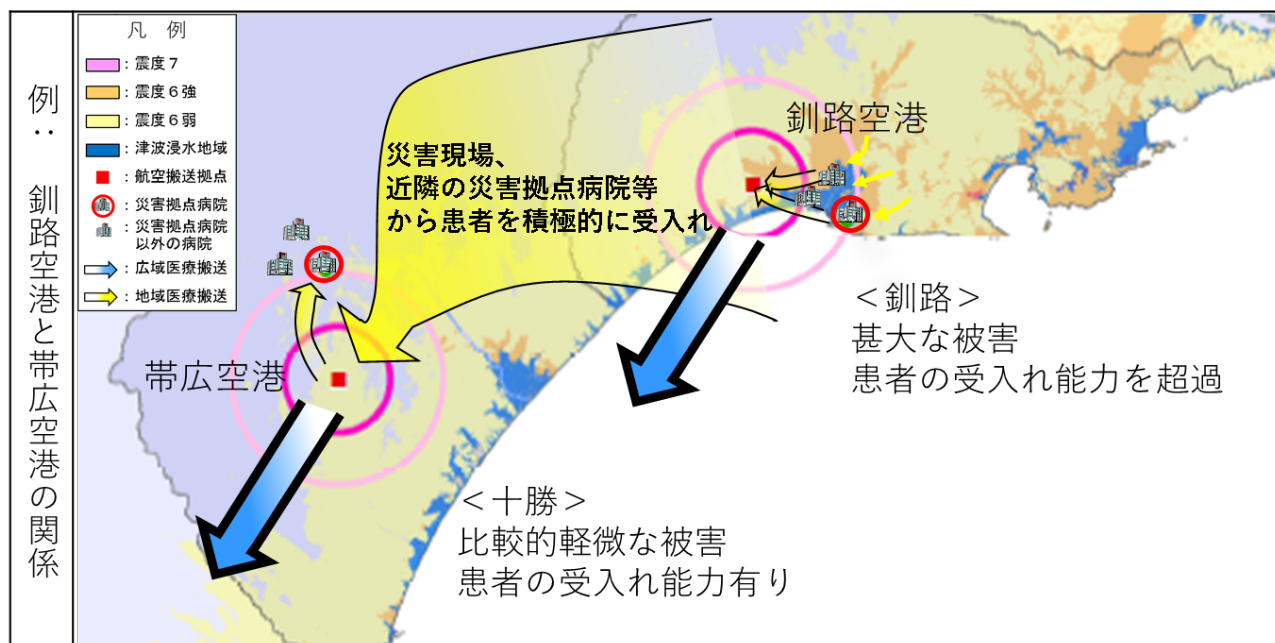
イ 非被災都府県は、航空搬送拠点・ＳＣＵから広域後方医療施設への地域医療搬送を行う。

³³ 「花巻型ＳＣＵ」：東日本大震災では、３月１２日～１６日に被害が比較的軽微であった花巻空港にＳＣＵが設置され、災害拠点病院や災害現場、被害が甚大な地域の病院等から患者を受入れ、患者の状態に応じ、広域医療搬送のみならず、周辺地域への地域医療搬送を行った。

<日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における重症患者の医療搬送の流れ（概念図）>



<例：日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における患者搬送イメージ³⁴>



³⁴ 図に表示されている震度は、モデル検討会「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書（令和4年3月22日）」の図9-2 日本海溝沿いの最大クラスの地震の震度分布（250mメッシュで表示）（震度増分： $-\sigma$ 式）及び、図9-4 千島海溝沿いの最大クラスの地震の震度分布（250mメッシュで表示）（震度増分： $-\sigma$ 式）に基づき、各メッシュの最大震度を表示したもの。

④ ＳＣＵの医療機能強化

釧路空港など被害が甚大な地域の航空搬送拠点・ＳＣＵには、多数の重症患者が搬送されてくることが想定されるため、こうした航空搬送拠点・ＳＣＵにおいては、収容能力の拡大、簡易な手術機能、冬季における低体温症のリスク回避のための室温調整機能を備えるなど医療機能を強化することが必要と考えられる。

このため、今後、国において都道府県と連携して、ＳＣＵの医療機能強化に必要な医療資器材・医薬品、それらをまとめた医療モジュールの開発・整備について検討を進めることとする。

また、沿岸部の航空搬送拠点・ＳＣＵについては、政府艦船を至近に着岸又は洋上に停泊させ、ＤＭＡＴ等と連携して当該航空搬送拠点・ＳＣＵの補完として活用することを考慮する。

(4) 広域医療搬送

① 対象患者

広域医療搬送は、次に示す患者を例として、原則として、被災地外の医療施設に搬送する時間を考慮しても、生命の危険が少なく、人材や物資等のリソースを多く必要とするため、被災地外で治療を行う方が望ましい傷病者を対象として行う。

ア 集中治療管理が必要な病態、手術など侵襲的な処置が必要な内因性病態

イ 頭、胸、腹部等に中等度以上の外傷がある患者

ウ 根本治療のために長時間の手術等の整った設備を必要とする患者

エ クラッシュ症候群や慢性腎臓病等により定期的な多量の水を用いる人工透析を必要とする患者

オ 熱傷患者等、感染予防のための徹底的な衛生管理や洗浄、大量補液等を必要とする患者

② 広域医療搬送の実施手順

ア 緊急災害対策本部は、被災状況、被災地内外の医療体制・搬送体制等を踏まえ、都道府県、現地対策本部、厚生労働省等と調整し、広域医療搬送を実施する被災地内及び被災地外の航空搬送拠点を決定し、防災関係機関に伝達するとともに、防衛省等に対し、搬送に必要な航空機の調整を依頼する。(別図4-2 各航空搬送拠点と災害拠点病院等の位置関係)

(※自衛隊の固定翼輸送機は1機で最大8名、大型回転翼機は1機で最大4名の重症患者を搬送できることに留意)

イ 広域医療搬送の実施にあたっては、都道府県、自衛隊、消防機関等は、必要に応じ、上記の航空搬送拠点に連絡要員等を配置する。

(5) 地域医療搬送

① 被災道県の災害対策本部は、医療搬送等が円滑に実施できるように、被災市町村の災害対策本部、消防本部など搬送を担う各機関とＥＭＩＳ等を活用して、受入れが可能な病院等とメディカルコントロールに係わる事項等の必要な情報を共有し、調整を行う。

- ② 被災道県の災害対策本部は、地域医療搬送のニーズの増大による搬送手段の不足に備え、患者等搬送事業者、福祉タクシー、大型バス等の民間企業の協力を得て、患者搬送の緊急度に応じた搬送手段を確保・調整する体制を構築する。
- ③ ドクターヘリの運用
 - ア 被災道県のドクターヘリは、各道県又は各ドクターヘリ基地病院に定められた運航要領に沿って運用する。
 - イ 非被災都府県は、厚生労働省、被災道県からの要請に基づき、地域の実情に合わせて、ドクターヘリを被災道県が指定した被災地内のドクターヘリ参集拠点に派遣する。派遣されたドクターヘリは、被災道県の災害対策本部の指揮の下、情報提供及び後方支援を受け、主に地域医療搬送に従事する。
 - ウ 被災道県の災害対策本部は、航空運用調整班において、ドクターヘリを含め、防災関係機関のヘリコプターの安全・円滑な運用のための運航調整を行う。
 - エ 非被災都府県のドクターヘリの第1陣は、迅速な活動のため、被災地から300km圏内を基準とし、非被災都府県が、地域の実情に合わせて派遣を行う。また、被災状況に応じて、第2陣、第3陣を全国から派遣する。
- ④ ヘリコプターによる地域医療搬送

ヘリコプターによる地域医療搬送は、下記ア、イのほか、広域医療搬送を補完する観点から、ウのケースも考慮して行う。

被災地地方公共団体は、これらの搬送の発着点となる災害拠点病院等の至近に、発災後速やかにヘリコプター離着陸場を確保できるよう、事前に調整しておく。

 - ア 災害現場、航空機用救助活動拠点³⁵から被災地内の災害拠点病院までの搬送
 - イ 災害拠点病院等から被災地内の航空搬送拠点・SCU（上記（3）①）までの搬送
 - ウ 被災地内の災害拠点病院から、直接、被災地外（災害拠点病院、航空搬送拠点・SCU）に搬出する搬送

6. DMAT以外の医療チームの活動

- （1）DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT³⁶）や、日本赤十字社、国立病院機構、地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）等からの医療チーム派遣等の協力を得て、救護所、避難所救護センターも含め、被災地における医療提供体制を確保・継続する。

³⁵ 航空機用救助活動拠点：大型回転翼機が複数離発着でき、かつ、部隊の宿営、資機材の集積等が十分に行えるよう、概ね10ha以上の敷地面積を有するもの。

³⁶ JMAT（Japan Medical Association Team）：日本医師会災害医療チーム。被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療の再生を支援する災害医療チーム。

- (2) 被災道県が、災害による精神保健医療機能の低下等のため、災害派遣精神医療チーム（DPA T³⁷）の派遣を要請した場合は、厚生労働省及びDPA T事務局は、この要請に基づき、非被災都府県等に対してDPA Tの派遣調整等を行う。
- (3) 被災道県が、災害による保健医療機能の低下等のため、災害支援ナースの派遣を要請した場合は、厚生労働省及び日本看護協会は、この要請に基づき、被災都府県等に対して災害支援ナースの派遣調整等を行う。

7. 避難所等における保健・医療・福祉サービスの提供等

- (1) 被災者に対する救護所等での医療や避難所等での健康管理だけでなく、福祉避難所における高齢者・障害者等への福祉サービスの提供も可能となるよう、被災道県及び被災市町村の災害対策本部内、又は庁内に設置した保健医療福祉調整本部において、必要な保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動の調整を行う。国は、被災都道府県の保健医療福祉調整本部による保健医療福祉活動チームの派遣調整や物資支援の調整が円滑に行われるよう、情報を収集・分析し、必要な情報提供や助言等を行うものとする。
- (2) 被災道県は、当該道県内の保健所又は保健所設置市の相互支援では保健医療福祉活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、DHEATの応援要請を行う。
- (3) 被災都道府県は、全国規模の応援要請が必要であると判断した場合、厚生労働省に被災者の健康管理や避難所等の衛生対策等を行う保健師等チームの応援要請を行う。
- (4) 被災道県は、避難所等の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T³⁸）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣する。また、非被災都府県は、厚生労働省又は被災道県の要請に基づき、被災道県における避難所等の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害派遣福祉チーム（DWA T）の応援派遣を行うものとする。
- (5) 被災地の医療機関の被災状況や医療チーム等の受入れ状況により、被災地内で十分な医療サービス等が受けられない場合には、必要に応じて、非被災都府県の医療機関等に患者等を搬送するものとする。この場合の搬送方法は5. に準じて行うものとする。

³⁷ DPA T (Disaster Psychiatric Assistance Team) : 災害派遣精神医療チーム。被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療福祉体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動を支援する精神医療チーム。

³⁸ DWA T (Disaster Welfare Assistance Team) : 災害派遣福祉チーム。災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、災害時要配慮者に対する福祉支援を行うチーム。

- (6) 被災地方公共団体及び日本赤十字社は、生活環境の変化による高齢者等の心身の機能の低下、生活習慣病の悪化、心の問題等の健康上の課題が生じることが想定されることから、看護師、保健師、管理栄養士、医療・福祉専門職等のチームによる個別訪問や巡回相談等の健康相談等が可能な体制を確保する。
- (7) 被災地方公共団体は、冬季においては、避難時に低体温症のリスクがあることを踏まえ、適切な処置を行う。
- (8) 地方公共団体は、感染症の発生に備え、防災担当部局、保健福祉部局及び保健所が連携し、避難に係る役割分担等を検討し、適切な体制を確保する。
- (9) 被災地方公共団体は、(8)の役割分担等を踏まえ、以下の感染症対策を適切に講ずる。
- ① 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。
 - ② 避難所内の過密状態を防ぐため、避難所における一人当たりのスペースを確保するほか、パーティション、テント等の飛沫感染を防ぐための物資を活用するなど、適切な避難所レイアウトを行うよう努めるものとする。
 - ③ 感染者、濃厚接触者又は発熱等により感染の疑いのある者が確認された場合には、避難所から病院への搬送や一般避難者とは別の専用スペースを用意する等適切な対応を図るよう努めるものとする。
 - ④ 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT³⁹）等の派遣を迅速に要請するものとする。
- (10) 被災地方公共団体は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、特に女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。また、避難所における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生の防止や、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供に努めるものとする⁴⁰。

³⁹ DICT（Disaster Infection Control Team）：災害時感染制御支援チーム。災害発生時に被災地の避難所等における感染症対策の支援に取り組む支援チーム。

⁴⁰ 内閣府では、避難所運営等について、市町村が実施すべき対応業務を取りまとめた「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」を別途作成している。

第5章 物資調達に係る計画

1. 趣旨

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震では、被災地方公共団体、家庭等で備蓄している物資が数日で枯渇する一方、発災当初は、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定される。
- (2) このため、国は、被災道県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送するものとする（以下「プッシュ型支援」という。）。その際、被災道県は、できる限り早期に具体的な物資の必要量を把握し、必要に応じて国に要請する仕組み（以下「プル型支援」という。）に切り替えるものとする。また、被災地における物資の供給体制が安定し、被災道県主体による調達・供給体制が見込まれる場合は、速やかに国から被災道県による体制に移行するものとする。国は、物資調達・供給の実施にあたっては、通常の民間経済活動として行われる生産・流通体制の維持・早期回復に十分配慮して行うものとする。
- (3) 具体計画では、発災直後に行うプッシュ型支援をはじめとする国による物資調達・供給の内容及び手順を明らかにする。

2. 対象となる被災道県

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震において、多数の避難者が見込まれ、家庭等の備蓄や公的備蓄だけでは食料等が不足すると見込まれる被災道県を対象とする。

3. プッシュ型支援による物資調達

(1) 対象品目

- ① 緊急災害対策本部の調整により、消防庁、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省（以下「物資関係省庁」という。）がプッシュ型支援により被災道県に供給する品目は、食料、毛布、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品の8品目（以下「基本8品目」という。）のほか、避難所における生活環境の確保等に配慮し、段ボールベッド等の簡易ベッドやパーティション、冷暖房機器、衣類など、被災者の命と生活環境に不可欠な必需品とする。また、冬季においては、防寒対策に必要な支援物資に配慮するとともに、感染症が流行している状況下においては、マスク、手指消毒剤など感染予防に必要な支援物資に配慮する。なお、被災道県へのプッシュ型支援の具体的な標準対象品目は、別表5-4のとおりとし、災害に応じて対象品目以外でプッシュ型支援の対象となるものについては、内閣府は速やかに当該対象品目を関係省庁に周知する。

(2) 実施手順

- ① 地方公共団体は、事前に新物資システム（B-PLo）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録している物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、拠点管理者の連絡先や開設手続きを確認し、必要な情報を関係者間で共有することにより、備蓄物資の速やかな提供による被災者支援を行えるよう備える。
- ② 発災後、緊急災害対策本部は、速やかにプッシュ型支援の実施要否とその費用負担方法を決定し、物資関係省庁に対して、調整先（関係業界団体、関係事業者、地方公共団体）との連絡・調達体制を構築するとともに、供給可能量を確認するよう依頼する。
- ③ 緊急災害対策本部及び現地対策本部は、被災道県における広域物資輸送拠点の開設状況（被災や施設の使用状況により使用が困難な場合には代替拠点の開設状況）、受入体制を確認し、プッシュ型支援の実施を当該道県に伝達する。
- ④ 緊急災害対策本部は、具体計画に定める必要量の調達を、物資関係省庁に要請する。緊急災害対策本部及び現地対策本部は、発災後の被害状況に応じ、必要な場合には、被災道県と調整の上、具体計画に定める必要量を修正する。
- ⑤ 基本8品目の調達及び供給は、それぞれ担当する物資関係省庁が調整先と調整して行う。

品目	物資関係省庁	調整先
食料	農林水産省	関係業界団体、関係事業者
毛布	消防庁	地方公共団体
	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク	農林水産省	関係業界団体、関係事業者
乳児・小児用おむつ	厚生労働省	関係業界団体、関係事業者
大人用おむつ		
携帯トイレ・簡易トイレ	消防庁	地方公共団体
	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
トイレットペーパー	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
生理用品	厚生労働省	関係業界団体、関係事業者

- ⑥ 緊急災害対策本部は、調達した物資に関し、被災道県の各広域物資輸送拠点に対する配分量と到着予定日時について当該道県に情報共有する。
- ⑦ 国及び被災地方公共団体は、物資の備蓄状況、支援要請や調達・輸送調整について、防災関係機関における情報共有を図るため新物資システム（B-PLo）を活用するものとする。ただし、被災により本システムが使用できない場合は、電子メール、ファクシミリ等の代替手段により対応する。
- ⑧ 関係省庁のリエゾン、被災地の状況を踏まえ、被災市町村の物資支援ニーズの把握に努め、情報共有を図るとともに、迅速な物資の調達、供給活動の実施に努める。

(3) 基本8品目の必要量

- ① 発災から3日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体における備蓄で対応することを想定し、国が行うプッシュ型支援は遅くとも発災後3日目までに、必要となる物資が被災道県に届くよう調整する。
- ② プッシュ型支援の必要量は、発災後4日目から7日目までに必要となる量を見込む。具体的には、被害想定による1週間の避難所避難者等の状況（被災道県ごとの最大値）を踏まえ、次頁の算出式により、別表5-1のとおり計画する。また、発災直後に推計される地震DIS⁴¹被害推計結果等を用いて避難者数、避難所避難者数及び上水道支障率を補正し、必要量を修正する。
- ③ 食料については、調理不要の食品を中心に、事態の進展に応じて調理を必要とする食品も含めて調達・供給する。食料の調達・供給は、消費期限等を考慮し、原則として1日ごとの必要量をもって行う。
- ④ 毛布については、経済産業省による調達に加え、消防庁は、地方公共団体の公的備蓄から必要量を確保・供給できるよう調整する。
- ⑤ 携帯トイレ・簡易トイレについては、経済産業省による調達に加え、消防庁は、地方公共団体の公的備蓄から最大限の確保を行う。

<調達するトイレの種類>

名称	仕様	既設トイレの ブース活用可否	梱包サイズ 重量
携帯トイレ	既設トイレの便座等に便袋を設置し、使用後はし尿をパックし、処分するタイプ。 電源と汲み取りを必要としない。	活用可能	※参考例（1 ケース 200 回分） 縦 360×横 570×高さ 460mm 約 13.0kg
簡易トイレ	室内に設置可能な小型で持ち運びができるトイレ。し尿を貯留又は凝固するタイプ。ただし、貯留するタイプは別途処理が必要。 介護用のポータブルトイレも含む。 電源を必要とするタイプもある。 汲み取りを必要としない。	設置スペースを確保できれば活用可能。既設のトイレブース以外で使用する場合は、別途、囲いを確保するよう配慮するものとする。	※参考例（1 ケース 1 台分） 縦 390×横 385×高さ 145mm 約 2.6kg

⁴¹ 地震DIS：地震被害早期評価システム。

＜８品目の必要量の算出式＞

項目	前提とする被害量	算出式
食料	避難所避難者数 避難所外避難者数	(避難所避難者数 ⁴² ＋避難所外避難者数 ⁴³) × 一人１日当たり必要量 3 食
毛布	避難所避難者数	避難所避難者数 × 一人当たり必要枚数 2 枚－被災地方公共団体備蓄量
乳児用粉ミルク又は 乳児用液体ミルク	避難所避難者数 避難所外避難者数	(避難所避難者数＋避難所外避難者数) × 0 歳人口比率 ⁴⁴ × 一人１日 当たり必要量※ × 4 日間 ※乳児用粉ミルクは 140g、乳児用液体ミルクは 1 リットル
乳児・小児用 おむつ	避難所避難者数 避難所外避難者数	(避難所避難者数＋避難所外避難者数) × 0～2 歳人口比率 ⁴⁴ × 一人１日当たり必要量 8 枚 × 4 日間
大人用おむつ	避難所避難者数 避難所外避難者数	(避難所避難者数＋避難所外避難者数) × 必要者割合 0.005 ⁴⁵ × 一人１日当たり必要量 8 枚 × 4 日間
携帯トイレ・ 簡易トイレ	避難所避難者数 避難所外避難者数 上水道支障率	(避難所避難者数＋避難所外避難者数) × 上水道支障率 ⁴⁶ × 一人１日当たり使用回数 5 回 × 4 日間
トイレット ペーパー	避難所避難者数 避難所外避難者数	(避難所避難者数＋避難所外避難者数) × 一人１日当たり必要量 0.18 巻 ⁴⁷ × 4 日間
生理用品	避難所避難者数 避難所外避難者数	(避難所避難者数＋避難所外避難者数) × 12～51 歳女性人口比率 ⁴⁴ × 一人１期間（７日間）当たり必要量 30 枚 × 1／7 ⁴⁸ × 1／4 ⁴⁹ × 4 日間

４．プル型支援による物資支援

（１）被災道県は、自ら行う物資調達やプッシュ型支援による物資を勘案してもさらに供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、緊急災害対策本部を通じて発注・要請元、要請品目、数量、納入・搬入先その他必要な事項を明示し、物資関係省庁に調達を要請する。

（２）物資関係省庁は、上記（１）の要請に対応し、それぞれ担当する調整先と調整し、要請物資の調達・供給を行う。

⁴² 避難所避難者数は、自宅建物が全壊、半壊又は一部損壊したため避難所に避難した者、断水により自宅で生活し続けることが困難となり避難所に避難した者の合計

⁴³ 避難所外避難者数は、避難所以外の場所に避難したが、避難所において物資の提供が必要な者の合計

⁴⁴ 「０歳人口比率」、「０～２歳人口比率」及び「12～51 歳女性人口比率」は、国勢調査（総務省統計局）における数値

⁴⁵ 大人用おむつの算出式における「0.005」という係数は、避難所避難者及び避難所外避難者における要介護の高齢者を想定したもの

⁴⁶ 携帯トイレ・簡易トイレの算出式における「上水道支障率」は、道県ごとの断水人口の割合（断水率）

⁴⁷ トイレットペーパーの算出式における「0.18」という係数は、経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計により試算

⁴⁸ 生理用品の算出式における「1／7」という係数は、生理期間における１日当たりの必要量を求めたもの

⁴⁹ 生理用品の算出式における「1／4」という係数は、生理期間を４週に１回と想定したもの

- ① 消防庁は、要請に応じて飲料水（ペットボトル）、食料、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、段ボールベッド等の簡易ベッド、パーティション、ブルーシート、その他の生活必需品について地方公共団体の公的備蓄から確保できるよう地方公共団体と調整を行う。
 - ② 農林水産省は、要請を受けて食料、飲料水（ペットボトル）、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク等の適切な調達がされるよう関係業界団体、関係事業者と調整を行う。
 - ③ 経済産業省は、要請を受けて携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、段ボールベッド等の簡易ベッドやパーティション、冷暖房機器のほか、防寒着や防寒具、暖房器具などの冬季における低体温症対策のための品目、衣類、作業用具類、ティッシュペーパーなどの生活用品類、洗剤、歯ブラシなどの洗面用具類、カセットコンロ、カートリッジボンベなどの食器・調理用具類の生活必需品の適切な調達がされるよう関係業界団体、関係事業者と調整を行う。
 - ④ 厚生労働省は、要請を受けて、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品のほか、衛生用品の適切な調達がされるよう関係業界団体、関係事業者と調整を行う。
- (3) 国及び被災地方公共団体は、物資の備蓄状況、支援要請や調達・輸送調整について、防災関係機関における情報共有を図るため新物資システム（B-PLo）を活用するものとする。ただし、被災により本システムが使用できない場合は、電子メール、ファクシミリ等の代替手段により対応する。

5. 飲料水の調達

- (1) 飲料水については、被災水道事業者及び応援水道事業者が給水車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて実施する応急給水により対応する。
- (2) 実施手順
- ① 国土交通省は、被災状況から判断して必要と認める場合又は被災道県からの要請があった場合には、都道府県及び関係団体を通じて全国の水道事業者（市町村等）に対して応急給水の実施に係る支援を要請し、調整等を行う。
 - ② 別表５－２に示す必要量を調達するため、被災地の水道事業者は、応急給水を発災後速やかに実施する。具体的には、域外からの応援（給水車等）も活用し、域内の浄水場、配水池、貯水槽等から各避難所への給水を行うとともに、仮設給水栓を開設する。なお、発災から３日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体における備蓄を含めて対応することを想定する。
 - ③ 被災水道事業者及び応援水道事業者が自ら輸送手段を確保できない場合には、被災地方公共団体が緊急災害対策本部又は現地対策本部に対して輸送手段の確保を要請する。

(3) 飲料水の必要量

- ① 被害想定による1週間の断水状況（被災道県ごとの最大値）を踏まえ、下記の算出式により、別表5－2のとおり計画する。

＜飲料水の必要量の算出式＞

項目	前提とする被害量	算出式
飲料水	要給水者数 (断水人口)	要給水者数(断水人口) × 一人1日当たり 必要量3リットル

6. 物資の輸送手段の確保

- (1) 物資の被災地への輸送は、当該物資の調達依頼を受けた者（関係事業者、地方公共団体）が自ら広域物資輸送拠点までの輸送手段を確保することを原則とする。
- (2) 自ら輸送手段を確保できない場合は、物資関係省庁の要請を受けて緊急災害対策本部が輸送手段の確保を調整する。
- (3) 港湾に物資を集約し、海上輸送によって輸送する必要がある場合、又は効率的と見込まれる場合には、国土交通省が海上輸送を含む広域物資輸送拠点までの輸送手段の調達に係る調整を行う。その際、状況に応じて、海上輸送拠点（受入港）を経由して、被災道県の地域内輸送拠点へ輸送することとも考えられる。
- (4) 発災初期における北海道への輸送など、航空機により、速やかに被災道県に物資輸送する必要がある場合には、国土交通省が手段の調達に係る調整を行う。その際、状況に応じて、別表3－3、別表4－1及び別表4－2に記載する拠点（候補地）を経由して、被災道県の地域内輸送拠点へ輸送することとも考えられる。
- (5) 国土交通省が輸送手段を確保することが困難な場合には、緊急災害対策本部は、海上保安庁、防衛省又は消防庁に輸送を依頼する。
- (6) 物資関係省庁、地方公共団体及び国土交通省は、平時より、緊急物資を輸送する車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、発災前にあらかじめ緊急通行車両確認標章の交付を受けておくなど、必要な調整を行っておくものとする。
- (7) 都道府県公安委員会による緊急交通路の指定後、緊急物資の輸送を行う事業者は、速やかに、緊急通行車両等であることの確認を受け、輸送体制を確保するものとする。

- (8) 警察庁は、緊急交通路の交通状況や道路啓開状況を踏まえ、緊急通行車両確認標章の交付対象車両の拡大や大型貨物自動車、事業用自動車等について規制対象から除外するなど物資輸送・供給を考慮した交通規制が行われるよう関係都道府県警察の指導調整を行う。

7. 物資輸送における役割分担

- (1) 国は、遅くとも発災後3日目までに、被災道県の広域物資輸送拠点（被災状況から不要と判断される拠点を除く。）に対して、別表5－1に掲げる必要量の輸送を行う。
- (2) 被災道県は、国が広域物資輸送拠点に輸送する物資の配分先（市町村）をあらかじめ計画し、被災市町村が設置する地域内輸送拠点又は避難所までの輸送を行うことを原則とする。
- (3) 被災地方公共団体の行政機能の低下など被害状況によっては、緊急災害対策本部及び現地対策本部と被災道県が一体となって避難所までの物資輸送の最適化について検討するものとする。特に、避難所への搬送にあたっては、被災地域内の輸送力不足が想定されるため、運送事業者を中心に様々な機関・団体が連携して行う。また、運送事業者によることが特に困難な孤立地域等への輸送については、緊急輸送関係省庁（国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁）が輸送手段の優先的な確保等の配慮を行うものとする。

8. 広域物資輸送拠点等の確保

(1) 広域物資輸送拠点等の定義

- ① 広域物資輸送拠点⁵⁰とは、国等から供給される物資を被災道県が受け入れ、被災市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて当該道県が物資を送り出すために設置する拠点である。
- ② 地域内輸送拠点とは、広域物資輸送拠点等から供給される物資を被災市町村が受け入れ、避難所に向けて、当該市町村が物資を送り出すために設置する拠点である。
- ③ 被災道県が設置する広域物資輸送拠点は、別表5－3（1）のとおりである。

(2) 広域物資輸送拠点等の施設基準及び代替拠点の確保

- ① 広域物資輸送拠点の選定に際しては、被災によっても機能することを前提に、原則として次に掲げる考え方に当てはまるものとする。
 - ア 新耐震基準に適合した施設であること（昭和56年6月1日以降に耐震補強工事を行った施設を含む。）
 - イ 屋根があること（エアテント等の代替措置によることも含む。）

⁵⁰ 国土交通省では、都道府県レベルでの物資拠点の開設・運営を円滑に行うための標準的な手順や考え方を示した「広域物資拠点開設・運営ハンドブック」を別途作成している。

- ウ フォークリフトを利用できるよう床の強度が十分であること
 - エ 12mトラック（大型）が敷地内に進入でき、荷役作業を行う空間が確保できること
 - オ 非常用電源が備えられていること
 - カ 原則として津波浸水地域外にある施設であること
 - キ 避難所となる行政庁舎、学校、体育館ではないこと
- ② 民間事業者の物流施設を広域物資輸送拠点として活用することは有用である。この場合、使用状況により利用できないことも想定し、必要に応じて国土交通省の助言も得つつ、あらかじめ代替拠点を選定するものとする。
 - ③ 別表５－３（１）に掲げる広域物資輸送拠点のうち、①の基準を満たしていない施設については、備考欄にその旨を記載している。今後、これらの施設が当該基準を満たすか、当該基準を満たした代替拠点を確保することが求められる。また、①の基準を満たす施設であっても、非構造部材の落下等により、使用できない場合も想定されるため、あらかじめ代替拠点を選定しておくことが望ましい。
 - ④ 広域物資輸送拠点の代替拠点は、別表５－３（２）のとおりである。
 - ⑤ 施設の運営にあたっては、発災当初から物流業務に精通した民間事業者の協力を得られるよう、必要に応じて国土交通省の助言も得つつ、事前に協定を締結するなど、円滑な運営が図られるよう努めるものとする。
 - ⑥ 地域内輸送拠点については、各市町村において、上記①、②を参考とし、対象となる避難所避難者数等を考慮のうえ、適切な施設を選定するものとする。

9. 全国的な物資不足等への対応

- （１）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震のような大規模・広範な災害では、非被災地も含め、全国的に物資の生産・流通体制に大きな影響が生じると見込まれる。このため、緊急災害対策本部及び物資関係省庁は、非被災地も含めた物資の安定供給に関して、関係業界団体と連携し、安定供給に向けた緊急輸入や増産といった協力要請など必要な措置を講ずる。
- （２）政府は、食料、生活必需品等の買いだめ、買い急ぎによる経済的・社会的混乱を最小限に抑えるため、地方公共団体とも連携し、買いだめ、買い急ぎの自粛について、広く国民への呼びかけを行う。
- （３）物資不足が想定される状況においても支援物資が最適な形で被災地に配分されるよう、上記３．（３）②のとおり、発災直後の地震ＤＩＳ被害推計結果等に基づいてプッシュ型支援の物資必要量を修正する。

10. 平時の生産・流通体制への早期回復

- （１）国が関与するプッシュ型支援・プル型支援による物資調達・供給は、通常の民間経済活動として行われる生産・流通体制の維持・早期回復に十分配慮して行うものとする。

第6章 燃料供給、電力・ガスの臨時供給及び通信の臨時確保に係る計画

I 燃料供給

1. 趣旨

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生により多くの製油所・油槽所・LPガス輸入基地等が被災する状況にあっても、全国的な燃料供給を確保しつつ、積雪寒冷下においても、災害応急対策活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する必要がある。
- (2) このため、資源エネルギー庁は、石油精製業者等による系列供給網ごとの業務継続計画（以下「系列BCP」という。）を基本としつつ、必要に応じて、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第13条及び第14条に定める「災害時石油供給連携計画」及び「災害時石油ガス供給連携計画」に基づき、系列を越えた相互協力を行う供給体制を直ちに構築する。
- (3) さらに、防災拠点や、災害応急対策活動に不可欠な重要施設の業務継続に必要な燃料を確保し、迅速かつ円滑に供給するため、(2)に記載する供給体制と連携して進めるべき「重点継続供給」及び「優先供給」の手順を定めるとともに、関係省庁の連携による燃料輸送・供給体制の確保に関する事項についても併せて定める。

2. 石油業界における基本的な燃料供給体制

(1) 「系列BCP」に基づく石油供給の早期構築

資源エネルギー庁は、石油精製業者等が、「系列BCP」に定めた供給回復目標を早期に達成することができるよう、系列の運送業者や給油所も含めた、各社系列の石油供給網全体の早期復旧を指導し、安定供給の体制を早期に構築する。

(2) 「災害時石油供給連携計画」及び「災害時石油ガス供給連携計画」に基づく相互連携

- ① 経済産業大臣は、発災後、緊急災害対策本部の設置が決定された場合には、石油備蓄法に基づく「災害時石油供給連携計画（以下「石油連携計画」という。）」及び「災害時石油ガス供給連携計画（以下「石油ガス連携計画」という。）」の実施勧告を速やかに行う。
- ② 石油精製業者等は、上記勧告を受け、系列ごとの供給体制を基本としつつ、事前に経済産業大臣に届け出た「石油連携計画」及び「石油ガス連携計画」を実施に移し、系列を越えた事業者間での情報共有、施設共同利用等による供給体制を速やかに構築し、被災により供給が不足する事態が生じた地域の燃料供給体制を早期に復旧させる。

3. 防災拠点等に存する給油施設への「重点継続供給」

(1) 重点継続供給

- ① 緊急災害対策本部は、災害応急対策活動用の車両や航空機への燃料供給体制の確保のため、発災後、次に掲げる給油施設の中から、重点的かつ継続的な燃料補給（以下「重点継続供給」という。）を行い、給油活動を維持すべき施設を指定し、資源エネルギー庁に対して、当該指定施設に対する重点継続供給を行う体制を構築するよう要請する。

ア 緊急輸送ルート上に位置する広域進出拠点又は進出拠点（別表３－２に掲げる施設のうち、給油施設を有するもの）に存する中核給油所

イ 救助活動拠点（候補地）の最寄りの中核給油所

ウ 航空機用救助活動拠点（候補地）に存する給油施設

エ 上記ア、イ、ウのほか、被災地に所在する中核給油所のうち、緊急災害対策本部が災害応急対策の円滑な実施のために重点継続供給を行うべきと判断するもの

※ア、イ及びエについては、(2) ①により、資源エネルギー庁があらかじめ取りまとめているリストに記載の中核給油所が対象となる。

- ② 資源エネルギー庁は、当該要請を受け、2. の供給体制の下で、石油精製業者等が、緊急災害対策本部からの都度個別の要請を受けずとも、民間取引ベースで当該施設に対して燃料補給を継続する体制を構築する。
- ③ 重点継続供給を行う中核給油所（上記ア、イ、エ）においては、緊急自動車及び自衛隊車両並びに緊急通行車両確認標章、緊急通行車両等事前届出済証等を掲示する車両に対して優先的に給油を行う。
- ④ 緊急災害対策本部は、重点継続供給の必要性がなくなった施設については、その旨を資源エネルギー庁に伝達する。

(2) 重点継続供給を行う給油施設に関する情報収集・共有

- ① 資源エネルギー庁は、中核給油所の場所等を取りまとめ、あらかじめ内閣府に共有しておくものとする。
- ② 緊急災害対策本部は、発災後、重点継続供給を行うべき給油施設を資源エネルギー庁に伝達するとともに、当該給油施設に関する情報（給油所の場所、油種）を、緊急輸送ルート、救助・救急、消火活動、医療、物資輸送等を担当する省庁や被災道県に対して速やかに共有するものとする。

4. 業務継続が必要な重要施設への「優先供給」

(1) 重要施設への優先供給体制⁵¹

- ① 災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設、部隊の救助活動拠点その他の被災地方公共団体が災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重

⁵¹ 資源エネルギー庁では、重要施設や臨時の給油施設に対する燃料供給をより円滑に行うために、地方公共団体、関係省庁等が構築すべき体制等について詳細にまとめた「災害時燃料供給の円滑化のための手引き」を別途策定している。

要施設（以下「優先供給施設」という。）については、当該地方公共団体において、対象施設をあらかじめ把握するとともに、当該施設が保有する自衛的備蓄⁵²が枯渇する前に、業務継続のための燃料を確保する。

- ② 被災地域の災害応急対策の実施責任者たる被災道県は、当該施設管理者と石油販売業者との間の通常取引や、被災地方公共団体の調整では、優先供給施設の燃料確保が困難であると認めるときは、当該道県の区域内の燃料需要をとりまとめ、緊急災害対策本部の調整による優先供給を要請する。
- ③ 国による災害応急対策の実施のために不可欠な施設、二次災害防止の観点から重要な施設（排水機場、毒劇物を取り扱う施設等）を所管する省庁も、上記に準じて、緊急災害対策本部の調整による優先供給を要請することができるものとする。
- ④ 資源エネルギー庁は、優先供給の実施のために必要に応じ、石油連盟及び日本ＬＰガス協会に対して、小口燃料配送拠点及びＬＰガス中核充填所への燃料補給体制を構築するよう要請する。

（２）優先供給要請の手順

- ① により被災道県又は関係省庁が緊急災害対策本部に要請を行う場合には、優先供給施設を指定し、その管理者との間で費用負担者について合意した上で行うものとする。要請に際して、必要数量、油種、平時の取引事業者（系列）等の情報を可能な限り提供する。また、燃料在庫が枯渇するまでの時間が明確な場合にはそれを明示し、可能な範囲で供給の優先順位を検討する。
- ② 緊急災害対策本部は、資源エネルギー庁を通じて、石油連盟、全国石油商業組合連合会及び日本ＬＰガス協会に対して、被災道県又は関係省庁から示された納入施設に燃料を輸送、供給するよう要請する。なお、要請を受けた者は、冬季における燃料輸送や広域的な資機材・人員支援等にあたっては、積雪や凍結等により、通常より時間を要することに留意する。
- ③ 資源エネルギー庁は、被災道県の決定した優先順位を基本として、必要に応じて優先順位を検討する。

（３）費用の負担

- ① 優先供給を要請した燃料の代金については、引取り後、（２）①により費用を負担することに合意した費用負担者が支払う。

５．臨時の給油施設に対する供給手順

- （１）被災道県は、運動公園など部隊の救助活動拠点として活用する施設に常設の給油施設がない場合又は地域内の給油施設の損壊、不足が著しい場合には、臨時の給油取り扱い設備を設置し、円滑な燃料供給体制を構築する。

⁵² 資源エネルギー庁では、電力・ガス供給が途絶えた状態であっても業務継続が必要とされる重要インフラ施設は、交通途絶、災害時の燃料供給体制の構築、輸送手段の確保の時間等を考慮して、発災から４日程度は自衛的な燃料備蓄で対応することを想定している。

- (2) 被災道県は、上記にあたっては、区域内の給油所等との協力の下、ドラム缶等を利用した給油体制を速やかに構築する。(その安全対策については、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン(平成25年10月3日消防災第364号、消防危第171号)」を活用し、発災前に事前計画を作成して消防本部と相談しておくべきものである。)

6. 燃料輸送・供給体制の確保

(1) 陸上輸送路の通行確保・輸送手段の確保

- ① 都道府県は、当該都道府県内における燃料の供給拠点である製油所・油槽所(別表6-1)へのアクセス道路をあらかじめ把握するものとする。
- ② 道路管理者等は、緊急輸送ルートとして計画されている製油所・油槽所(別表6-1)へのアクセス道路については、被災状況等を踏まえ、必要な啓開を速やかに行う。また、都道府県警察は、道路啓開状況を踏まえ、必要な交通規制を行う。
- ③ 緊急災害対策本部は、次に掲げる事項に留意しつつ、燃料の円滑な輸送・供給のための措置を検討する。
 - ア ディーゼル自動車等の運行規制条例(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び兵庫県)
 - イ 道路法による長大・水底トンネルにおける燃料輸送車両の通行制限措置⁵³(一定の条件を満たす場合は燃料輸送車両の通行が可能)
 - ウ 鉄道タンク車が走行可能な路線の確保と貨物車両の確保
- ④ 燃料の輸送は、供給依頼を受けた者自らが行うことを原則とする。ただし、被災の影響により石油精製業者自ら陸上輸送手段(タンクローリーやドラム缶詰燃料の輸送に用いるトラック、鉄道タンク車等の車両)を手配することが困難で、輸送に支障が生じるおそれのある場合、資源エネルギー庁の要請に応じて、緊急災害対策本部が輸送手段の確保を調整する。
- ⑤ 資源エネルギー庁、関係省庁及び地方公共団体は、平時より、燃料を輸送する車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、発災前にあらかじめ緊急通行車両確認標章の交付を受けておくなど、必要な調整を行っておくものとする。
- ⑥ 都道府県公安委員会による緊急交通路の指定後、燃料の輸送を行う事業者は、速やかに、緊急通行車両等であることの確認を受け、輸送体制を確保するものとする。
- ⑦ 被災地における中核給油所では多数の給油希望者が集中することによるトラブルが予想されるため、資源エネルギー庁は、中核給油所情報を警察庁及び都道府県警察と共有する。

⁵³ 長大・水底トンネルにおいては、危険物を積載する車両の通行を禁止又は制限しているが、被災地方公共団体等から災害応急対策に必要な燃料の供給要請があり、かつ道路管理者が特に通行を認めた場合において、誘導車を当該車両の前後に配置(エスコート通行方式)するなど当該車両の通行の安全を確保するために必要であると道路管理者が認める措置が講じられているものについて、通行を可能としている。

(2) 海上輸送路の航行確保・海上輸送手段の確保

- ① 国土交通省地方整備局等及び港湾管理者は、石油精製業者等の策定した「系列ＢＣＰ」と整合を取りつつ、「港湾ＢＣＰ」に基づき、被災地域内の使用できる、又は早期に復旧できる製油所・油槽所に通じる航路啓開を優先的に行う。
- ② 海上保安庁は、製油所・油槽所において、地震の影響により海上に油等が流出し、災害応急対策に支障が生じ、又は海上火災等の二次災害が発生するおそれがある場合には、航行船舶の避難誘導活動等の措置を講ずるとともに、排出の原因者等に対する指導・助言・命令を行う。また、海上保安庁及び国土交通省地方整備局等は、状況に応じ、各石油精製業者等による防除作業に協力する。
- ③ 被災の影響により石油精製業者自ら海上輸送手段（フェリー、ＲＯＲＯ船など）を手配することが困難で、輸送に支障が生じるおそれがある場合、資源エネルギー庁の要請に応じて、緊急災害対策本部が輸送手段の確保を調整する。
- ④ 緊急災害対策本部及び現地対策本部は、国土交通省地方整備局等及び港湾管理者と連携し、航路啓開情報を防災関係機関に共有する。

7. 全国的な燃料不足への対応

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震のように大規模・広範な災害では、非被災地も含め、全国的に燃料の生産・物流体制に大きな影響が生じると見込まれる。このため、緊急災害対策本部及び資源エネルギー庁は、非被災地も含めた燃料の安定供給に関して、2. の石油関連業界団体における燃料供給体制と緊密に連携し、安定供給に向けた必要な措置を講ずる。
- (2) 緊急災害対策本部は、燃料の買いだめ、買い急ぎによる経済的・社会的混乱を最小限に抑えるため、地方公共団体とも連携し、買いだめ、買い急ぎの自粛について、広く国民への呼びかけを行う。

Ⅱ 電力・ガスの臨時供給

1. 趣旨

- (1) 重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な電力及びガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する必要がある。なお、積雪寒冷下においては、電力及びガスの早期確保がより重要となることに留意する。
- (2) このため、経済産業省は、電気事業者（一般送配電事業者及び指定公共機関である電気事業者をいう。以下同じ。）、ガス事業者（一般ガス導管事業者及び一般ガス導管事業者からガスの託送供給を受けるガス小売事業者をいう。以下同じ。）が迅速かつ円滑な災害応急対策活動を実施するため、これらの関係機関と相互協力を行う供給体制を直ちに構築する。
- (3) また、電力業界、ガス業界の災害応急対策活動における電源車や移動式ガス発生設備による重要施設への電力やガスの臨時的な供給（以下「臨時供給」という。）及び「臨時供給を担う電源車等への石油業界等による燃料供給」に関する事項を定める。

2. 電力業界における広域での需給調整体制

- (1) 供給エリア内の電力需給の状況に著しい悪化が生じ、被災一般送配電事業者がそれを改善することが必要であると認めた場合、被災一般送配電事業者は、電力融通を受けるために電力広域的運営推進機関に必要な要請を行う。また、電力広域的運営推進機関は、当該要請を踏まえ、電気事業法第 28 条の 44 に基づき他の一般送配電事業者に対し、電力融通の指示を行う。
- (2) 電力広域的運営推進機関は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震によって生じた電力需給の状況の悪化を改善するため、電気事業法第 28 条の 44 に基づき、電力広域的運営推進機関の会員事業者に対し、需給状況の改善に必要な指示を行う。
- (3) 経済産業省は、電気事業者又は電力広域的運営推進機関に対して、広域連携に係るスキームが適切に働くよう、これらの関係機関と必要な連絡・調整を行う。

3. 電力業界、ガス業界における広域での支援体制

(1) 電力業界

- ① 被災一般送配電事業者は、防災業務計画などに基づき必要な復旧体制を構築するとともに、他の一般送配電事業者から資機材・人員の融通を受けるため、電気事業法第 33 条の 2 に定める災害時連携計画に基づき、他の一般送配電事業者に必要な要請を行う。
- ② 電力広域的運営推進機関は、①による資機材・人員の融通を基本としつつ、被災電気事業者からの要請や自らが収集した情報を踏まえ、電力の需給状況の改善に必要と認めるときは、電気事業法第 28 条の 44 に基づき、被災していない会員事業者に対し、資機材・人員等の融通について、指示を行う。

- ③ 経済産業省は、電気事業者又は電力広域的運営推進機関に対して、広域での資機材・人員支援に係るスキームが適切に働くよう、これらの関係機関と必要な連絡・調整を行う。

(2) ガス業界

- ① ガス事業者は、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 163 条の規定を基本として相互に連携を図りながら協力するとともに、被災一般ガス導管事業者は、同法第 56 条の 2 に定める災害時連携計画に基づき、一般社団法人日本ガス協会を中心とした広域支援体制による支援を受けるため、一般社団法人日本ガス協会に必要な要請を行う。
- ② 一般社団法人日本ガス協会は、被災一般ガス導管事業者からの支援要請を受けた場合、被害を受けていない一般社団法人日本ガス協会の会員企業に対し、被災一般ガス導管事業者に対する必要な資機材・人員等の融通について、協力を要請する。一般社団法人日本ガス協会は、支援人員を指揮し、必要な作業に当たらせる。
- ③ 経済産業省は、一般社団法人日本ガス協会に対して、広域での資機材・人員支援に係るスキームが適切に働くよう、これらの関係機関と必要な連絡・調整を行う。

4. 重要施設への臨時供給

(1) 電力業界

- ① 道県は、災害発生時に電力の臨時供給が必要となる災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設、部隊の救助活動拠点その他の被災地方公共団体が災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設のリストをあらかじめ作成し、関係省庁（内閣府、経済産業省）及び一般送配電事業者と共有する。
- ② 被災一般送配電事業者は、発災後、どの地域で供給支障が発生しているのかについて、被災道県に情報を提供する。被災地域の災害応急対策の実施責任者たる被災道県は、上記のリストに掲載された施設等について、電力の臨時供給の必要性を確認する。被災道県は、当該確認によって得られた情報に基づき、可能な範囲で供給の優先順位を検討の上、臨時供給を行うべき施設への電力の臨時供給を、被災一般送配電事業者に対し要請する。
- ③ 被災一般送配電事業者は、当該要請に基づき、重要施設に対し、系統の復旧状況等を勘案し、必要に応じ、速やかに臨時供給を行う。その際、冬季においては、積雪寒冷地であることに留意する。
- ④ 被災道県は、当該道県と被災一般送配電事業者との間で、優先すべき重要施設の調整が調わない場合には、緊急災害対策本部の調整による臨時供給を要請する。
- ⑤ 緊急災害対策本部は、被災道県の決定した優先順位を基本として、必要に応じて優先順位を検討し、経済産業省を通じて、被災一般送配電事業者に対して、被災道県から示された重要施設に臨時供給するよう要請する。
- ⑥ 国による災害応急対策の実施のために不可欠な施設、二次災害防止の観点から重要な施設（排水機場、毒劇物を取り扱う施設等）を所管する省庁も、緊急災害対

策本部による調整の後、経済産業省を通じて臨時供給を要請することができるものとする。

- ⑦ 国、道県、電気事業者等は、あらかじめ、それぞれが所有する電源車（給電機能がある電動車含む。）、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。
- ⑧ 電源車が不足する場合には、被災一般送配電事業者は、3.（1）に記載の広域的な資機材、人員の融通を図ることとする。
- ⑨ 被災一般送配電事業者は、電源車等の燃料が不足する可能性がある場合には、災害時連携計画に基づき非常災害時における協定を締結している石油製品販売事業者と調整を行うものとする。当該協定に基づく対応でも不足が生じる可能性がある場合は、資源エネルギー庁より提供される石油製品販売事業者リストに基づき、各供給区域の石油製品販売事業者に給油の要請を行う。

（2）ガス業界

- ① 一般ガス導管事業者は、道県の協力を得て、災害発生時にガスの臨時供給が必要となる重要施設（災害拠点病院、救急指定病院等）のリストをあらかじめ作成し、関係省庁（内閣府、経済産業省）及び道県と共有する。
- ② 被災一般ガス導管事業者は、発災後、どの地域で供給支障が発生しているのかについて、また、上記のリストに掲載されている施設等のガスの供給状況について、被災道県に情報を提供する。被災地域の災害応急対策の実施責任者たる被災道県は、上記のリストに掲載された施設等について、直接又は一般ガス導管事業者を通じて、ガスの臨時供給の必要性を確認する。被災道県は、当該確認によって得られた情報に基づき、可能な範囲で供給の優先順位を検討の上、臨時供給を行うべき施設へのガスの臨時供給を、被災一般ガス導管事業者に対し要請する。
- ③ 被災一般ガス導管事業者は、当該要請に基づき、重要施設に対し、必要に応じ、速やかに臨時供給を行う。
- ④ 被災道県は、当該道県と被災一般ガス導管事業者との間で、優先すべき重要施設の調整が調わない場合には、緊急災害対策本部の調整による臨時供給を要請する。
- ⑤ 緊急災害対策本部は、被災道県の決定した優先順位を基本として、必要に応じて優先順位を検討し、経済産業省を通じて、被災一般ガス導管事業者に対して、被災道県から示された重要施設に臨時供給するよう要請する。
- ⑥ 移動式ガス発生設備が不足する場合には、一般ガス導管事業者は、3.（2）に記載の広域的な資機材、人員の融通を図ることとする。
- ⑦ 燃料となる液化石油ガス又は液化石油ガス容器（以下「液化石油ガス等」という。）が不足する場合には、一般社団法人日本ガス協会は、ガス事業者間での液化石油ガス等の融通について必要な調整を行う。当該調整によってもなお液化石油ガス等が不足する場合には、一般社団法人日本ガス協会は経済産業省に依頼し、経済産業省は必要な調整を行うものとする。

5. 緊急通行車両等の通行体制の確保

- (1) 経済産業省、電気事業者及び一般ガス導管事業者は、平時より、災害応急対策活動用の車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、発災前にあらかじめ緊急通行車両確認標章の交付を受けておくなど、必要な調整を行っておくものとする。
- (2) 都道府県公安委員会による緊急交通路の指定後、災害応急対策活動を行う電気事業者及び一般ガス導管事業者は、速やかに、緊急通行車両等であることの確認を受け、輸送体制を確保するものとする。

Ⅲ 通信の確保

1. 趣旨

- (1) 重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な通信を確実に確保し、迅速かつ円滑に提供する必要がある。
- (2) このため、総務省は、災害対策用移動通信機器を配備し、地方公共団体等に貸出可能な体制を整備するとともに、電気通信事業者（指定公共機関である電気通信事業者をいう。以下同じ。）に対し、重要通信を確保できるように求め、必要な協力体制を構築する。
- (3) また、電気通信事業者の災害応急対策活動における通信端末の貸与や移動基地局車又は可搬型の通信機器（小型ポータブル衛星装置等）等の展開等による重要施設及び災害により発生した通信の空白地域への通信の臨時的な確保（以下「臨時確保」という。）に関する事項を定めるとともに、通信用機材、作業要員等の運搬手段の確保に関する事項も併せて定める。

2. 被災地方公共団体等に対する支援体制

- (1) 総務省は、災害発生時に既存の通信インフラに障害が発生した場合でも、被災地方公共団体における災害応急対策活動に係る通信を確保可能とするため、災害対策用移動通信機器を各総合通信局等に配備し、被災地方公共団体等からの要請に基づき、速やかに貸出可能とする体制を整備・維持するものとする。
- (2) 総務省は、被災地方公共団体等に対し、災害対策用移動通信機器の需要確認を行い、必要に応じて、配備調整を行うものとする。なお、発災直後等で需要確認ができない場合であっても、被害状況等を鑑み、災害対策用移動通信機器の需要が予測される場合については、被災地方公共団体等からの具体的な要請を待たず、貸与を行うものとする。
- (3) 総務省は、情報通信分野に係る被害状況の把握や復旧の連絡調整等を円滑かつ迅速に実施するため、MIC-TEAM⁵⁴を派遣する。

3. 総務省・電気通信事業者間の協力体制

- (1) 電気通信事業者は、災害の救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱うものとする。

⁵⁴ MIC-TEAM（総務省・災害時テレコム支援チーム）：災害発生時に、情報通信インフラにおける被災状況の詳細な把握及び早期復旧等の災害応急対応に関する連絡調整等を円滑かつ迅速に実施することを通じて、通信手段の確保に向けた支援を行う応援派遣チーム。

- (2) 総務省及び電気通信事業者は、重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な通信を確実に確保するため、総務省、電気通信事業者及び被災道県との連携の枠組みとして、発災後、速やかに被災道県を管轄する総務省総合通信局と関係電気通信事業者の担当官から構成される「通信確保調整チーム」を、総務省が設置を必要と判断する被災道県ごとに編成し、必要な連絡・調整を行う。
- (3) 総務省は、電気通信事業者との間において、協力体制に関する事項をあらかじめ定めておくものとする。

4. 重要施設及び通信の空白地域における通信の臨時確保

- (1) 道県は、災害発生時に通信の優先復旧が必要となる災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設、部隊の救助活動拠点その他の被災地方公共団体が災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設のリストを、Ⅱ 4. (1) ①のリストを踏まえ、あらかじめ作成し、関係省庁（内閣府及び総務省）及び電気通信事業者と共有する。
- (2) 被災電気通信事業者は、発災後、どの地域で通信支障が発生しているのかについて、被災道県に情報を提供する。被災道県は、上記のリストに掲載された施設等について、通信の優先的な確保の必要性を確認する。被災道県は、当該確認によって得られた情報に基づき、可能な範囲で優先順位を検討の上、通信の優先的な確保を行うべき施設の通信確保を、被災電気通信事業者に対し要請する。
- (3) 被災電気通信事業者は、当該要請に基づき、通信が途絶した重要施設に対し、通信の臨時確保を行う。具体的には、基地局や交換機等の通信設備における電力又は伝送路の確保、非常用発電機の燃料確保等についての対応状況及び基地局や交換機等の復旧状況等を勘案し、必要に応じ、速やかに通信端末の貸与や移動基地局車、可搬型の通信機器（小型ポータブル衛星装置等）等の展開等を行う。なお、冬季における通信の臨時確保にあたっては、積雪や凍結、都市間距離が長い等の地理的条件により、通常より時間を要することに留意する。
- (4) 被災道県は、当該道県と被災電気通信事業者との間で、優先すべき重要施設の調整が調わない場合には、緊急災害対策本部の調整による通信の臨時確保を要請する。
- (5) 緊急災害対策本部は、被災道県の決定した優先順位を基本として、必要に応じて現地における調整会議と連携して改めて優先順位を調整し、総務省を通じて、被災電気通信事業者に対して、調整会議における関係者間の役割分担や対応方針に基づき、関係者と連携して被災道県から示された重要施設における通信の臨時確保をするよう要請する。

- (6) 国による災害応急対策の実施のために不可欠な施設、二次災害防止の観点から重要な施設（排水機場、毒劇物を取り扱う施設等）を所管する省庁も、緊急災害対策本部による調整の後、総務省を通じて通信の臨時確保を要請することができるものとする。
- (7) 被災電気通信事業者は、通信の空白地域について、その解消に相当の日数を要するときは、被災道県にその情報を提供するとともに、(3)と同様に通信の臨時確保を行う。また、優先的な通信の確保を要する地域について、被災道県から要請があったときは、その優先度について特段の配慮を行う。
- (8) 重要施設及び通信の空白地域における通信の臨時確保に当たり、被災電気通信事業者は、自らが通信用機材、作業要員等の運搬手段を手配することが困難なときは、必要に応じて、総務省を通じて、緊急災害対策本部又は現地対策本部に運搬手段の確保を要請することができる。

5. 緊急通行車両等の通行体制の確保

- (1) 総務省及び電気通信事業者は、平時より、災害応急対策活動用の車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行が出来るよう、発災前にあらかじめ緊急通行車両確認標章の交付を受けておくなど、必要な調整を行っておくものとする。
- (2) 都道府県公安委員会による緊急交通路の指定後、災害応急対策活動を行う電気通信事業者は、速やかに、緊急通行車両等であることの確認を受け、輸送体制を確保するものとする。

第7章 防災拠点

1. 防災拠点の種類及び機能

- (1) 防災拠点については、第6章までの各分野の活動に係る計画に示したとおりであるが、改めて具体計画で用いる防災拠点の分類及びその機能を整理すると、以下のとおりである。
- (2) 緊急災害対策本部、現地対策本部及び防災関係機関は、地方公共団体が運用するこれらの防災拠点と密接に連携を図りつつ、効果的な災害応急対策を実施する。
- (3) 防災拠点は、いつ発災するか分からない日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対して、発災時点で実際に利活用できる施設とする必要があることから、既存の施設のうちから選定している。ただし、地方公共団体において、防災拠点の整備が具体的に進捗している場合には、その進捗に応じ、当該拠点の活用を検討する。

分類	機能
広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一次的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの（別表3－2）
進出拠点	広域応援部隊が応援を受ける被災道県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの（別表3－2に重点受援道県に係るもののみ掲載）
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、被災地方公共団体があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの（別表3－3に航空機用救助活動拠点のみ掲載）
航空搬送拠点	広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、SCUが設置可能なもの（別表4－1、4－2）
広域物資輸送拠点	国等から供給される物資を被災道県が受入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための拠点であって当該道県が設置するもの（別表5－3）
海上輸送拠点	人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの（別表7－1）

2. 海上輸送拠点

- (1) 本州等から北海道への移動のほか、陸路での到達が困難な場合、一度に大量の輸送を行う必要がある場合、輸送が長距離となる場合等、海路による輸送が効率的と見込まれる場合において、人員、物資、燃料、資機材等の輸送の受入れに活用することを想定する海上輸送拠点を別表7-1のとおり定める。
- (2) 海上輸送拠点として活用する港湾は、発災時にも有効に機能するよう、次に掲げる考え方に当てはまるものから選定した。
- ① 利用する岸壁は、当該地点において考えられる最大級の強さを持つ地震動によっても機能を損なわずに船舶の利用、人の乗降及び物資等の荷役を速やかに行うことができること。
 - ② 効率的な輸送が可能となるよう一定規模以上のフェリー、RORO船、油槽船が着岸できる規模の係留施設を有すること。
 - ③ 緊急輸送ルート、製油所、油槽所の近傍に位置すること。
 - ④ 航路啓開と道路啓開の双方について、関係者との災害時における協定により、迅速な啓開作業の体制確保が図られていること。
- (3) 発災時において利用する海上輸送拠点の確保
- ① 国土交通省は、緊急災害対策本部、現地対策本部等が把握している被災地における人員、物資、燃料、資機材等の輸送ニーズや港湾の被害状況を踏まえ、別表7-1に掲げる海上輸送拠点の中から優先的に航路啓開を行う拠点を選定し、港湾施設の使用に関する調整を港湾管理者と行う。
 - ② 国土交通省及び港湾管理者は、港湾施設の応急復旧等を行う。また、国土交通省は、港湾管理者から要請があり、かつ、地域の実情等を勘案して必要があると認めるときは、港湾施設の利用調整等の管理業務を行う。その際、国土交通省は、必要に応じ、港湾管理者に対し、要請を行うか否かの判断に資する情報を提供する。
 - ③ 国土交通省地方整備局等、海上保安庁及び港湾管理者は、自ら又は災害時における協定に基づき関係者へ要請を行い、海上輸送拠点へアクセスする航路の障害物の確認、除去及び水路の測量を早期に行う。
- (4) 海上輸送に関する調整
- 国土交通省は、海路による輸送が効率的と見込まれる場合には、(3)により確保した拠点を活用した海上輸送を行う体制を構築する。
- この場合において、国土交通省は、定期航路の利用だけでなく、臨時の航路の確保も含め、関係機関と海上輸送に関する調整を行う。

3. 大規模な広域防災拠点とその役割

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に、被災道県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点のうち、以下の表に掲げるような拠点は、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う大規模な広域防災拠点である。
- (2) 設置主体となる道県は、いつ発災しても有効に機能するよう、施設管理者、近隣都道府県その他関係機関と連携して、拠点の設置・運営訓練、人材、物資・資機材の配置等の備えを十分に行っておく必要がある。

<大規模な広域防災拠点>

拠点名	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震において想定される役割
花巻空港 (花巻市交流会館) (岩手県)	・ 災害応急対策に活用する航空機等が駐機、給油等を想定する救助活動拠点である。 ・ D M A T の空路参集拠点として、D M A T コーディネーションチームを配置して参集したD M A T の活動を後方支援するための拠点である。 ・ 広域医療搬送を行う航空搬送拠点であり、特に緊急度判定の機能を確保して、広域的に患者を積極的に受入れ、被害が甚大な岩手県内及びその近隣地域の医療機関の負担を軽減することを想定する拠点である。 ・ 一体的な活用を想定している隣接の花巻市交流会館は、岩手県の広域物資輸送拠点の代替拠点である。
宮城県総合運動公園 (宮城県)	・ 災害応急対策に活用する航空機等が駐機、給油等を想定する救助活動拠点である。 ・ 広域応援部隊の広域進出拠点である。 ・ 宮城県の広域物資輸送拠点である。

別表2-1 緊急輸送ルートの路線及び区間

1 高速道路等

道路種別	路線名	区間		管理者	備考
高速自動車国道	道央自動車道	北海道森町 大沼公園IC	北海道剣淵町 土別剣淵IC	NEXCO東日本	
高速自動車国道	道東自動車道	北海道千歳市 千歳恵庭JCT	北海道釧路町 釧路別保IC	千歳恵庭JCT～本別IC:NEXCO東日本 本別IC～釧路別保IC:国土交通省	
高速自動車国道	道東自動車道端野支線	北海道本別町 本別JCT	北海道足寄町 足寄IC	NEXCO東日本	
高速自動車国道	十勝オホーツク自動車道	北海道陸別町 陸別小利別IC	北海道北見市 北見東IC	国土交通省	
高速自動車国道	札幌自動車道	北海道小樽市 小樽IC	北海道札幌市 札幌JCT	NEXCO東日本	
高速自動車国道	後志自動車道	北海道余市町 余市IC	北海道小樽市 小樽JCT	NEXCO東日本	
高速自動車国道	東北自動車道	埼玉県川口市 川口JCT	青森県青森市 青森IC	NEXCO東日本	
高速自動車国道	青森自動車道	青森県青森市 青森JCT	青森県青森市 青森東IC	NEXCO東日本	
高速自動車国道	八戸自動車道	岩手県八幡平市 安代JCT	青森県八戸市 八戸IC	NEXCO東日本	
高速自動車国道	釜石自動車道	岩手県花巻市 花巻JCT	岩手県遠野市 遠野IC	花巻JCT～東和IC:NEXCO東日本 東和IC～遠野IC:国土交通省	
高速自動車国道	秋田自動車道	岩手県北上市 北上JCT	秋田県能代市 ニツ井白神IC	北上JCT～能代南IC:NEXCO東日本 能代南IC～ニツ井白神IC:国土交通省	
高速自動車国道		秋田県能代市 小繁IC	秋田県北秋田市 今泉IC	国土交通省	
高速自動車国道		秋田県北秋田市 蟹沢IC	秋田県小坂町 小坂JCT	蟹沢IC～小坂北IC:国土交通省 小坂北IC～小坂JCT:NEXCO東日本	
高速自動車国道	東北中央自動車道	福島県相馬市 相馬IC	山形県新庄市 新庄真室川IC	相馬IC～桑折JCT:国土交通省 桑折JCT～福島大笹生IC:NEXCO東日本 福島大笹生IC～米沢北IC:国土交通省 米沢北IC～東根IC:NEXCO東日本 東根IC～新庄真室川IC:国土交通省	
高速自動車国道	山形自動車道	宮城県村田町 村田JCT	山形県西川町 月山IC	NEXCO東日本	
高速自動車国道		山形県鶴岡市 湯殿山IC	山形県鶴岡市 鶴岡JCT	NEXCO東日本	
高速自動車国道	日本海東北自動車道	秋田県にかほ市 象潟IC	秋田県秋田市 河辺JCT	象潟IC～岩城IC:国土交通省 岩城IC～河辺JCT:NEXCO東日本	
高速自動車国道		山形県鶴岡市 鶴岡JCT	山形県遊佐町 遊佐菅里IC	鶴岡JCT～酒田みなとIC:NEXCO東日本 酒田みなとIC～遊佐菅里IC:国土交通省	
高速自動車国道		新潟県新潟市 新潟中央JCT	新潟県村上市 朝日まほろばIC	新潟中央JCT～荒川胎内IC:NEXCO東日本 荒川胎内IC～朝日まほろばIC:国交省	
高速自動車国道	常磐自動車道	埼玉県三郷市 三郷JCT	宮城県亘理町 亘理IC	NEXCO東日本	
高速自動車国道	磐越自動車道	福島県いわき市 いわきJCT	新潟県新潟市 新潟中央JCT	NEXCO東日本	
高速自動車国道	北関東自動車道	群馬県高崎市 高崎JCT	栃木県栃木市 岩舟JCT	NEXCO東日本	
高速自動車国道	北関東自動車道	栃木県栃木市 栃木都賀JCT	茨城県水戸市 水戸南IC	NEXCO東日本	
高速自動車国道	東関東自動車道	茨城県銚田市 銚田IC	茨城県茨城町 茨城町JCT	NEXCO東日本	
高速自動車国道		千葉県市川市 高谷JCT	茨城県潮来市 潮来IC	NEXCO東日本	
高速自動車国道	上信越自動車道	群馬県藤岡市 藤岡JCT	新潟県上越市 上越JCT	NEXCO東日本	
高速自動車国道	東京外環自動車道	東京都練馬区 大泉JCT	千葉県市川市 高谷JCT	NEXCO東日本	
高速自動車国道	関越自動車道	東京都練馬区 大泉JCT	新潟県長岡市 長岡JCT	NEXCO東日本	
高速自動車国道	中央自動車道	東京都杉並区 高井戸IC	愛知県小牧市 小牧JCT	NEXCO中日本	
高速自動車国道	東名高速道路	東京都世田谷区 東京IC	愛知県小牧市 小牧IC	NEXCO中日本	
高速自動車国道	北陸自動車道	新潟県新潟市 新潟中央JCT	滋賀県米原市 米原JCT	新潟中央JCT～朝日IC:NEXCO東日本 朝日IC～米原JCT:NEXCO中日本	
高速自動車国道	東海北陸自動車道	愛知県一宮市 一宮JCT	富山県小矢部市・砺波市 小矢部砺波JCT	NEXCO中日本	
高速自動車国道	舞鶴若狹自動車道	兵庫県三木市 吉川JCT	福井県敦賀市 敦賀JCT	吉川JCT～小浜IC:NEXCO西日本 小浜IC～敦賀JCT:NEXCO中日本	
高速自動車国道	長野自動車道	長野県岡谷市 岡谷JCT	長野県千曲市 更埴JCT	岡谷JCT～安曇野IC:NEXCO中日本 安曇野IC～更埴JCT:NEXCO東日本	
高速自動車国道	新東名高速道路	静岡県御殿場市 新御殿場IC	愛知県豊田市 豊田東JCT	NEXCO中日本	
高速自動車国道	新東名高速道路清水連絡路	静岡県静岡市 清水JCT	静岡県静岡市 新清水JCT	NEXCO中日本	清水連絡路
高速自動車国道	新東名高速道路引佐連絡路	静岡県浜松市 三ヶ日JCT	静岡県浜松市 浜松いなさJCT	NEXCO中日本	引佐連絡路
高速自動車国道	中部横断自動車道	静岡県静岡市 新清水JCT	山梨県甲斐市 双葉JCT	新清水JCT～富沢IC:NEXCO中日本 富沢IC～六郷IC:国土交通省 六郷IC～双葉JCT:NEXCO中日本	
高速自動車国道	伊勢湾岸自動車道	愛知県豊田市 豊田東JCT	三重県四日市市 四日市JCT	NEXCO中日本	
高速自動車国道	名古屋第二環状自動車道	愛知県名古屋市 名古屋南JCT	愛知県飛島村 飛島JCT	NEXCO中日本	
高速自動車国道	東名阪自動車道	愛知県名古屋市 名古屋西JCT	三重県亀山市 伊勢関IC	NEXCO中日本	
高速自動車国道	名神高速道路	愛知県小牧市 小牧IC	兵庫県西宮市 西宮IC	小牧IC～八日市IC:NEXCO中日本 八日市IC～西宮IC:NEXCO西日本	

道路種別	路線名	区間		管理者	備考
高速自動車国道	伊勢自動車道	三重県亀山市 伊勢関IC	三重県伊勢市 伊勢IC	NEXCO中日本	
高速自動車国道	新名神高速道路	三重県四日市市 四日市JCT	滋賀県大津市 大津JCT	NEXCO西日本	
高速自動車国道	新名神高速道路	京都府城陽市 城陽JCT・IC	京都府八幡市 八幡京田辺JCT・IC	NEXCO西日本	
高速自動車国道		大阪府高槻市 高槻JCT・IC	兵庫県神戸市 神戸JCT	NEXCO西日本	
高速自動車国道	新名神高速道路大津連絡路	滋賀県大津市 大津JCT	滋賀県草津市 草津JCT	NEXCO西日本	
高速自動車国道	新名神高速道路亀山連絡路	三重県亀山市 亀山JCT	三重県亀山市 亀山西JCT	NEXCO中日本	
高速自動車国道	西名阪自動車道	大阪府松原市 松原JCT	奈良県天理市 天理IC	NEXCO西日本	
高速自動車国道	近畿自動車道	大阪府茨木市 吹田JCT	大阪府松原市 松原JCT	NEXCO西日本	
高速自動車国道	関西空港自動車道	大阪府泉佐野市 泉佐野JCT	大阪府泉佐野市 りんくうJCT	NEXCO西日本	
高速自動車国道	阪和自動車道	大阪府松原市 松原JCT	和歌山県田辺市 南紀田辺IC	NEXCO西日本	
高速自動車国道	中国自動車道	大阪府茨木市 吹田JCT	山口県下関市 下関IC	NEXCO西日本	
高速自動車国道	山陽自動車道	兵庫県神戸市 神戸JCT	山口県山口市 山口JCT	NEXCO西日本	
高速自動車国道	山陽自動車道倉敷早島支線	岡山県倉敷市 倉敷JCT	岡山県早島町 早島IC	NEXCO西日本	
高速自動車国道	鳥取自動車道	兵庫県佐用町 佐用TB	岡山県西粟倉村 西粟倉IC	国土交通省	
高速自動車国道		鳥取県智頭町 智頭IC	鳥取県鳥取市本高 鳥取IC	国土交通省	
高速自動車国道	米子自動車道	岡山県真庭市 落合JCT	鳥取県米子市 米子JCT	NEXCO西日本	
高速自動車国道	山陰自動車道	島根県松江市 松江玉造IC	島根県松江市 宍道IC	NEXCO西日本	
高速自動車国道	岡山自動車道	岡山県岡山市 岡山JCT	岡山県真庭市 北房JCT	NEXCO西日本	
高速自動車国道	広島自動車道	広島県広島市 広島JCT	広島県広島市 広島北JCT	NEXCO西日本	
高速自動車国道	関門自動車道	山口県下関市 下関IC	福岡県北九州市 門司IC	NEXCO西日本	
高速自動車国道	徳島自動車道	徳島県鳴門市 鳴門JCT	愛媛県四国中央市 川之江東JCT	NEXCO西日本	
高速自動車国道	高松自動車道	徳島県鳴門市 鳴門IC	愛媛県四国中央市 川之江JCT	NEXCO西日本	
高速自動車国道	松山自動車道	愛媛県四国中央市 川之江JCT	愛媛県松山市 松山IC	NEXCO西日本	
高速自動車国道	高知自動車道	愛媛県四国中央市 川之江JCT	高知県須崎市 須崎東IC	NEXCO西日本	
高速自動車国道		高知県須崎市 須崎西IC	高知県四万十町 四万十町中央IC	国土交通省	
高速自動車国道	九州自動車道	福岡県北九州市 門司IC	鹿児島県鹿児島市 鹿児島IC	NEXCO西日本	
高速自動車国道	東九州自動車道	福岡県北九州市 北九州JCT	宮崎県宮崎市 清武JCT	北九州JCT～佐伯IC:NEXCO西日本 佐伯IC～延岡南IC:国土交通省 延岡南IC～清武JCT:NEXCO西日本	
高速自動車国道	長崎自動車道	長崎県長崎市 長崎IC	佐賀県鳥栖市 鳥栖JCT	NEXCO西日本	
高速自動車国道	宮崎自動車道	宮崎県えびの市 えびのJCT	宮崎県宮崎市 宮崎IC	NEXCO西日本	
自動車専用道路	豊富バイパス	北海道豊富町 豊富サロベツIC	北海道豊富町 豊富北IC	北海道開発局	
自動車専用道路	幌富バイパス	北海道幌延町 幌延IC	北海道豊富町 豊富サロベツIC	北海道開発局	
自動車専用道路	名寄美深道路	北海道名寄市 名寄IC	北海道美深町 美深北IC	国土交通省	
自動車専用道路	深川留萌自動車道	北海道深川市 深川JCT	北海道留萌市 留萌IC	深川JCT～深川西IC:NEXCO東日本 深川西IC～留萌IC:国土交通省	
自動車専用道路	旭川紋別自動車道	北海道比布町 比布JCT	北海道遠軽町 遠軽IC	比布JCT～比布本線料金所:NEXCO東日本 比布本線料金所～遠軽IC:国土交通省	
自動車専用道路	美幌バイパス	北海道美幌町 美幌高野IC	北海道大空町 女満別空港IC	国土交通省	
自動車専用道路	帯広広尾自動車道	北海道幕別町 忠類大樹IC	北海道芽室町 帯広JCT	北海道開発局	
自動車専用道路	日高自動車道	北海道苫小牧市 苫小牧東IC	北海道新冠町 新冠IC	苫小牧東IC～沼ノ端西IC:NEXCO東日本 沼ノ端西IC～新冠IC:国土交通省	
自動車専用道路	黒松内新道	北海道黒松内町 黒松内IC	北海道黒松内町 黒松内JCT	黒松内JCT～黒松内本線料金所:NEXCO東日本 黒松内料金所～黒松内IC:国土交通省	
自動車専用道路	倶知安余市道路	北海道仁木町 仁木IC	北海道余市町 余市IC	北海道開発局	
自動車専用道路	函館江差自動車道	北海道函館市 函館JCT/IC	北海道木古内町 木古内IC	国土交通省	
自動車専用道路	函館新道	北海道函館市 函館JCT/IC	北海道七飯町 七飯藤城IC	国土交通省	
自動車専用道路	津軽自動車道	青森県青森市 浪岡IC	青森県つがる市 つがる柏IC	浪岡IC～国道7号交差:NEXCO東日本 国道7号交差～つがる柏IC:国土交通省	
自動車専用道路		青森県つがる市 国道101号交差	青森県鯉ヶ沢町 鯉ヶ沢IC	国土交通省	
自動車専用道路	百石道路	青森県八戸市 八戸JCT	青森県おいらせ町 下田百石IC	NEXCO東日本	
自動車専用道路	第二みちのく有料道路	青森県おいらせ町 下田百石IC	青森県六戸町 六戸JCT	青森県道路公社	
自動車専用道路	上北自動車道	青森県六戸町 六戸JCT	青森県七戸町 七戸北IC	国土交通省	
自動車専用道路	三陸沿岸道路	宮城県仙台市 仙台港北IC	青森県八戸市 八戸JCT	仙台港北IC～利府中IC:NEXCO東日本 利府中IC～鳴瀬奥松島IC:宮城県道路公社 鳴瀬奥松島IC～八戸JCT:国土交通省	

道路種別	路線名	区間		管理者	備考
自動車専用道路	下北半島縦貫道路	青森県むつ市田名部 むつIC	青森県むつ市 むつ奥内IC	青森県	
自動車専用道路	下北半島縦貫道路	青森県横浜町 横浜IC	青森県東北町 野辺地IC	青森県	
自動車専用道路	釜石自動車道	岩手県遠野市 遠野IC	岩手県釜石市 釜石JCT	国土交通省	
自動車専用道路	仙台東部道路	宮城県亶理町 亶理IC	宮城県仙台市 仙台港北IC	NEXCO東日本	
自動車専用道路	仙台南部道路	宮城県仙台市 仙台若林JCT	宮城県仙台市 仙台南IC	NEXCO東日本	
自動車専用道路	仙台北部道路	宮城県利府町 利府JCT	宮城県富谷市 富谷JCT	NEXCO東日本	
自動車専用道路	湯沢横手道路・横堀道路・院内道路	秋田県湯沢市 上院内IC	秋田県横手市 横手IC	NEXCO東日本	国道13号(自動車専用道路区間)
自動車専用道路	主寝坂道路	山形県真室川町大字及位 国道13号交差	山形県金山町大字飛ノ森 国道13号交差	国土交通省	国道13号(自動車専用道路区間)
自動車専用道路	月山道路	山形県西川町 月山IC	山形県鶴岡市田妻俣(十座沢橋付近)	国土交通省	国道112号(自動車専用道路区間)
自動車専用道路	福島空港・あぶくま南道路(あぶくま高原道路)	福島県矢吹町 矢吹IC	福島県小野町 小野IC	福島県道路公社	
自動車専用道路	小名浜道路	福島県いわき市 いわき泉IC	福島県いわき市 いわき小名浜IC	NEXCO東日本	
自動車専用道路	東水戸道路	茨城県水戸市 水戸南IC	茨城県ひたちなか市 ひたちなかIC	NEXCO東日本	
自動車専用道路	常陸那珂有料道路	茨城県ひたちなか市 ひたちなかIC	茨城県ひたちなか市 常陸那珂港IC	茨城県道路公社	
自動車専用道路	千葉東金道路	千葉県千葉市 千葉東JCT	千葉県東金市 東金IC	NEXCO東日本	
自動車専用道路	館山自動車道	千葉県千葉市 千葉南JCT	千葉県木更津市 木更津JCT	NEXCO東日本	
自動車専用道路	京葉道路	東京都江戸川区 篠崎IC	千葉県千葉市 千葉南JCT	NEXCO東日本	
自動車専用道路	東京湾アクアライン	神奈川県川崎市 川崎浮島JCT	千葉県木更津市 木更津金田IC	NEXCO東日本	
自動車専用道路	東京湾アクアライン連絡道	千葉県木更津市 木更津金田IC	千葉県木更津市 木更津JCT	NEXCO東日本	
自動車専用道路	首都圏中央連絡自動車道	千葉県山武市 松尾横芝IC	千葉県木更津市 木更津JCT	NEXCO東日本	
自動車専用道路		神奈川県海老名市 海老名南JCT	千葉県成田市 大栄JCT	海老名南JCT～あきる野IC:NEXCO中国 あきる野IC～大栄JCT:NEXCO東日本	
自動車専用道路	銚子連絡道路	千葉県山武市 松尾横芝IC	千葉県匝瑳市 匝瑳IC	千葉県道路公社	
自動車専用道路	横浜新道	神奈川県横浜市 狩場JCT	神奈川県横浜市 新保土ヶ谷IC	NEXCO東日本	国道1号
自動車専用道路	保土ヶ谷バイパス	神奈川県横浜市 新保土ヶ谷IC	神奈川県横浜市 横浜町田IC	国土交通省	国道16号
自動車専用道路	能越自動車道	富山県砺波市 小矢部砺波JCT	富山県高岡市 高岡IC	富山県道路公社	
自動車専用道路	東海環状自動車道	愛知県豊田市 豊田東JCT	岐阜県関市 関広見IC	NEXCO中国	
自動車専用道路	名阪国道	三重県亀山市 亀山IC	奈良県天理市 天理IC	国土交通省	国道25号
自動車専用道路	京滋バイパス	滋賀県大津市 瀬田東JCT	京都府大山崎町 大山崎JCT	NEXCO西日本	国道1号線、国道478号、京都第二環状道路
自動車専用道路	京都縦貫自動車道	京都府宮津市 綾部JCT	京都府大山崎町 大山崎JCT	NEXCO西日本	京都縦貫自動車道
自動車専用道路	京奈和自動車道	京都府城陽市 城陽IC	京都府木津川市 木津IC	NEXCO西日本	国道24号 京奈道路
自動車専用道路		奈良県大和郡山市 郡山下ツ道JCT	奈良県橿原市 橿原北IC	国土交通省	国道24号 大和御所道路
自動車専用道路		奈良県橿原市 橿原高田IC	和歌山県和歌山市 和歌山JCT	国土交通省	国道24号 大和御所道路、五條道路、橋本道路、紀北東道路、紀北西道路
自動車専用道路	第二京阪道路	京都府京都市 久御山JCT	大阪府門真市 門真JCT	NEXCO西日本	国道1号線
自動車専用道路	堺泉北道路	大阪府泉佐野市 泉大津市 助松JCT	大阪堺市 堺JCT	NEXCO西日本	
自動車専用道路	関西国際空港連絡橋	大阪府泉佐野市 りんくうJCT	大阪府泉佐野市 関西国際空港IC(関西国際空港)	NEXCO西日本	
自動車専用道路	第二神明道路	兵庫県神戸市 須磨IC	兵庫県明石市 明石西IC	NEXCO西日本	国道2号
自動車専用道路	加古川バイパス	兵庫県明石市 明石西ランプ	兵庫県高砂市 高砂北ランプ	国土交通省	国道2号
自動車専用道路	姫路バイパス	兵庫県高砂市 高砂北ランプ	兵庫県太子町 太子東ランプ	国土交通省	国道2号
自動車専用道路	太子竜野バイパス	兵庫県太子町 太子東ランプ	兵庫県太子町 太子上太田JCT	国土交通省	国道2号
自動車専用道路	姫路西バイパス	兵庫県太子町 太子上太田JCT	兵庫県姫路市 山陽姫路西IC	国土交通省	国道2号
自動車専用道路	神戸淡路鳴門自動車道	兵庫県神戸市 布施畑JCT	徳島県鳴門市 鳴門IC	JB本四高速	明石海峡大橋、大鳴門橋
自動車専用道路	紀勢自動車道	和歌山県田辺市 南紀田辺IC	和歌山県白浜町 南紀白浜IC	国土交通省	
自動車専用道路	瀬戸中央自動車道	岡山県早島町 早島IC	香川県坂出市 坂出IC	JB本四高速	瀬戸大橋
自動車専用道路	北条倉吉道路	鳥取県北栄町弓原 国道9号交差	鳥取県倉吉市 倉吉IC	鳥取県	国道313号
自動車専用道路	山陰自動車道	鳥取県鳥取市 鳥取IC	鳥取県鳥取市 青谷IC	国土交通省	鳥取西道路

道路種別	路線名	区間		管理者	備考
自動車専用道路	山陰自動車道	鳥取県鳥取市 青谷IC	鳥取県湯梨浜町 はわいIC	国土交通省	国道9号自動車専用道路 青谷羽合道路
自動車専用道路		鳥取県琴浦町 大栄東伯IC	鳥取県大山町 赤碓中山IC	国土交通省	東伯・中山道路
自動車専用道路		鳥取県大山町 赤碓中山IC	鳥取県大山町下市 名和・淀江道路交差	国土交通省	中山・名和道路
自動車専用道路		鳥取県大山町下市 中山・名和道路交差	鳥取県大山町 淀江IC	国土交通省	名和・淀江道路
自動車専用道路		鳥取県大山町 淀江IC	鳥取県米子市 米子西IC	国土交通省	米子道路
自動車専用道路		鳥取県米子市 米子西IC	島根県松江市 東出雲IC	NEXCO西日本	安来道路
自動車専用道路		島根県松江市 東出雲IC	島根県松江市 松江玉造IC	国土交通省	松江道路
自動車専用道路	志戸坂峠道路	岡山県西栗倉村 西栗倉IC	岡山県西栗倉村坂根 坂根交差点	国土交通省	国道373号 鳥取自動車道
自動車専用道路		鳥取県智頭町駒縄 駒縄交差点	鳥取県智頭町 智頭IC	国土交通省	国道373号 鳥取自動車道
自動車専用道路	山口宇部道路	山口県山口市 小郡JCT	山口県宇部市 宇部東IC	山口県	山口県道6号山口宇部線
自動車専用道路	須崎道路	高知県須崎市 須崎東IC	高知県須崎市 須崎西IC	国土交通省	国道56号
自動車専用道路	中村宿毛道路	高知県四万十市 四万十IC	高知県宿毛市 平田IC	国土交通省	国道56号
自動車専用道路	片坂バイパス	高知県四万十町 四万十町西IC	高知県黒潮町 黒潮拳ノ川IC	国土交通省	国道56号
自動車専用道路	高知東部自動車道	高知県高知市 高知南IC	高知県南国市 なんこく南IC	国土交通省	国道55号 高知南国道路
自動車専用道路	松山外環状道路	愛媛県松山市 松山JCT	愛媛県松山市 東垣生IC	国土交通省	
自動車専用道路	西九州自動車道	長崎県佐世保市 佐世保大塔IC	佐賀県武雄市 武雄JCT	NEXCO西日本	
自動車専用道路	日出バイパス	大分県日出町 速見IC	大分県日出町 日出IC	NEXCO西日本	
自動車専用道路	大分空港道路	大分県日出町 日出IC	大分県国東市 塩屋交差点	大分県	
自動車専用道路	指宿スカイライン	鹿児島県鹿児島市 谷山IC	鹿児島県鹿児島市 鹿児島IC	鹿児島県道路公社	鹿児島県道17号指宿鹿児島インター線
都市高速道路	首都高湾岸線	神奈川県横浜市 三溪園出入口	千葉県市川市 高谷JCT	首都高速道路株式会社	
都市高速道路		東京都大田区 昭和島JCT	東京都大田区 東海JCT	首都高速道路株式会社	
都市高速道路	首都高都心環状線	東京都中央区 日本橋	東京都中央区 日本橋(全線)	首都高速道路株式会社	
都市高速道路	首都高中央環状線	東京都品川区 大井JCT	東京都江戸川区 葛西JCT	首都高速道路株式会社	
都市高速道路	首都高1号上野線	東京都中央区 江戸橋JCT	東京都台東区 入谷出入口	首都高速道路株式会社	
都市高速道路	首都高1号羽田線	東京都港区 浜崎橋JCT	東京都大田区 羽田出入口	首都高速道路株式会社	
都市高速道路	首都高2号目黒線	東京都港区 一ノ橋JCT	東京都品川区 荏原出入口	首都高速道路株式会社	
都市高速道路	首都高3号渋谷線	東京都港区 谷町JCT	東京都世田谷区 用賀出入口	首都高速道路株式会社	
都市高速道路	首都高4号新宿線	東京都千代田区 三宅坂JCT	東京都杉並区 高井戸出入口	首都高速道路株式会社	
都市高速道路	首都高5号池袋線	東京都千代田区 竹橋JCT	埼玉県戸田市 美女木JCT	首都高速道路株式会社	
都市高速道路	首都高6号向島線	東京都中央区 江戸橋JCT	東京都葛飾区 堀切JCT	首都高速道路株式会社	
都市高速道路	首都高6号三郷線	東京都葛飾区 小菅JCT	埼玉県三郷市 三郷JCT	首都高速道路株式会社	
都市高速道路	首都高7号小松川線	東京都墨田区 両国JCT	東京都江戸川区 一之江出入口	首都高速道路株式会社	
都市高速道路	首都高9号深川線	東京都中央区 箱崎JCT	東京都江東区 辰巳JCT	首都高速道路株式会社	
都市高速道路	首都高11号台場線	東京都港区 芝浦JCT	東京都江東区 有明JCT	首都高速道路株式会社	
都市高速道路	首都高神奈川1号横浜線	東京都大田区 羽田出入口	神奈川県横浜市 石川町JCT	首都高速道路株式会社	
都市高速道路	首都高神奈川3号狩場線	神奈川県横浜市 本牧JCT	神奈川県横浜市 狩場JCT	首都高速道路株式会社	
都市高速道路	首都高神奈川7号横浜北線	神奈川県横浜市 生麦JCT	神奈川県横浜市 横浜港北JCT	首都高速道路株式会社	
都市高速道路	首都高神奈川7号横浜北西線	神奈川県横浜市 横浜港北JCT	神奈川県横浜市 横浜青葉JCT	首都高速道路株式会社	
都市高速道路	首都高川口線	東京都足立区 江北JCT	埼玉県川口市 川口JCT	首都高速道路株式会社	
都市高速道路	首都高埼玉新都心線	埼玉県さいたま市 与野JCT	埼玉県さいたま市 さいたま見沼出入口	首都高速道路株式会社	
都市高速道路	首都高埼玉大宮線	埼玉県戸田市 美女木JCT	埼玉県さいたま市 与野JCT	首都高速道路株式会社	
都市高速道路	名古屋高速11号小牧線	愛知県名古屋市長 橋JCT	愛知県小牧市 小牧IC	名古屋高速道路公社	
都市高速道路	阪神高速3号神戸線	兵庫県西宮市 西宮IC	兵庫県神戸市 月見山出入口	阪神高速道路株式会社	
都市高速道路	阪神高速4号湾岸線	大阪府大阪市 南港JCT	大阪府泉佐野市 りんくうJCT	阪神高速道路株式会社	
都市高速道路	阪神高速5号湾岸線	大阪府大阪市 南港JCT	兵庫県神戸市 住吉浜出入口	阪神高速道路株式会社	
都市高速道路	阪神高速7号北神戸線	兵庫県神戸市 布施畑JCT	兵庫県西宮市 西宮山口JCT	阪神高速道路株式会社	
都市高速道路	阪神高速11号池田線	大阪府豊中市 豊中IC	大阪府豊中市 大阪空港 出入口	阪神高速道路株式会社	

道路種別	路線名	区間		管理者	備考
都市高速道路	阪神高速13号東大阪線	大阪府大阪市 東船場JCT	大阪府東大阪市 東大阪JCT	阪神高速道路株式会社	
都市高速道路	阪神高速16号大阪港線	大阪府大阪市 東船場JCT	大阪府大阪市 南港JCT	阪神高速道路株式会社	
都市高速道路	広島高速1号線	広島県広島市都市高速広島東	広島県広島市 温品JCT	広島高速道路公社	
都市高速道路	広島高速2号線	広島県広島市 温品JCT	広島県広島市 東雲IC	広島高速道路公社	
都市高速道路	北九州高速1号線	福岡県北九州市 紫川JCT	福岡県北九州市 愛宕JCT	福岡北九州高速道路公社	
都市高速道路	北九州高速2号線	福岡県北九州市 東港JCT	福岡県北九州市 日明出入口	福岡北九州高速道路公社	
都市高速道路	北九州高速3号線	福岡県北九州市 愛宕JCT	福岡県北九州市 東港JCT	福岡北九州高速道路公社	
都市高速道路	北九州高速4号線	福岡県北九州市 門司IC	福岡県北九州市 紫川JCT	福岡北九州高速道路公社	
都市高速道路	福岡高速1号線	福岡県福岡市 千鳥橋JCT	福岡県福岡市 西公園JCT	福岡北九州高速道路公社	
都市高速道路	福岡高速2号線	福岡県福岡市 千鳥橋JCT	福岡県太宰府市 太宰府IC	福岡北九州高速道路公社	
都市高速道路	福岡高速3号線	福岡県福岡市 豊JCT	福岡県福岡市 空港通出入口	福岡北九州高速道路公社	

2 一般国道

路線名	区間		管理者	備考
国道1号	静岡県静岡市 清水IC	静岡県静岡市清水区八坂西町 清水IC西交差点	国土交通省	静岡バイパス
国道2号	広島県広島市安芸区船越南 広島市道安芸3区141号線交差	広島県広島市 東雲IC	国土交通省	
国道2号	広島県大竹市黒川 大竹インター入口交差点	山口県岩国市装束町 装束5丁目交差点	国土交通省	
国道2号	山口県下松市南花岡 末武中交差点	山口県周南市 徳山東IC	国土交通省	
国道3号	福岡県古賀市 古賀IC	福岡県新宮町三代 大森交差点	国土交通省	平和通り
国道3号	熊本県八代市 八代IC	熊本県八代市東片町 八代港線入口交差点	国土交通省	
国道4号	青森県七戸町 七戸北IC	青森県青森市長島 消防本部前交差点	国土交通省	
国道4号	岩手県盛岡市北山 北山トンネル南口交差点	岩手県盛岡市上田 NHK前交差点	国土交通省	
国道4号	岩手県花巻市二枚橋町南 花巻温泉・台温泉入口交差点	岩手県花巻市二枚橋 花巻空港駅口交差点	国土交通省	
国道4号	岩手県一関市山目 十二神交差点	岩手県一関市山目 大槻交差点	国土交通省	国道342号重複
国道4号	宮城県岩沼市藤浪 国道6号交差	宮城県仙台市 苦竹IC	国土交通省	
国道4号	栃木県下野市下古山 下古山交差点	栃木県宇都宮市上横田町 北宇都宮駐屯地交差点	国土交通省	
国道4号	栃木県宇都宮市 宇都宮上三川IC	栃木県宇都宮市西刑部町 瑞穂野南交差点	国土交通省	
国道5号	北海道小樽市見晴町 銭函交差点	北海道小樽市星野町 国道337号交差	国土交通省	
国道5号	北海道黒松内町 黒松内IC	北海道小樽市勝納町 若竹交差点	国土交通省	
国道5号	北海道函館市若松町 函館駅前交差点	北海道長万部町 長万部IC	国土交通省	
国道5号	北海道函館市昭和(国道5号分岐)	北海道函館市 函館IC	国土交通省	
国道6号	茨城県茨城町 茨城町東IC	宮城県岩沼市藤浪 国道4号交差	国土交通省	水戸バイパス
国道7号	青森県青森市 青森IC	青森県青森市長島 消防本部前交差点	国土交通省	青森環状道路、青森西バイパス
国道7号	青森県青森市荒川 県立図書館前交差点	青森県青森市 青森中央IC	国土交通省	
国道7号	秋田県能代市 小繁IC	秋田県能代市 ニツ井白神IC	国土交通省	
国道7号	秋田県秋田市川尻町 臨海十字路交差点	秋田県秋田市土崎港西 土崎臨海十字路交差点	国土交通省	臨海バイパス
国道7号	山形県遊佐町 遊佐菅里IC	秋田県にかほ市象潟町 秋田県道58号交差	国土交通省	
国道7号	新潟県村上市猿沢 猿沢交差点	山形県鶴岡市 鶴岡IC	国土交通省	
国道8号	富山県高岡市野村 下田交差点	富山県高岡市 高岡IC	国土交通省	富山高岡バイパス
国道8号	富山県富山市金泉寺 金泉寺交差点	富山県富山市田尻西 田尻交差点	国土交通省	富山高岡バイパス
国道8号	石川県金沢市鞍月東 西念交差点	石川県金沢市 金沢西IC	国土交通省	
国道8号	福井県坂井市丸岡町 一本田交差点	福井県坂井市丸岡町 ハツロ交差点	国土交通省	
国道9号	鳥取県鳥取市南隈 南隈交差点	鳥取県鳥取市 青谷IC	国土交通省	
国道9号	鳥取県湯梨浜町 はわいIC	鳥取県琴浦町 大米東伯IC	国土交通省	
国道10号	大分県大分市 大分米良IC	大分県大分市片島 国道197号交差	国土交通省	
国道11号	徳島県松茂町中喜来 空港線西口交差点	徳島県鳴門市 鳴門IC	国土交通省	
国道11号	徳島県徳島市万代町 ちかどき橋南詰交差点	徳島県徳島市 徳島IC	国土交通省	
国道11号	香川県高松市木太町 詰田川西交差点	香川県高松市松島町 松島町二丁目交差点	国土交通省	
国道11号	香川県高松市林町 佐古東交差点	香川県高松市上天神町 上天神町交差点	国土交通省	
国道11号	香川県坂出市富士見町 川津交差点	香川県坂出市 坂出IC	国土交通省	
国道12号	北海道旭川市旭岡 北海道道146号交差	北海道旭川市末広1条 末広1条13丁目・末広東1条13丁目交差点	国土交通省	
国道12号	北海道旭川市4条通 4条通1丁目4条通2丁目交差点	北海道旭川市4条通 4条通6丁目4条通7丁目交差点	国土交通省	
国道13号	秋田県秋田市河辺北野田高屋 中央公園入口交差点	秋田県秋田市川尻町 臨海十字路交差点	国土交通省	
国道13号	秋田県大仙市協和 上淀川橋交差点	秋田県大仙市協和 上淀川交差点	国土交通省	国道341号重複
国道13号	山形県新庄市昭和 山形県道319号赤坂真室川線交差	山形県金山町飛ノ森 主寝坂道路交差	国土交通省	
国道13号	山形県真室川町及位 主寝坂道路交差	秋田県湯沢市上院内 院内道路交差	国土交通省	
国道16号	千葉県柏市 柏IC	千葉県千葉市 千葉北IC	国土交通省	
国道16号	東京都八王子市北野町 新浅川橋南交差点	東京都八王子市 八王子IC	国土交通省	東京環状、八王子バイパス
国道17号	群馬県渋川市半田 半田交差点	群馬県渋川市 渋川伊香保IC	国土交通省	
国道17号	群馬県藤岡市立石 中島中館窪交差点	群馬県高崎市倉賀野町 金属工業団地交差点	国土交通省	

路線名	区間		管理者	備考
国道18号	長野県坂城町中之条 坂城IC入口交差点	長野県坂城町坂城(ENEOS北信油槽所)	国土交通省	
国道19号	長野県塩尻市 塩尻北IC	長野県松本市野溝木工 総合団地交差点	国土交通省	
国道20号	山梨県昭和町 甲府昭和IC	山梨県甲斐市富竹新田 山縣神社北交差点	国土交通省	甲府バイパス
国道21号	岐阜県各務原市那加官有地無番地(航空自衛隊岐阜基地)	岐阜県各務原市 岐阜各務原IC	国土交通省	
国道23号	三重県川越町 みえ川越IC	三重県四日市市中里町 大里町交差点	国土交通省	
国道23号	三重県津市江戸橋 大学病院前交差点	三重県津市丸之内 三重会館前交差点	国土交通省	
国道23号	三重県津市一身田大古曾 津市道 一身田大古曾第13号線交差(大古曾跨道橋)	三重県津市納所町 三重県津市納所町交差点	国土交通省	中勢バイパス
国道24号	京都府木津川市 木津IC	奈良県天理市 郡山南IC	国土交通省	
国道24号	奈良県橿原市 橿原北IC	奈良県橿原市 橿原高田IC	国土交通省	
国道24号	奈良県橿原市雲梯町 雲梯町交差点	奈良県橿原市新堂町 新堂ランプ交差点	国土交通省	
国道29号	鳥取県鳥取市菖蒲 鳥取IC入口交差点	鳥取県鳥取市南隈 南隈交差点	国土交通省	
国道32号	高知県南国市 南国IC	高知県高知市介良甲 国道55号交差	国土交通省	
国道33号	愛媛県松山市 松山JCT	愛媛県松山市 松山IC	国土交通省	
国道36号	北海道千歳市本町 本町2交差点	北海道千歳市平和 平和交差点(航空自衛隊千歳基地)	国土交通省	
国道37号	北海道長万部町長万部 国道5号交差	北海道室蘭市東町 国道235号交差/北海道室蘭市祝津町 白鳥大橋交差点	国土交通省	
国道38号	北海道釧路市新富士町 臨港道路西港道路東跨線橋通交差	北海道釧路市北大通 国道44号交差	国土交通省	
国道38号	北海道幕別町明野 幕別町明野交差点	北海道釧路市 釧路西IC	国土交通省	
国道39号	北海道北見市端野町三区 北海道道1024号交差	北海道網走市南4条 南4東1交差点	国土交通省	
国道40号	北海道豊富町 豊富北IC	北海道稚内市中央 フェリーターミナル入口交差点	国土交通省	
国道40号	北海道音威子府村 音威子府IC	北海道中川町 中川IC	国土交通省	音威子府バイパス
国道40号	北海道幌延町 音威子府村 国道275号交差	北海道美深町 美深北IC	国土交通省	
国道40号	北海道中川町 中川IC	北海道幌延町 幌延IC	国土交通省	
国道40号	北海道剣淵町 土別剣淵IC	北海道名寄市 名寄IC	国土交通省	
国道40号	北海道旭川市4条通 4条通6丁目4条通7丁目交差点	北海道旭川市 末広1条13丁目・末広東1条13丁目交差点	国土交通省	
国道41号	富山県富山市蛸川 空港口交差点	富山県富山市金泉寺 金泉寺交差点	国土交通省	
国道41号	愛知県豊山町 豊山南出入口	愛知県豊山町 豊山北IC	国土交通省	
国道44号	北海道根室市弥栄町 北海道道313号交差	北海道釧路市北大通 国道38号交差	国土交通省	
国道45号	宮城県仙台市青葉区本町 国道48号交差	青森県おいらせ町葉飯 下田百石IC交差点	国土交通省	
国道46号	岩手県盛岡市津志田南 盛岡南IC入口交差点	秋田県大仙市協和 上淀川交差点	国土交通省	
国道47号	宮城県大崎市上古川 古川上古川交差点	山形県酒田市 酒田中央IC	国土交通省	新庄南バイパス、余目坂田道路
国道48号	宮城県仙台市青葉区本町 国道45号交差	宮城県仙台市青葉区国分町 広瀬通晩翠通交差点	仙台市	
国道48号	宮城県仙台市青葉区国分町 広瀬通晩翠通交差点	宮城県仙台市 仙台宮城IC	国土交通省	
国道49号	福島県いわき市常磐上矢田町沼平 国道6号交差	福島県いわき市好間町北好間 いわき中央IC交差点	国土交通省	
国道51号	茨城県潮来市洲崎 洲崎交差点	茨城県水戸市大串町 水戸大洗インター交差点	国土交通省	
国道53号	岡山県岡山市 岡山IC	岡山県岡山市北区田益 岡山県道72号交差	国土交通省	
国道55号	徳島県徳島市万代町 かちどき橋南詰交差点	徳島県小松島市前原町東 徳島県道17号交差	国土交通省	
国道56号	高知県四万十町 四万十町中央IC	高知県四万十市不破 国道321号交差	国土交通省	大方改良、片坂バイパス
国道101号	青森県つがる市 つがる柏IC	青森県つがる市木造 津軽自動車道交差	青森県	
国道101号	青森県鰺ヶ沢町 鰺ヶ沢IC	秋田県八峰町峯浜目名湯 秋田県道63号交差	青森県、秋田県	
国道104号	青森県八戸市根城 馬場頭交差点	青森県八戸市田面木 松園町交差点	国土交通省	
国道106号	岩手県宮古市 宮古港IC	岩手県盛岡市手代森 都南大橋東交差点	岩手県	宮古盛岡横断道路
国道106号	岩手県宮古市築地 築地交差点	宮古市根市 宮古根市IC	岩手県	
国道108号	宮城県石巻市蒔井 宮城県道16号交差	宮城県大崎市上古川 古川上古川交差点	国土交通省	
国道112号	山形県鶴岡市田麦俣(十座沢橋付近)	山形県鶴岡市 湯殿山IC	国土交通省	月山道路(一般道路区間)
国道113号	新潟県新潟市東区浜谷町 浜谷町交差点	新潟県新潟市東区津島屋 津島屋八丁目交差点	新潟市	
国道113号	新潟県村上市 荒川胎内IC	新潟県村上市坂町 十文字交差点	新潟県	

路線名	区間		管理者	備考
国道113号	新潟県村上上市坂町 十文字交差点	山形県高畠町 南陽高畠IC	国土交通省	赤湯バイパス、梨郷道路
国道113号	新潟県新潟市北区白勢町 新潟県道46号交差	新潟県新潟市北区笹山 新潟県道46号交差	新潟市	
国道114号	福島県浪江町 浪江IC	福島県浪江町幾世橋 知命寺交差点	福島県	
国道115号	福島県相馬市中野寺前 中野交差点	福島県相馬市 相馬IC	福島県	
国道121号	栃木県宇都宮市宮の内 宮の内2丁目交差点	栃木県宇都宮市西判部町 瑞穂野南交差点	栃木県	
国道124号	千葉県銚子市唐子町 銚子大橋前交差点	茨城県鹿嶋市宮中 鹿嶋消防署南交差点	千葉県、茨城県	
国道126号	千葉県銚子市唐子町 銚子大橋前交差点	千葉県匝瑳市 国道296号入口交差点	千葉県	
国道139号	静岡県富士市伝法 静岡県道353号交差	静岡県富士市 富士IC	国土交通省	西富士道路
国道149号	静岡県静岡市清水区入船町 入船町交差点	静岡県静岡市清水区辻 清水駅前交差点	静岡市	
国道150号	静岡県焼津市西島 西島交差点	静岡県吉田町片岡 湯日川橋東交差点	静岡県	
国道155号	愛知県知多市 長浦IC	愛知県東海市元浜町 国道247号交差	愛知県	
国道193号	香川県高松市上天神町 上天神町交差点	香川県高松市香南町岡 香南町岡交差点	香川県	
国道196号	愛媛県松山市東長戸 北環状交差点	愛媛県今治市 今治湯ノ浦IC	国土交通省	今治バイパス
国道197号	大分県大分市中央町 昭和通り交差点	大分県大分市高砂町 大道入口交差点	大分県	
国道197号	大分県大分市公園通り西 公園東インター入口交差点	大分県大分市片島 国道10号交差	大分県	
国道199号	福岡県北九州市 日明IC	福岡県北九州市小倉北区西港町 北九州市道西港2号交差	北九州市	
国道208号	佐賀県佐賀市本庄町 本莊町袋交差点	佐賀県佐賀市本庄町 佐大南交差点	佐賀県	
国道210号	大分県大分市西大道 椎迫入口交差点	大分県大分市高砂町 大道入口交差点	大分県	
国道213号	大分県国東市安岐町 塩屋交差点	大分県国東市武蔵町 大分空港入口交差点	大分県	
国道219号	宮崎県西都市岡富 四日市交差点	宮崎県西都市黒生野 インター入口交差点	宮崎県	
国道220号	宮崎県宮崎市 宮崎IC	宮崎県宮崎市内海 宮崎県道350号交差	国土交通省	
国道227号	北海道函館市万代町 万代こ線橋交差点	北海道江差町字中歌町 国道228号交差	国土交通省	
国道228号	北海道北斗市七重浜 七重浜2丁目七重浜7丁目交差点	北海道江差町字中歌町 国道227号交差	国土交通省	
国道230号	北海道洞爺湖町 虹田洞爺湖IC	北海道洞爺湖町清水 国道37号交差	国土交通省	
国道234号	北海道安平町 追分IC	北海道安平町東早来 北海道道10号交差	国土交通省	
国道235号	北海道室蘭市海岸町 臨港道路入江3号フェリー埠頭線交差	北海道浦河町大通 国道336号交差	国土交通省	
国道236号	北海道芽室町西土狩北9線 帯広JCT料金所	北海道浦河町西幌別 国道336号交差	国土交通省	
国道236号	北海道幕別町忠類(国道236号分岐)	北海道幕別町 忠類大樹IC	国土交通省	
国道237号	北海道旭川市4条通 4条通1丁目4条通2丁目交差点	北海道日高町 富川南1丁目富川北1丁目交差点	国土交通省	
国道238号	北海道稚内市声間 北海道道121号交差	北海道稚内市潮見 潮見4丁目/潮見5丁目交差点	国土交通省	
国道238号	北海道留萌市三泊町 留萌港	北海道留萌市 留萌IC	国土交通省	
国道238号	北海道湧別町北兵村 国道242号交差	北海道紋別市小向 北海道道1151号交差	国土交通省	
国道240号	北海道釧路市大楽毛 大楽毛大楽毛西1交差点	北海道釧路市阿寒町徹別 国道274号交差	国土交通省	
国道242号	北海道足寄町郊南 郊南1丁目交差点	北海道足寄町 足寄IC	国土交通省	
国道242号	北海道陸別町 陸別小利別IC	北海道陸別町北1条 足寄駅交差点	国土交通省	
国道242号	北海道湧別町北兵村 国道238号交差	北海道遠軽町豊里 国道333号交差	国土交通省	
国道243号	北海道美幌町大通北 国道240交差	北海道標茶町虹別 北海道道13号交差	国土交通省	
国道243号	北海道別海町別海宮舞町 北海道道8号交差	北海道根室市厚床 国道44号交差	国土交通省	
国道244号	北海道標津町南8条 南8東1交差点	北海道網走市南6条 南6西1交差点	国土交通省	
国道244号	北海道別海町奥行 国道243号交差	北海道根室市厚床 国道44号交差	国土交通省	
国道245号	茨城県ひたちなか市 ひたちなかIC	茨城県日立市鹿島町 国道245号入口交差点	茨城県	
国道246号	東京都町田市鶴間 東名入口交差点(国道16号交差)	神奈川県大和市深見西 一ノ関交差点	国土交通省	
国道247号	愛知県東海市 東海IC	愛知県東海市元浜町 国道155号交差	愛知県	
国道250号	兵庫県姫路市飾磨区中島 市川浜手大橋西交差点	兵庫県姫路市飾磨区構 今在家東交差点	兵庫県	
国道263号	佐賀県佐賀市 佐賀大和IC	佐賀県佐賀市日の出 SAGAアリーナ前交差点	佐賀県	
国道264号	佐賀県佐賀市日の出 SAGAアリーナ前交差点	佐賀県佐賀市与賀町 与賀町交差点	佐賀県	

路線名	区間		管理者	備考
国道272号	北海道釧路町 釧路別保IC	北海道釧路町 国道44号交差	国土交通省	
国道274号	北海道釧路市阿寒町徹別 国道240号交差	北海道標茶町ヌマオロ原野東1線 北海道道53号交差	国土交通省	
国道275号	北海道音威子府村 国道40号交差	北海道音威子府村 音威子府IC	国土交通省	
国道277号	北海道八雲町立岩 国道5号交差	北海道八雲町 八雲IC	国土交通省	
国道278号	北海道函館市川汲町 北海道道83号交差	北海道森町森川町 国道5号交差	国土交通省	
国道278号	北海道函館市若松町 函館駅前交差点	北海道函館市高松町 北海道道63号交差	国土交通省	
国道278号	北海道函館市 函館IC	北海道函館市高松市 北海道道63号交差	国土交通省	
国道279号	青森県大間町大間根田内	青森県むつ市田名部 むつIC	青森県	
国道279号	青森県野辺地町松ノ木平 松ノ木平交差点	青森県むつ市 むつ奥内IC	青森県	
国道280号	青森県青森市新城平岡 油川バイパス新城入口交差点	青森県外ヶ浜町蟹田中節 青森県道12号交差	青森県	
国道280号	青森県外ヶ浜町蟹田中節 青森県道12号交差	青森県今別町今別 青森県道14号交差	青森県	
国道281号	岩手県久慈市山形町繁第10地割 岩手県道42号交差	岩手県久慈市長内町第28地割 国道45号交差	岩手県	
国道283号	岩手県釜石市松原町 国道45号交差	岩手県釜石市 釜石中央IC	岩手県	
国道284号	宮城県気仙沼市古町 国道45号交差	岩手県一関市宮坂町 新大町交差点	宮城県、岩手県	
国道287号	山形県東根市 東根IC	山形県東根市羽入 山形県道184号交差	山形県	
国道288号	福島県郡山市富久山町 三春街道入口交差点	福島県郡山市富久山町 郡山市道1-52号交差	福島県	三春街道
国道293号	茨城県日立市留町 留町交差点	茨城県日立市大和田町 大和田町交差点	茨城県	
国道299号	埼玉県狭山市笹井 根岸交差点	埼玉県入間市河原町 入間市河原町交差点	埼玉県	
国道313号	鳥取県倉吉市福吉町 福吉町交差点	鳥取県倉吉市 倉吉IC	鳥取県	
国道324号	長崎県長崎市早坂町 国道324号交差	長崎県長崎市 田上IC	長崎県	
国道327号	宮城県日向市財光寺 お倉ヶ浜交差点	宮城県日向市 日向IC	宮城県	
国道333号	北海道遠軽町 遠軽IC	北海道北見市端野町 国道39号交差	国土交通省	
国道335号	北海道羅臼町本町 国道334号交差	北海道標津町伊茶仁 国道244号交差	国土交通省	
国道336号	北海道浦河町大通 国道235号交差	北海道浦幌町共栄 吉野共栄交差点	国土交通省	
国道337号	北海道石狩市新港中央 新港中央1交差点	北海道小樽市星野町 国道5号交差	国土交通省	
国道338号	青森県大間町大間奥戸上道	青森県佐井村佐井 青森県道46号交差	青森県	
国道338号	青森県むつ市川内町砂浜 青森県道46号交差	青森県むつ市田名部前田 国道279号交差/青森県むつ市本町2 国道279号交差	青森県	
国道338号	青森県六ヶ所村尾駱 国道394号交差	青森県六ヶ所村鷹架 国道394号交差	青森県	
国道338号	青森県六ヶ所村平沼 国道394号交差	青森県おいらせ町苗振谷地 苗振谷地交差点	青森県	
国道339号	青森県五所川原市 五所川原北IC	青森県中泊町今泉 青森県道12号交差	青森県	
国道340号	岩手県岩泉町浅内 国道455号交差	岩手県岩泉町門 名目入交差点	岩手県	
国道341号	秋田県大仙市協和 上淀川橋交差点	秋田県大仙市 協和IC	秋田県	
国道342号	岩手県一関市宮坂町 新大町交差点	岩手県一関市 一関IC	岩手県	
国道356号	千葉県銚子市唐子町 銚子大橋前交差点	千葉県神崎町 神崎IC	千葉県	小見川東庄バイパス
国道358号	山梨県甲府市上今井町 南甲府署南交差点	山梨県甲府市 甲府南IC	山梨県	
国道360号	石川県小松市城南町 城南町西交差点	石川県小松市浮柳町 空港前交差点	石川県	
国道373号	岡山県西栗倉村坂根 坂根交差点	鳥取県首領町駒婦 駒婦交差点	国土交通省	志度坂峠道路(志度坂トンネル)
国道391号	北海道釧路市大町 国道38号交差	北海道弟子屈町朝日 国道243号交差	国土交通省	
国道392号	北海道白糠町 東1南2西1南3交差点	北海道白糠町 白糠IC	国土交通省	
国道394号	青森県むつ市横迎町 横迎町交差点	青森県七戸町 七戸IC	青森県	
国道398号	宮城県石巻市門脇 国道45号交差	宮城県南三陸町戸倉 国道45号交差	宮城県	
国道409号	千葉県木更津市 木更津金田IC	千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 国道16号交差	国土交通省	
国道409号	神奈川県川崎市 大師出入口	神奈川県川崎市川崎区小島町 殿町三丁目交差点	国土交通省	
国道409号	神奈川県川崎市川崎区浮島町(ENEOS川崎製油所)	神奈川県川崎市 浮島IC	国土交通省	
国道415号	富山県富山市四方荒屋 富山市道四方荒屋草島線交差	富山県富山市四方荒屋 四方荒屋交差点	富山県	
国道431号	鳥取県境港市佐斐神町 空港入口交差点	鳥取県米子市 米子IC	鳥取県	

路線名	区間		管理者	備考
国道438号	徳島県美馬市 美馬IC	徳島県美馬市美馬町 天神交差点	徳島県	
国道444号	長崎県大村市西大村本町 桜馬場交差点	長崎県大村市 大村IC	長崎県	
国道454号	青森県八戸市長苗代 内舟渡交差点	青森県八戸市長苗代 前田交差点	青森県	
国道455号	岩手県岩泉町浅内 国道340号交差	岩手県岩泉町小本鈺 小本交差点	岩手県	
国道455号	岩手県盛岡市北山 北山トンネル南口交差点	岩手県岩泉町門 名目入交差点	岩手県	
国道461号	茨城県高萩市安良川 茨城県道111号交差	茨城県日立市十王町伊師 国道461号入口交差点	茨城県	
国道463号	埼玉県入間市豊岡 入間市道A366号線交差点	埼玉県入間市河原町 入間市河原町交差点	埼玉県	
国道467号	神奈川県大和市深見西 一ノ関交差点	神奈川県大和市深見台 光が丘歩道橋交差点	神奈川県	
国道473号	静岡県牧之原市 相良牧之原IC	静岡県島田市金谷猪土居 空港入口交差点	静岡県	
国道499号	長崎県長崎市 戸町IC	長崎県長崎市小ヶ倉町(東西OT長崎油槽所)	長崎県	
国道504号	鹿児島県霧島市 溝辺鹿児島空港IC	鹿児島県霧島市溝辺町麓(鹿児島空港)	鹿児島県	

3 都道府県道

路線名	区間		管理者	備考
北海道道5号江差木古内線	北海道上ノ国町大留 国道228号交差	北海道木古内町 国道228号交差	北海道	
北海道道8号根室中標津線	北海道別海町別海宮舞町 国道243号交差	北海道中標津町東二条南 国道272号交差 北海道道69号交差	北海道	
北海道道10号千歳鷺川線	北海道安平町東早来 国道234号交差	北海道むかわ町 国道235号交差	北海道	
北海道道13号中標津標茶線	北海道中標津町緑が丘 国道272号交差	北海道標茶町虹別 国道243号交差	北海道	
北海道道17号小樽港線	北海道小樽市築港 勝納町築港交差点	北海道小樽市勝納町 若竹交差点	北海道	
北海道道35号根室半島線	北海道根室市海岸町 琴平町臨港道路海岸町1号線北地区道路交差	北海道根室市本町 北海道道313号交差	北海道	
北海道道43号大沼公園鹿部線	北海道森町赤井川 保養基地入口交差点	北海道鹿部町宮浜 国道278号交差	北海道	
北海道道53号釧路鶴居弟子屈線	北海道標茶町スマオ口原野東1線 国道274号交差	北海道弟子屈町朝日 国道391号交差	北海道	
北海道道63号函館空港線	北海道函館市高松町(函館空港)	北海道函館市高松町 国道278号交差	北海道	
北海道道65号釧路空港線	北海道釧路市鶴丘(釧路空港)	北海道釧路市鶴丘 国道240号交差	北海道	
北海道道68号旭川空港線	北海道東神楽町東2線(旭川空港)	北海道旭川市西神楽2線 西神楽2線18号西神楽1線18号交差点	北海道	
北海道道69号中標津空港線	北海道中標津町(中標津空港)	北海道中標津町東二条南 国道272号交差 北海道道8号交差	北海道	
北海道道77号千歳インター線	北海道千歳市本町 国道36号交差	北海道千歳市 千歳IC	北海道	
北海道道83号函館南茅部線	北海道函館市本町 五稜郭公園入口本町32本町6本町24交差点	北海道函館市川汲町 南茅部町川汲交差点	北海道	
北海道道86号白老大滝線	北海道白老町高砂町 白老大橋交差点	北海道白老町 白老IC	北海道	
北海道道100号函館上磯線	北海道函館市湯川町 国道278号交差	北海道函館市湯川町 北海道道83号交差	北海道	
北海道道109号新帯広空港線	北海道帯広市泉町西9線(帯広空港)	北海道帯広市幸福町東6線 北海道道1157号交差	北海道	
北海道道112号札幌当別線	北海道札幌市 伏古IC	北海道札幌市東区北37条東 北海道道1137号交差	札幌市	
北海道道113号釧路環状線	北海道釧路市大川町 国道38号交差	北海道釧路市桜ヶ岡 北海道道142号交差	北海道	
北海道道113号釧路環状線	北海道釧路市鳥取北 道道148号交差	北海道釧路市星が浦大通 星ヶ浦大通1鳥取大通9交差点	北海道	
北海道道121号稚内幌延線	北海道稚内市声間 国道238号交差	北海道稚内市声間村 北海道道1059号稚内空港線交差	北海道	
北海道道123号別海厚岸線	北海道浜中町榊町 北海道道142号交差	北海道厚岸町宮園 国道44号交差	北海道	
北海道道127号室蘭インター線	北海道室蘭市幌萌町 国道37号交差	北海道室蘭市 室蘭IC	北海道	
北海道道130号新千歳空港線	北海道千歳市美々(新千歳空港)	北海道苫小牧市宇美沢 北海道道1091号交差	北海道	
北海道道141号樽前錦岡線	北海道苫小牧市 苫小牧西IC	北海道苫小牧市錦岡 国道36号交差	北海道	
北海道道142号根室浜中釧路線	北海道根室市光和町 国道44号交差	北海道浜中町榊町 北海道道123号交差	北海道	
北海道道145号伊達インター線	北海道伊達市舟岡町 国道37号交差	北海道伊達市 伊達IC	北海道	
北海道道146号旭川鷹栖インター線	北海道旭川市旭岡 国道12号交差	北海道旭川市近文7線南1号 道央自動車道交差	北海道	
北海道道147号銭函インター線	北海道小樽市見晴町 銭函交差点	北海道小樽市 銭函IC	北海道	
北海道道148号釧路インター線	北海道釧路市 釧路西IC	北海道釧路市鳥取北 道道113号交差	北海道	
北海道道149号大沼公園インター線	北海道森町赤井川 保養基地入口交差点	北海道森町赤井川 大沼公園IC交差点	北海道	
北海道道259号上厚真苫小牧線	北海道苫小牧市沼ノ端 臨港道路勇払埠頭幹線交差	北海道苫小牧市 元中野4交差点	北海道	
北海道道313号根室港線	北海道根室市本町 北海道道35号交差	北海道根室市弥栄町 国道44号交差	北海道	
北海道道506号茶内停車場線	北海道浜中町茶内線 北海道道599号交差	北海道浜中町茶内橋北 国道44号交差	北海道	
北海道道559号新富士停車場線	北海道釧路市星が浦南 星ヶ浦南1丁目新富士町6丁目交差点	北海道釧路市星が浦大通 星ヶ浦大通1鳥取大通9交差点	北海道	
北海道道571号五稜郭公園線	北海道函館市本町 五稜郭公園入口本町32本町6本町24交差点	北海道函館市万代町 万代二線橋交差点	北海道	
北海道道699号室蘭港線	北海道室蘭市海岸町 臨港道路入江幹線交差	北海道室蘭市祝津町 白鳥大橋交差点	北海道	
北海道道781号苫小牧環状線	北海道苫小牧市真砂町 中央南埠頭幹線交差	北海道苫小牧市真砂町(東西OT苫小牧油槽所・JONET苫小牧油槽所)	北海道	
北海道道860号釧路西港線	北海道釧路市西港 臨港道路西港道路交差	北海道釧路市星が浦南 星ヶ浦南1丁目新富士町6丁目交差点	北海道	
北海道道911号大津旅来線	北海道豊頃町大津寿町 北海道道912号交差	北海道豊頃町大津 国道336号交差	北海道	
北海道道912号大津長節線	北海道豊頃町大津寿町 北海道道911号交差	北海道豊頃町大津港町	北海道	
北海道道952号山花鶴丘線	北海道釧路市 釧路空港IC	北海道釧路市鶴丘 国道240号交差	北海道	
北海道道1024号川向端野線	北海道北見市 北見東IC	北海道北見市端野町三区 国道39号交差	北海道	
北海道道1039号霧多布岬線	北海道浜中町霧多布西	北海道浜中町新川東 北海道道123号交差	北海道	
北海道道1059号稚内空港線	北海道稚内市声間村(稚内空港)	北海道稚内市声間村 北海道道121号稚内幌延線交差	北海道	

路線名	区間		管理者	備考
北海道道1071号音調津陣屋線	北海道広尾町音調津 国道336号交差	北海道広尾町フンベ 国道336号交差	北海道	
北海道道1091号泉沢新千歳空港線	北海道千歳市平和 北海道道1175号交差	北海道苫小牧市字美沢 北海道道130号交差	北海道	
北海道道1123号落石港線	北海道根室市落石西	北海道根室市落石東 北海道道142号交差	北海道	
北海道道1137号丘珠空港東線	北海道札幌市東区丘珠町 札幌飛行場(陸上自衛隊丘珠駐屯地)交差点	北海道札幌市東区北37条東 北海道道112号交差	札幌市	
北海道道1151号新紋別空港線	北海道紋別市小向(紋別空港)	北海道紋別市小向 国道238号交差	北海道	
北海道道1157号幸福インター線	北海道帯広市幸福町東6線 北海道道109号交差	北海道帯広市 幸福IC	北海道	
北海道道1175号新千歳空港インター線	北海道千歳市 新千歳空港IC	北海道千歳市平和 北海道道1091号交差	北海道	
青森県道7号むつ東通線	青森県むつ市巾着沢大近川 国道279号交差	青森県東通村小田野沢 国道394号交差	青森県	
青森県道10号三沢十和田線	青森県三沢市四川目 四川目交差点	青森県おいらせ町 三沢十和田下田IC	青森県	
青森県道12号鯉ヶ沢蟹田線	青森県中泊町今泉 国道339号交差	青森県外ヶ浜町蟹田中師 国道280号交差	青森県	
青森県道14号今別蟹田線	青森県今別町今別 国道280号交差	青森県外ヶ浜町蟹田 青森県道12号交差	青森県	
青森県道16号青森停車場線	青森県青森市新町 本町一丁目交差点	青森県青森市長島 国道柳町交差点	青森県	
青森県道18号青森港線	青森県青森市安方 臨港道路本港線交差	青森県青森市新町 本町一丁目交差点	青森県	
青森県道19号八戸巨石線	青森県八戸市長苗代 内舟渡交差点	青森県おいらせ町一川目 国道338号交差	青森県	
青森県道27号青森浪岡線	青森県青森市荒川 荒川字柴田交差点	青森県青森市大谷小谷(青森空港)	青森県	
青森県道29号八戸環状線	青森県八戸市田面木 松岡町交差点	青森県八戸市 八戸IC	青森県	
青森県道44号青森環状野内線	青森県青森市三本木 三本木交差点	青森県青森市野内 青森県道259号久栗坂造道線交差	青森県	
青森県道46号川内佐井線	青森県佐井村佐井 国道338号交差	青森県むつ市川内町砂浜 国道338号交差	青森県	
青森県道47号青森東インター線	青森県青森市 青森東IC	青森県青森市三本木 三本木交差点	青森県	
青森県道120号荒川停車場線	青森県青森市荒川 荒川字柴田交差点	青森県青森市荒川 県立図書館前交差点	青森県	
青森県道123号清水川滝沢野内線	青森県青森市滝沢 青森県道257号交差	青森県青森市 青森東IC	青森県	
青森県道179号泊陸奥横浜停車場線	青森県横浜町 横浜IC	青森県横浜町 国道279号交差	青森県	
青森県道180号尾駁有戸停車場線	青森県六ヶ所村尾駁 国道338号交差	青森県六ヶ所村尾駁 六ヶ所村道原々種農場・弥栄平線交差	青森県	
青森県道242号後平青森線	青森県七戸町後平 みちのく有料入口交差点	青森県七戸町 青森県道257号交差	青森県	
青森県道257号後平馬屋尻線	青森県七戸町 青森県道242号交差	青森県青森市滝沢 青森県道123号交差	青森県道路公社	みちのく有料道路
青森県道259号久栗坂造道線	青森県青森市滝沢 国道4号交差	青森県青森市 合浦交差点	青森県	
青森県道272号下北停車場線	青森県むつ市中央 中央町交差点	青森県むつ市中央 国道338号交差	青森県	
岩手県道1号盛岡横手線	岩手県盛岡市 稲荷町交差点	岩手県盛岡市 西バイパス入口交差点	岩手県	
岩手県道22号軽米九戸線	岩手県軽米町円子第11地割 岩手県道42号交差	岩手県九戸村 九戸IC	岩手県	
岩手県道36号上米内湯沢線	岩手県盛岡市永井 西バイパス南口交差点	岩手県盛岡市手代森 都南大橋東交差点	岩手県	
岩手県道37号花巻平泉線	岩手県花巻市二枚橋町南 花巻温泉・台温泉入口交差点	岩手県花巻市 花巻IC	岩手県	
岩手県道42号戸呂町軽米線	岩手県久慈市山形町繋第10地割 国道281号交差	岩手県軽米町円子第11地割 岩手県道22号交差	岩手県	
岩手県道214号羽黒堂二枚橋線	岩手県花巻市二枚橋 花巻空港駅口交差点	岩手県花巻市葛第1地割 岩手県道294号交差	岩手県	
岩手県道294号東宮野目二枚橋線	岩手県花巻市下似内 岩手県道296号交差	岩手県花巻市葛第1地割 岩手県道214号交差	岩手県	
岩手県道296号花巻空港インター線	岩手県花巻市下似内 岩手県道294号交差	岩手県花巻市 花巻空港IC	岩手県	
宮城県道10号塩釜亘理線	宮城県仙台市 仙台港IC	宮城県仙台市宮城野区港 蒲生二本木交差点	宮城県	
宮城県道11号塩釜港線	宮城県塩竈市真山通 臨港道路一本松1号線、3号線交差	宮城県塩竈市牛生町 宮城県道23号交差	宮城県	
宮城県道16号石巻鹿島台大衡線	宮城県石巻市蛇田新谷地前 石巻市蛇田交差点	宮城県石巻市茜平 国道108号交差	宮城県	
宮城県道20号仙台空港線	宮城県名取市増田(仙台空港)	宮城県名取市 仙台空港IC	宮城県	
宮城県道23号仙台塩釜線	宮城県多賀城市栄 宮城県道58号交差	宮城県多賀城市大代 宮城県道58号交差	宮城県	
	宮城県宮城野区仙台北 仙台港入口交差点	宮城県多賀城市明月 町前交差点	宮城県	
	宮城県多賀城市空神6丁目 宮城県道58号交差	宮城県塩竈市牛生町 宮城県道11号交差	宮城県	
宮城県道43号矢本河南線	宮城県東松島市矢本 宮城県道247号交差	宮城県松島市 矢本IC	宮城県	

路線名	区間		管理者	備考
宮城県道58号塩釜七ヶ浜多賀城線	宮城県多賀城市下馬 多賀城市下馬交差点	宮城県多賀城市笠神 宮城県道23号交差	宮城県	
	宮城県多賀城市栄 宮城県道23号交差	宮城県多賀城市八幡5 国道45号交差	宮城県	
	宮城県七ヶ浜町湊浜砂山 臨港道路東宮中央幹線交差	宮城県多賀城市大代 宮城県道23号交差	宮城県	
宮城県道238号釜谷大須雄勝線	宮城県石巻市雄勝町雄勝 国道398号交差	宮城県石巻市雄勝町小島和田	宮城県	
宮城県道240号石巻女川線	宮城県石巻市雲雀野町 臨港道路釜北線交差	宮城県石巻市緑町 国道398号交差	宮城県	
宮城県道247号石巻工業港矢本線	宮城県石巻市門脇元明神 臨港道路釜北線交差	宮城県東松島市矢本 宮城県道43号交差	宮城県	
宮城県道269号亘理インター線	宮城県亘理町逢隈中泉 国道6号交差	宮城県亘理町 亘理IC	宮城県	
秋田県道46号秋田空港線	秋田県秋田市雄和榑川山籠(秋田空港)	秋田県秋田市雄和平尾島 空港入口交差点	秋田県	
秋田県道58号象潟矢島線	秋田県にかほ市象潟町上狐森 国道7号交差	秋田県にかほ市 象潟IC	秋田県	
秋田県道61号秋田御所野雄和線	秋田県秋田市河辺戸島 秋田県道62号交差	秋田県秋田市雄和平尾島 空港入口交差点	秋田県	
秋田県道62号秋田北野田線	秋田県秋田市河辺北野田高屋 国道13号交差	秋田県秋田市河辺戸島 秋田県道61号交差	秋田県	
秋田県道63号常盤峰浜線	秋田県能代市朴瀬 朴瀬交差点	秋田県八峰町峰浜目名湯 国道101号交差	秋田県	
秋田県道64号能代ニツ井線	秋田県能代市 能代東IC	秋田県能代市朴瀬 朴瀬交差点	秋田県	
山形県道33号庄内空港立川線	山形県酒田市浜中(庄内空港)	山形県酒田市 庄内空港IC	山形県	
山形県道59号酒田八幡線	山形県酒田市宮海 臨港道路酒田臨海1号線交差(国道7号交差)	山形県酒田市 酒田みなとIC	山形県	
山形県道184号山形空港線	山形県東根市羽入(山形空港)	山形県東根市羽入 国道287号交差	山形県	
山形県道319号赤坂真室川線	山形県新庄市昭和 国道13号交差	山形県新庄市昭和 新庄真室川IC	山形県	
福島県道12号原町川俣線	福島県南相馬市原町区高見町 高見町交差点	福島県南相馬市 南相馬IC	福島県	
福島県道17号郡山停車場線	福島県郡山市大町 郡山駅入口交差点	福島県郡山市安積 安積一丁目交差点	福島県	
福島県道36号小野富岡線	福島県富岡町 常磐富岡IC	福島県富岡町小良ヶ浜 市の沢交差点	福島県	
福島県道42号矢吹小野線	福島県玉川村 福島空港IC	福島県玉川村南須釜 福島県道63号交差	福島県	
福島県道47号郡山長沼線	福島県郡山市安積町荒井 国道4号(あさか野バイパス)交差	福島県郡山市 郡山南IC	福島県	
福島県道57号郡山大越線	福島県郡山市大町 郡山駅入口交差点	福島県郡山市大町 若葉町交差点	福島県	
福島県道63号古殿須賀川線	福島県玉川村北須釜(福島空港)	福島県玉川村南須釜 福島県道42号交差	福島県	
福島県道296号荒井郡山線	福島県郡山市大町 若葉町交差点	福島県郡山市富久山町 三春街道入口交差点	福島県	
福島県道394号相馬新地線	福島県相馬市程田潜石 潜石交差点	福島県新地町駒ヶ嶺 新林交差点	福島県	
茨城県道2号水戸鉾田佐原線	茨城県水戸市塩崎町 国道51号交差	茨城県大洗町大貫 大洗サンビーチ入口交差点	茨城県	
茨城県道2号水戸鉾田佐原線	茨城県鉾田市滝浜 国道51号交差	茨城県鉾田市塔ヶ崎 塔ヶ崎板上交差点	茨城県	
茨城県道18号茨城鹿島線	茨城県茨城町 茨城空港北IC	茨城県鉾田市紅葉 紅葉北交差点	茨城県	
茨城県道18号茨城鹿島線	茨城県鉾田市当間 茨城県道110号交差	茨城県鉾田市塔ヶ崎 塔ヶ崎板上交差点	茨城県	
茨城県道22号北茨城大子線	茨城県北茨城市磯原町本町 北茨城市磯原町交差点	茨城県北茨城市磯原町豊田 北茨城IC南交差点	茨城県	
茨城県道50号水戸神栖線	茨城県潮来市延方 茨城県道101号交差	茨城県神栖市平泉東 国道124号交差	茨城県	
茨城県道62号常陸那珂港山方線	茨城県ひたちなか市 常陸那珂港IC	茨城県東海村照沼 常陸那珂港区入口交差点	茨城県	
茨城県道67号高萩インター線	茨城県高萩市下手綱 工事事務所西交差点	茨城県高萩市 高萩IC	茨城県	茨城県道111号と一部重複
茨城県道69号北茨城インター線	茨城県北茨城市磯原町豊田 北茨城I. C. 南交差点	茨城県北茨城市 北茨城IC	茨城県	
茨城県道101号潮来佐原線	茨城県潮来市洲崎 洲崎交差点	茨城県潮来市延方 茨城県道50号交差	茨城県	
茨城県道108号那珂湊大洗線	茨城県ひたちなか市 部田野交差点	茨城県ひたちなか市十三奉行 茨城県道176号交差	茨城県	
茨城県道108号那珂湊大洗線	茨城県ひたちなか市湊本町 五丁目交差点	茨城県大洗町磯浜町 祝町交差点	茨城県	
茨城県道110号鉾田茨城線	茨城県鉾田市当間 茨城県道18号交差	茨城県鉾田市 鉾田IC	茨城県	
茨城県道111号高萩碓線	茨城県高萩市安良川 国道461号交差	茨城県高萩市 高萩IC	茨城県	茨城県道67号と一部重複
茨城県道117号深芝浜波崎線	茨城県神栖市東和田(鹿島製油所)	茨城県神栖市奥野谷 知手歩道橋交差点	茨城県	
茨城県道144号紅葉石岡線	茨城県鉾田市紅葉 紅葉北交差点	茨城県小美玉市飯前 上吉影南交差点	茨城県	
茨城県道173号大洗公園線	茨城県大洗町磯浜町 大洗島居下交差点	茨城県大洗町磯浜町 祝町交差点	茨城県	
茨城県道176号中根平磯磯崎線	茨城県ひたちなか市平磯町 茨城県道6号交差	茨城県ひたちなか市十三奉行 茨城県道108号交差	茨城県	
茨城県道240号奥野谷知手線	茨城県神栖市知手 知手交差点	茨城県神栖市奥野谷 知手歩道橋交差点	茨城県	

路線名	区間		管理者	備考
茨城県道254号日立港線	茨城県日立市久慈町 日立港入口交差点	茨城県日立市久慈町(出光 日立油槽所進入路入口)	茨城県	
茨城県道360号大和田羽生線	茨城県小美玉市上合 茨城空港北交差点	茨城県小美玉市下吉影 小美玉市道小115号線交差	茨城県	
栃木県道71号羽生田上蒲生線	栃木県壬生町寿町 栃木県道340号交差	栃木県下野市下古山 上三川町道1-07号線交差	栃木県	
栃木県道340号壬生インター線	栃木県壬生町寿町 栃木県道71号交差	栃木県壬生町 壬生IC	栃木県	
群馬県道11号前橋玉村線	群馬県前橋市朝倉町 前橋市道00-099号線交	群馬県前橋市下阿内町 前橋南IC入口	群馬県	
群馬県道11号線前橋玉村線バイパス	群馬県前橋市朝倉町 前橋赤十字病院	群馬県前橋市朝倉町 前橋市道00-099号線交差	群馬県	
群馬県道13号前橋長瀬線	群馬県藤岡市立石 中島中鮎窪交差点	群馬県藤岡市 藤岡IC	群馬県	
群馬県道26号高崎安中渋川線	群馬県榛東村新井 新井交差点	群馬県渋川市半田 半田交差点	群馬県	
群馬県道27号高崎駒形線	群馬県前橋市下佐烏町 前橋市道00-099号交差	群馬県前橋市宮地町 宮地町交差点	群馬県	
群馬県道136号綿貫倉賀野停車場線	群馬県高崎市台新田町 高崎市道H926号線交差	群馬県高崎市倉賀野町 高崎市道H912号線交差	群馬県	
群馬県道161号南新井前橋線	群馬県榛東村新井(相馬原駐屯地)	群馬県榛東村新井 新井交差点	群馬県	
千葉県道4号千葉竜ヶ崎線	千葉県千葉市稲毛区穴川 稲毛区穴川3丁目交差点	千葉県千葉市稲毛区園生町 穴川インター交差点	千葉県	
千葉県道48号	千葉県匝瑳市米倉 国道296号入口交差点	千葉県匝瑳市 匝瑳IC	千葉県	
千葉県道260号谷原息栖東庄線	千葉県東庄町 利根川大橋入口交差点	千葉県東庄町 国道356号交差	千葉県	
東京都市計画道路環状二号线	東京都江東区有明 国道357号交差	東京都中央区築地 新大橋通り交差	東京都	
東京都道29号奥多摩街道	東京都立川市錦町 日野橋交差点	東京都昭島市郷地町 郷地町交差点交差点	東京都	
東京都道153号立川昭島線	東京都昭島市郷地町 郷地町交差点交差点	東京都立川市緑町 立川警察前交差点	東京都	
東京都道256号八王子国立線	東京都立川市錦町 日野橋交差点	東京都国立市谷保 国立IC入口交差点	東京都	
神奈川県道40号横浜厚木線	神奈川県大和市深見台 光が丘歩道橋交差点	神奈川県綾瀬市大上(厚木航空基地)	神奈川県	
新潟県道4号新潟港横越線	新潟県新潟市東区平和町(出光新潟石油製品輸入基地)	新潟県新潟市東区浜谷町 浜谷町交差点	新潟県	
新潟県道16号新潟亀田内野線	新潟県新潟市東区一日市 中興野交差点	新潟県新潟市 新潟空港IC	新潟県	
新潟県道17号新潟村松三川線	新潟県新潟市東区津島屋 津島屋八丁目交差点	新潟県新潟市東区一日市 中興野交差点	新潟県	
新潟県道46号新潟中央環状線	新潟県新潟市北区笹山 国道113号交差	新潟県新潟市 豊栄新潟東港IC	新潟県	
新潟県道46号新潟中央環状線	新潟県新潟市北区島見町 新潟県道204号交差	新潟県新潟市北区白勢町 国道113号交差	新潟県	
新潟県道204号島見新発田線	新潟県新潟市北区島見町 新潟県道46号交差	新潟県新潟市北区太郎代 太郎代交差点	新潟県	
新潟県道208号小揚猿沢線	新潟県村上市猿沢 朝日まほろばIC交差点	新潟県村上市猿沢 猿沢交差点	新潟県	
富山県道1号富山魚津線	富山県富山市田尻西 田尻交差点	富山県富山市四方荒屋 四方荒屋交差点	富山県	
富山県道55号富山空港線	富山県富山市秋ヶ島(富山空港)	富山県富山市蜷川 空港口交差点	富山県	
富山県道57号高岡環状線	富山県高岡市能町 能町交差点	富山県高岡市野村 下田交差点	富山県	
石川県道8号松任宇ノ気線	石川県金沢市近岡町 近岡交差点	石川県内灘町旭ヶ丘 旭ヶ丘交差点	石川県	
石川県道25号金沢美川小松線	石川県小松市 小松IC	石川県小松市城南町 城南町西交差点	石川県	
石川県道60号金沢田鶴浜線	石川県金沢市 鞍月東 西念交差点	石川県金沢市近岡町 近岡交差点	石川県	
	石川県粟崎浜町 粟崎浜町交差点	石川県内灘町千鳥台千鳥台交差点	石川県	
福井県道5号福井加賀線	福井県坂井市春江町 西長田交差点	福井県坂井市春江町 西長田第2交差点	福井県	
福井県道10号丸岡川西線	福井県坂井市丸岡町 一本田交差点	福井県坂井市春江町 西長田交差点	福井県	
福井県道20号三国春江線	福井県坂井市三国町 国道305号交差	福井県坂井市春江町 西長田第2交差点	福井県	
福井県道29号福井金津線	福井県坂井市春江町(福井空港)	福井県坂井市坂井町 東長田交差点	福井県	
福井県道38号丸岡インター線	福井県坂井市丸岡町 ハンロ交差点	福井県坂井市 丸岡IC	福井県	
山梨県道25号甲斐中央線	山梨県甲斐市大下条 市道竜王駅北通り線交差	山梨県甲斐市富竹新田 山縣神社北交差点	山梨県	
長野県道27号松本空港塩尻北インター線	長野県松本市空港東(松本空港)	長野県塩尻市 塩尻北IC	長野県	
長野県道91号坂城インター線	長野県坂城町 坂城IC	長野県坂城町中之条 坂城IC入口交差点	長野県	
静岡県道34号島田吉田線	静岡県吉田町 吉田IC	静岡県吉田町片岡 湯日川橋東交差点	静岡県	
静岡県道54号清水停車場線	静岡県静岡市清水区八坂西町 清水IC交差点	静岡県静岡市清水区江尻東 清水駅前交差点	静岡市	
静岡県道73号細江金谷線	静岡県牧之原市坂口 富士山静岡空港交差点	静岡県島田市金谷猪土居 空港入口交差点	静岡県	
静岡県道172号吉原田子の浦港線	静岡県富士市津田 潤い橋東交差点	静岡県富士市前田 臨港道路7号線交差(JR東海道線交差)	静岡県	
静岡県道342号河原大井川港線	静岡県焼津市西島 西島交差点	静岡県焼津市飯淵 焼津市道0201号交差	静岡県	

路線名	区間		管理者	備考
静岡県道353号田子浦港富士インター線	静岡県富士市津田 潤い橋東交差点	静岡県富士市伝法 西富士道路交差	静岡県	
静岡県道405号足高三枚橋線	静岡県沼津市 沼津IC	静岡県沼津市足高 沼津市道0118号線交差	静岡県	
静岡県道408号静岡空港線	静岡県牧之原市坂口（静岡空港）	静岡県牧之原市坂口 富士山静岡空港交差点	静岡県	
愛知県道225号名古屋東港線	愛知県名古屋港区潮見町 名古屋市道潮見町第1号線交差	愛知県名古屋港区潮見町（名古屋第2油槽所）	名古屋市	
愛知県県道448号名古屋空港中央線	愛知県豊山町豊場林先（名古屋飛行場）	愛知県豊山町 国道41号交差	愛知県	
三重県道37号鳥羽松阪線	三重県伊勢市 朝熊東IC	三重県伊勢市 伊勢IC	三重県	
三重県道42号津芸濃大山田線	三重県津市丸之内 三重会館前交差点	三重県津市 津IC	三重県	
滋賀県道2号大津能登川長浜線	滋賀県彦根市長曾根町 長曾根町北交差点	滋賀県彦根市松原 松原橋交差点	滋賀県	湖岸道路
	滋賀県草津市笠山 草津市道医科大学東線交差	滋賀県草津市野路町 滋賀県道342号交差	滋賀県	
滋賀県道25号彦根近江八幡線	滋賀県彦根市長曾根町 長曾根町北交差点	滋賀県彦根市八坂町 滋賀県立大学前交差点	滋賀県	
滋賀県道342号草津田上インター線	滋賀県草津市野路町 滋賀県道2号交差	滋賀県草津市 草津田上IC	滋賀県	
滋賀県道517号彦根港彦根停車場線	滋賀県彦根市松原 松原橋交差点	滋賀県彦根市松原町 船町交差点	滋賀県	
滋賀県道518号彦根城線	滋賀県彦根市古沢町 古沢町交差点	滋賀県彦根市松原町 船町交差点	滋賀県	
滋賀県道528号彦根環状線	滋賀県彦根市 彦根IC	滋賀県彦根市古沢町 古沢町交差点	滋賀県	
大阪府道11号大阪国際空港線	大阪府豊中市豊池西町（大阪国際空港）	大阪府豊中市 大阪空港出入口	大阪府	
奈良県道1号奈良生駒線	奈良県奈良市二条大路南 二条大路南1丁目交差点	奈良県奈良市 宝来IC	奈良県	
和歌山県道33号南紀白浜空港線	和歌山県白浜町（南紀白浜空港）	和歌山県白浜町 和歌山県道34号交差	和歌山県	
和歌山県道34号白浜温泉線	和歌山県白浜町 南紀白浜IC	和歌山県白浜町 和歌山県道33号交差	和歌山県	
鳥取県道38号倉吉福本線	鳥取県倉吉市湊町 湊町交差点	鳥取県倉吉市仲ノ町 倉吉市道東仲町仲ノ町線交差	鳥取県	
鳥取県道161号倉吉北線	鳥取県倉吉市福吉町 福吉町交差点	鳥取県倉吉市大正町 倉吉市道西町大正町2丁目線交差	鳥取県	
鳥取県道264号鳥取空港布勢線	鳥取県鳥取市湖山町西（鳥取空港）	鳥取県鳥取市湖山町北 空港入口交差点	鳥取県	
鳥取県道271号米子空港線	鳥取県境港市佐斐神町（美保飛行場）	鳥取県境港市佐斐神町 空港入口交差点	鳥取県	
島根県道57号宍道インター線	島根県松江市 宍道IC	島根県松江市宍道町佐々布 島根県道335号交差	島根県	
島根県道243号出雲空港線	島根県出雲市斐川町沖洲（出雲空港）	島根県出雲市斐川町荘原 島根県道335号交差	島根県	
島根県道335号出雲空港宍道線	島根県出雲市斐川町荘原 島根県道243号交差	島根県松江市宍道町佐々布 島根県道57号交差	島根県	
岡山県道61号妹尾御津線	岡山県岡山市北区 岡山県道72号交差	岡山県岡山市北区日応寺（岡山空港）	岡山市	
岡山県道62号玉野福田線	岡山県倉敷市曾原 水島インター西交差点	岡山県倉敷市広江 広江一丁目交差点	岡山県	
岡山県道72号岡山賀陽線	岡山県岡山市北区田益 国道53号交差	岡山県岡山市北区 岡山県道61号交差	岡山市	
広島県道73号広島空港線	広島県三原市本郷町（広島空港）	広島県東広島市 河内IC	広島県	
広島県道82号広島空港本郷線	広島県三原市 本郷IC	広島県三原市本郷町善入寺（広島空港）	広島県	
山口県道6号山口宇部線	山口県宇部市 宇部東IC	山口県宇部市 宇部南IC	山口県	
山口県道220号宇部空港線	山口県宇部市 宇部南IC	山口県宇部市沖宇部（山口宇部空港）	山口県	
山口県道347号下松新南陽線	山口県下松市南花岡 末武中交差点	山口県周南市横浜町 周南市遠石交差点	山口県	
山口県道354号妻崎開作小野田線	山口県宇部市妻崎開作 国道190号交差	山口県山陽小野田市西沖（西部山陽小野田事業所）	山口県	
山口県道366号徳山下松線	山口県周南市横浜町 周南市遠石交差点	山口県周南市宮前町（出光徳山事業所）	山口県	
徳島県道12号鳴門池田線	徳島県美馬市美馬町 天神交差点	徳島県美馬市美馬町 高瀬谷川左岸交差点	徳島県	
徳島県道17号小松島港線	徳島県小松島市小松島町（ENEOS小松島油槽所）	徳島県小松島市前原町東 国道55号交差	徳島県	
徳島県道40号徳島空港線	徳島県松茂町豊久朝日野（徳島飛行場）	徳島県松茂町 松茂スマートIC	徳島県	
香川県道12号三木国分寺線	香川県高松市三木町 高松市三木町交差点	香川県高松市中間町 高松市中間町交差点	香川県	
香川県道19号坂出港線	香川県坂出市本町 中央町交差点	香川県坂出市富士見町 川津交差点	香川県	
香川県道33号 高松普通寺線	香川県坂出市本町 中央町交差点	香川県坂出市常盤町 常盤町1交差点	香川県	
香川県道43号 中徳三谷高松線	香川県高松市林町 佐古東交差点	香川県高松市木太町 誌田川西交差点	香川県	
香川県道44号円座香南線	香川県高松市中間町 高松市中間町交差点	香川県高松市岡本町 川岡交差点	香川県	
	香川県高松市香南町池内 香川県道174号交差	香川県高松市香南町 尾池原交差点	香川県	
香川県道45号高松空港線	香川県高松市香南町岡（高松空港）	香川県高松市香南町岡 香南町岡交差点	香川県	
香川県道174号千疋高松線	香川県高松市香南町池内 香川県道44号交差	香川県高松市岡本町 川岡交差点	香川県	

路線名	区間		管理者	備考
香川県道192号瀬居坂出港線	香川県坂出市番の州町 番の州町交差点	香川県坂出市西大浜北 坂出市北インター西交差点	香川県	
愛媛県道18号松山空港線	愛媛県松山市南吉田町(松山空港)	愛媛県松山市南江戸 南江戸4丁目交差点	愛媛県	
	愛媛県松山市南吉田町(松山空港)	愛媛県松山市南吉田町 愛媛県道22号交差	愛媛県	
愛媛県道22号伊予松山港線	愛媛県松山市北吉田町 北吉田町交差点	愛媛県松山市大可賀(コスモ松山 松山工場)	愛媛県	
	愛媛県松山市南吉田町 東垣生IC	愛媛県松山市南吉田町 愛媛県道18号交差	愛媛県	
高知県道35号桂浜宝永線	高知県高知市五台山 タナスカ1号臨港道路交差	高知県高知市五台山 高知県道376号交差	高知県	
高知県道353号橋上平田線	高知県宿毛市山奈町(宿毛市総合運動公園)	高知県宿毛市平田町 芳奈口交差点	高知県	
高知県道375号なんこく南インター線	高知県南国市 なんこく南IC	高知県高知市介良甲 国道32号交差	高知県	
高知県道376号高知南インター線	高知県高知市 高知南IC	高知県高知市五台山 高知県道35号交差	高知県	
福岡県道45号福岡空港線	福岡県福岡市博多区下臼井 空港北交差点	福岡県福岡市博多区下臼井 空港正面交差点	福岡市	
福岡県道59号志賀島和白線	福岡県福岡市東区西戸崎 西戸崎交差点	福岡県福岡市東区塩浜 塩浜三苦口交差点	福岡市	
福岡県道245号新北九州空港線	福岡県北九州市小倉南区空港北町(北九州空港)	福岡県苅田町 苅田北九州空港IC	福岡県	
福岡県道537号湊下府線	福岡県新宮町港 湊原添交差点	福岡県新宮町下府 下府交差点	福岡県	
福岡県道538号湊塩浜線	福岡県新宮町湊 湊原添交差点	福岡県福岡市東区塩浜 塩浜三苦口交差点	新宮町内:福岡県 福岡市内:福岡市	
福岡県道540号山田新宮線	福岡県新宮町三代 大森交差点	福岡県新宮町下府 下府交差点	福岡県	
佐賀県道49号佐賀空港線	佐賀県佐賀市川副町犬井道(佐賀空港)	佐賀県佐賀市本庄町 本荘町袋交差点	佐賀県	
佐賀県道54号西与賀佐賀線	佐賀県佐賀市本庄町 佐賀大学前交差点	佐賀県佐賀市与賀町 与賀町交差点	佐賀県	
佐賀県道260号東与賀佐賀線	佐賀県佐賀市本庄町 佐大南交差点	佐賀県佐賀市本庄町 佐賀大学前交差点	佐賀県	
長崎県道38号長崎空港線	長崎県大村市箕島町(長崎空港)	長崎県大村市桜馬場 桜馬場交差点	長崎県	
長崎県道51号長崎南環状線	長崎県長崎市 木鉢IC	長崎県長崎市 田上IC	木鉢IC～戸町IC:長崎県道路公社 戸松IC～田上IC:長崎県	自動車専用道路
長崎県道119号長崎インター線	長崎県長崎市 長崎IC	長崎県長崎市早坂町 国道324号交差	長崎県	
熊本県道36号熊本益城大津線	熊本県益城町小谷(熊本空港)	熊本県益城町 益城熊本空港IC	熊本県	
熊本県道336号八代港線	熊本県八代市郡築五番町(東西OT八代油槽所、JONET八代油槽所)	熊本県東片町 八代港線入口交差点	熊本県	一部熊本県道251と重複
大分県道21号大分臼杵線	大分県大分市 大分IC	大分県大分市西大道 椎迫入口交差点	大分県	
大分県道22号大在大分港線	大分県大分市家島 大野川大橋西交差点	大分県大分市新川 新川交差点	大分県	
大分県道511号大分港線	大分県大分市中央町 昭和通り交差点	大分県大分市新川 新川交差点	大分県	
大分県道539号鶴崎港線	大分県大分市一の洲(ENEOS大分製油所進入路入口)	大分県大分市家島 大分市道家島南北1号線の交差	大分県	
大分県道545号大分空港線	大分県国東市安岐町下原 空港出口交差点	大分県国東市武蔵町系原 大分空港入口交差点	大分県	
大分県道610号松岡岡線	大分県大分市公園通り西 公園東インター入口交差点	大分県大分市横尾 昭和電工ドーム大分東交差点	大分県	
宮崎県道15号日知屋財光寺線	宮崎県日向市日知屋 竹島入口交差点	宮崎県日向市財光寺 お倉ヶ浜交差点	宮崎県	
宮崎県道18号荒武新富線	宮崎県西都市岡富 四日市交差点	宮崎県新富町新田 新田新町交差点	宮崎県	
宮崎県道44号宮崎高鍋線	宮崎県新富町新田 新田新町交差点	宮崎県新富町新田(航空自衛隊新田原基地)	宮崎県	
宮崎県道52号宮崎空港線	宮崎県宮崎市赤江(宮崎空港)	宮崎県宮崎市本郷南方 空港ランプ交差点	宮崎県	
宮崎県道321号西都インター線	宮崎県西都市黒生野 インター入口交差点	宮崎県西都市 西都IC	長崎県	
宮崎県道350号内海港線	宮崎県宮崎市内海 国道220号交差	宮崎県宮崎市内海(ENEOS宮崎油槽所)	宮崎県	
鹿児島県道219号玉取追鹿児島港線	鹿児島県鹿児島市南栄 運輸支局入口交差点	鹿児島県鹿児島市 谷山IC	鹿児島県	

4 市町村道・臨港道路等

道路種別	路線名	区間		管理者	備考
市道	函館市道港港3-7号線	北海道函館市港町 国道227号交差	北海道函館市港町 幹線臨港道路湾岸線交差(津軽海峡フェリーターミナル)	函館市	
町道	仁木町道1番線	北海道仁木町 仁木IC	北海道仁木町 国道5号交差	仁木町	
臨港道路	西埠頭3号線	北海道苫小牧市元中野町 一元中野町3新中野町2交差点	北海道苫小牧市元中野町(苫小牧港西埠頭3号岸壁)	苫小牧港管理組合	一部市道含む
臨港道路	入船埠頭幹線	北海道苫小牧市一本松町 一本松町交差点	北海道苫小牧市入船町(西港フェリーターミナル)	苫小牧港管理組合	一部区間のみ管理者は苫小牧港開発
臨港道路	勇払埠頭幹線 中央南埠頭幹線	北海道苫小牧市沼ノ端 北海道道259号交差	北海道苫小牧市真砂町 北海道道781号交差	苫小牧港管理組合	
臨港道路	中央北埠頭東幹線	北海道苫小牧市勇払 北海道道259号交差	北海道苫小牧市晴海町(中央埠頭2号岸壁)	苫小牧港管理組合	
臨港道路	入江3号 フェリー埠頭線	北海道室蘭市海岸町 国道235号交差	北海道室蘭市入江町(入江耐震岸壁)	室蘭市	
臨港道路	入江幹線	北海道室蘭市入江町 臨港道路入江3号フェリー埠頭線交差	北海道室蘭市海岸町 北海道道699号線交差	室蘭市	
臨港道路	幹線臨港道路湾岸線 臨港七重浜5号線	北海道北斗市七重浜 国道227号交差	北海道北斗市七重浜(出光函館油槽所)	函館市	
臨港道路	北埠頭1号線 市道北浜2号線	北海道函館市北浜町 国道227号交差	北海道函館市浅野町(青函フェリーターミナル)	函館市	
臨港道路	小樽港縦東線 勝内埠頭第1線 勝内築港線Ⅰ 勝内築港線Ⅱ	北海道小樽市築港 勝納町築港交差点	北海道小樽市築港(小樽フェリーターミナル)	小樽市	
臨港道路	花畔幹線道路 花畔5号線道路	北海道石狩市新港中央 新港中央1交差点	北海道石狩市新港中央(花畔3号岸壁)	石狩湾新港管理組合	道道225号～国道337号の間は市道
臨港道路	中央埠頭臨港道路	北海道稚内市開運(稚内港フェリーターミナル)	北海道稚内市中央 フェリーターミナル入口交差点	稚内市	
臨港道路	琴平町臨港道路 海岸町1号線 北地区道路	北海道根室市海岸町 北海道道35号交差	北海道根室市琴平町(根室港フェリーターミナル)	根室市	
臨港道路	西港道路 東跨線橋通	北海道釧路市新富士町 国道38号交差	北海道釧路市星が浦大通 国道38号交差	釧路市	一部、北海道道860号含む
臨港道路	橋北西11線	北海道釧路市浪花町 国道38号交差	北海道釧路市幸町 (中央埠頭東側-9m岸壁)	釧路市	
臨港道路	縦2号	北海道釧路市西港 臨港道路西港道路東跨線橋通交差	北海道釧路市西港 (出光釧路油槽所・JXTG昭和シェル釧路西港油槽所)	釧路市	
臨港道路	縦4号	北海道釧路市西港 臨港道路西港道路東跨線橋通交差	北海道釧路市西港 (東西OT釧路西港油槽所)	釧路市	
臨港道路	本港地区道路 臨港道路中央線 第3ふ頭道路	北海道広尾町 国道336号交差	北海道広尾町会所前(十勝港)	広尾町	
市道	八戸市道根城前田線	青森県八戸市根城 馬場頭交差点	青森県八戸市長苗代 前田交差点	八戸市	根城大橋
市道	八戸市道沼館下長線	青森県八戸市沼館 沼館丁字路	青森県八戸市石堂 沼館大橋交差点	八戸市	沼館大橋
市道	八戸市道沼館小田線	青森県八戸市沼館 沼館丁字路	青森県八戸市沼館 臨港道路沼館豊洲線交差	八戸市	
市道	本八戸駅沼館線、沼館小田線	青森県八戸市城下 城下交差点	青森県八戸市沼館 沼館丁字路	八戸市	
町道、村道	野辺地町道雲雀線 六ヶ所村道原々榎農場・弥栄平線	青森県野辺地町向田 国道279号交差	青森県六ヶ所村尾駁 青森県道180号交差	野辺地町、六ヶ所村	
臨港道路	臨港道路本港線	青森県青森市安方 青森県道18号交差	青森県青森市本町(新中央埠頭-10m岸壁)	青森県	
臨港道路	臨港道路1号線	青森県青森市石江 石江交差点	青森県青森市新田 臨港道路2号線交差	青森県	
臨港道路	臨港道路2号線	青森県青森市新田 臨港道路1号線交差	青森県青森市柳川(東西OT青森油槽所)	青森県	
臨港道路	臨港道路沼館豊洲線	青森県八戸市沼館 八戸市道沼館小田線交差	青森県八戸市豊洲(東西OT八戸油槽所)	青森県	
臨港道路	臨港道路白銀北沼線	青森県八戸市豊洲(東西OT八戸油槽所)	青森県八戸市河原本 青森県道19号交差	青森県	
臨港道路	真砂町臨港道路	青森県むつ市旭町 国道338号交差	青森県むつ市真砂町(大平地区-7.5m岸壁)	青森県	
臨港道路	臨港道路沼館豊洲線	青森県八戸市河原本 臨港道路沼館豊洲線交差	青森県八戸市豊洲 臨港道路白銀北沼線交差	青森県	
市道	盛岡市道大島線	岩手県盛岡市永井 西バイパス南口交差点	岩手県盛岡市湯沢 盛岡市道羽場釜淵谷地線交差	盛岡市	
市道	盛岡市道羽場釜淵谷地線	岩手県盛岡市湯沢 盛岡市道大島線交差	岩手県矢巾町赤林 盛岡市道赤林横道線交差	盛岡市	
市道	盛岡市道赤林横道線	岩手県矢巾町赤林 盛岡市道羽場釜淵谷地線交差	岩手県矢巾町赤林 盛岡市道釜淵谷地上野線交差	盛岡市	
市道	盛岡市道釜淵谷地上野線	岩手県矢巾町赤林 盛岡市道赤林横道線交差	岩手県矢巾町赤林 盛岡市道永井釜淵谷地線交差	盛岡市	
市道	盛岡市道永井釜淵谷地線	岩手県矢巾町赤林 盛岡市道釜淵谷地上野線交差	岩手県矢巾町赤林 盛岡市道東谷地・平屋敷線交差	盛岡市	
市道	盛岡市道東谷地・平屋敷線	岩手県矢巾町赤林 盛岡市道永井釜淵谷地線交差	岩手県盛岡市永井 盛岡市道東谷地2号線交差	盛岡市	
市道	盛岡市道東谷地2号線	岩手県盛岡市永井 盛岡市道東谷地・平屋敷線交差	岩手県盛岡市永井 岩手県道120号交差	盛岡市	
市道	盛岡市道殿畑6号線	岩手県盛岡市永井 岩手県道120号交差	岩手県盛岡市永井(日本OT盛岡営業所)	盛岡市	
市道	釜石市道大平工業団地1号線 釜石市道大平工業団地2号線	岩手県釜石市大平町 国道45号交差	岩手県釜石市大平町(岩手OT釜石油槽所)	釜石市	
市道	盛岡市道上田四丁目稲荷町1号線 盛岡市道上田四丁目稲荷町2号線	岩手県盛岡市上田 NHK前交差点	岩手県盛岡市稲荷町 稲荷町交差点	盛岡市	
臨港道路	東西2号線臨港道路	岩手県釜石市港町 国道45号交差	岩手県釜石市港町(釜石港須賀地区-7.5m岸壁)	岩手県	
市道	仙台市道元寺小路郡山線	宮城県仙台市太白区郡山 鹿の又交差点	宮城県仙台市 長町IC	仙台市	
市道	仙台市道霞目飛行場北線	宮城県仙台市若林区遠見塚 国道4号交差	宮城県仙台市若林区霞目(霞目駐屯地)	仙台市	
市道	多賀城市道町前三号線	宮城県多賀城市八幡 八幡交差点	宮城県多賀城市明月 町前交差点	多賀城市	

道路種別	路線名	区間		管理者	備考
臨港道路	臨港道路釜北線	宮城県石巻市雲雀野町 宮城県道240号交差	宮城県石巻市門脇 宮城県道247号交差	宮城県	
臨港道路	臨港道路一本松1号線、3号線	宮城県塩竈市貞山通 宮城県道11号交差	宮城県塩竈市貞山通(出光興産塩釜油槽所、出光興産貞山塩釜油槽所、ENEOS塩釜油槽所)	宮城県	
臨港道路	東宮中央幹線	宮城県七ヶ浜町湊浜砂山 宮城県道58号交差	宮城県仙台市宮城野区港(ENEOS仙台製油所)	宮城県	
臨港道路	臨港道路西幹線	宮城県仙台市宮城野区仙台港北 宮城県道23号交差	宮城県仙台市宮城野区仙台港北 臨港道路中央幹線交差	宮城県	
臨港道路	臨港道路中央幹線、臨港道路中野幹線、臨港道路蒲生幹線	宮城県仙台市宮城野区港(高砂埠頭2号岸壁)	宮城県仙台市宮城野区港(高松埠頭岸壁)	宮城県	
	臨港道路フェリー埠頭線、臨港道路中央埠頭線	宮城県仙台市宮城野区港 臨港道路中央幹線交差	宮城県仙台市宮城野区港(フェリーターミナル)(雷神埠頭-9m岸壁)	宮城県	
市道	北秋田市道佐助代川口線 北秋田市道大向館野線	秋田県北秋田市脇神 空港入口交差点	秋田県北秋田市脇神(大館能代空港)	北秋田市	
臨港道路	臨海道路	秋田県秋田市土崎港西 土崎臨海十路字交差点	秋田県秋田市土崎港相染町(ENEOS秋田油槽所)	秋田県	
臨港道路	臨港道路酒田臨海1号線	山形県酒田市宮海 山形県道59号酒田八幡線交差(国道7号交差)	山形県酒田市宮海 臨港道路宮海線交差	山形県	
臨港道路	臨港道路宮海線	山形県酒田市宮海 臨港道路酒田臨海1号線交差	山形県酒田市宮海 臨港道路大浜宮海線交差	山形県	
臨港道路	臨港道路大浜宮海線	山形県酒田市宮海 臨港道路宮海線交差	山形県酒田市大浜 臨港道路石油基地線交差	山形県	
臨港道路	臨港道路石油基地線	山形県酒田市大浜 臨港道路大浜宮海線交差	山形県酒田市大浜(東西OT酒田油槽所)	山形県	
市道	郡山市道1-27号	福島県郡山市安積町荒井 国道4号(あさか野バイパス)交差	福島県郡山市安積 安積一丁目交差点	郡山市	
市道	郡山市道1-52号	福島県郡山市富久山町 郡山市道43952号交差	福島県郡山市富久山町 国道288号交差	郡山市	富久山陸橋、東部幹線
市道	郡山市道43952号	福島県郡山市富久山町 郡山市道1-52号交差	福島県郡山市富久山町(日本OT郡山営業所)	郡山市	
市道	いわき市道294号線	福島県いわき市 いわき泉IC	福島県いわき市泉町 木戸脇交差点	いわき市	
臨港道路	臨港道路1号線	福島県いわき市泉町 木戸脇交差点	福島県いわき市泉町(ENEOS小名浜油槽所、東西OT小名浜事業所)	福島県	
臨港道路	(茨城県日立市港区)臨港道路4号線	茨城県日立市みなと町 国道245号交差	茨城県日立市みなと町(4-D岸壁)	茨城県	
臨港道路	(茨城県常陸那珂港区)臨港道路8号線	茨城県東海村照沼 茨城県道62号交差	茨城県東海村照沼 臨港道路5号線交差	茨城県	
臨港道路	(茨城県常陸那珂港区)臨港道路5号線	茨城県東海村照沼 臨港道路8号線	茨城県ひたちなか市長砂(中央埠頭A岸壁・C岸壁)	茨城県	
臨港道路	(茨城県大洗港区)第3ふ頭道路	茨城県大洗町港中央 文化センター前交差点	茨城県大洗町港中央2(大洗港フェリーターミナル)	茨城県	
市道	小美玉市道 小115号線	茨城県小美玉市下吉影 茨城県道360号交差	茨城県小美玉市百里 (航空自衛隊百里基地)	小美玉市	
市道	小美玉市道 小21102号線	茨城県小美玉市上合 茨城空港北交差点	茨城県小美玉市飯前 上吉影南交差点	小美玉市	
町道	上三川町道 1-07号線	栃木県上三川町多功(日本OT宇都宮営業所)	栃木県下野市下古山 栃木県道71号交差	上三川町	
市道	高崎市道H850号線	群馬県高崎市倉賀野町 (出光高崎油槽所)	群馬県高崎市倉賀野町 高崎市道H912号線交差	高崎市	
市道	高崎市道H912号線	群馬県高崎市倉賀野町 群馬県道136号交差	群馬県高崎市倉賀野町 高崎市道H850号線交差	高崎市	
市道	高崎市道H926号線	群馬県高崎市新田町 群馬県道136号交差	群馬県高崎市栗崎町(日本OT高崎営業所)	高崎市	
市道	前橋市道00-099号線	群馬県前橋市朝倉町 群馬県道11号前橋玉村線交差	群馬県前橋市下佐烏町 群馬県道11号前橋玉村線交差	前橋市	
市道	入間市道A366号線	埼玉県入間市豊岡 国道463号交差	埼玉県入間市向陽台 向陽台二丁目交差点	入間市	
市道	入間市道A581号線	埼玉県入間市向陽台 向陽台二丁目交差点	埼玉県入間市向陽台(入間基地)	入間市	
市道	市川市道0209線	千葉県市川市高浜町 高浜交差点	千葉県市川市本行徳(ENEOS市川油槽所)	市川市	
市道	柏市道01138線	千葉県柏市藤ヶ谷新田 国道16号交差	千葉県柏市藤ヶ谷 千葉県道280号交差	柏市	
市道	柏市道02134線	千葉県柏市藤ヶ谷 千葉県道280号交差	千葉県柏市藤ヶ谷(下総航空基地)	柏市	
市道	八王子市幹線1線23号線	東京都八王子市北野町 新浅川橋南交差点	東京都八王子市北野町(日本OT八王子営業所)	八王子市	
臨港道路	東京港臨港道路新木場・若洲線	東京都江東区新木場 新木場交差点	東京都江東区若洲 東京港臨港道路若洲1号線交差	東京都	
臨港道路	東京港臨港道路若洲1号線	東京都江東区若洲 東京港臨港道路新木場・若洲線交差	東京都江東区若洲 東京港臨港道路若洲24号線交差	東京都	
臨港道路	東京港臨港道路若洲24号線	東京都江東区若洲 東京港臨港道路若洲1号線交差	東京都江東区若洲(出光東京油槽所)	東京都	
市道	川崎市道殿町夜光線	神奈川県川崎市川崎区小島町 殿町三丁目交差点	神奈川県川崎市川崎区夜光(東西OT川崎油槽所)	川崎市	
市道	川崎市道泉月橋水江町線	神奈川県川崎市川崎区池上町 川崎臨港警察署前交差点	神奈川県川崎市川崎区水江町(東亜石油京浜製油所)	川崎市	
市道	横浜市道大黒橋通7099号線	神奈川県横浜市 大黒ふ頭出入口	神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭 横浜市道大黒1号線交差	横浜市	
市道	横浜市道大黒1号線	神奈川県横浜市鶴見区大黒町 横浜市道大黒橋通7099号線交差	神奈川県横浜市鶴見区大黒町(ENEOS京浜油槽所)	横浜市	
市道	横浜市道本牧32号線	神奈川県横浜市 本牧ふ頭出入口	神奈川県横浜市中区錦町 横浜市道28号交差	横浜市	
市道	横浜市道本牧28号線	神奈川県横浜市中区錦町 横浜市道32号交差	神奈川県横浜市中区本牧間門 間門交差点	横浜市	
市道	横浜市道山下本牧磯子線	神奈川県横浜市中区本牧間門 間門交差点	神奈川県横浜市中区千鳥町(ENEOS根岸油槽所)	横浜市	
臨港道路	臨港道路開発1号線	新潟県新潟市北区太郎代 太郎代交差点	新潟県新潟市北区太郎代 (ENEOS新潟東港油槽所、出光新潟油槽所、東西OT東新潟油槽所入口)	新潟県	
市道	富山市道四方荒屋草島線	富山県富山市四方荒屋 国道415号交差	富山県富山市四方荒屋 富山市道四方荒屋西岩瀬線交差	富山市	
市道	富山市道四方荒屋西岩瀬線	富山県富山市四方荒屋 富山市道四方荒屋草島線交差	富山県富山市四方西岩瀬(日本海富山油槽所)	富山市	

道路種別	路線名	区間		管理者	備考
臨港道路	臨港道路1号線	富山県高岡市能町 能町交差点	富山県高岡市材木町	富山県	
臨港道路	臨港道路2号線	富山県高岡市材木町	富山県高岡市吉久	富山県	
臨港道路	臨港道路伏木外港線	富山県高岡市吉久	富山県高岡市伏木湊町	富山県	
臨港道路	臨港道路3号線	富山県高岡市伏木湊町	富山県高岡市伏木磯町(出光伏木油槽所)	富山県	
町道	内灘町道幹13号諸江・向粟崎線	石川県内灘町緑台 海浜緑台交差点	石川県内灘町旭ヶ丘 旭ヶ丘交差点	内灘町	
町道	内灘町道幹11号内灘海浜線	石川県内灘町字緑台 海浜緑台交差点	石川県内灘町千鳥台 千鳥台交差点	内灘町	
市道	金沢市道大野3号石油基地線1号	石川県金沢市大野町 臨港道路粟崎大浜線交差	石川県金沢市大野町(東西OT金沢油槽所)	金沢市	
臨港道路	臨港道路粟崎大浜線	石川県金沢市粟崎浜町 粟崎浜町交差点	石川県金沢市大野町 金沢市道大野3号石油基地線1号交差	石川県	
臨港道路	臨港2号道路	福井県坂井市三国町 臨港3号道路交差	福井県坂井市三国町 臨港4号道路交差	福井県	
臨港道路	臨港3号道路	福井県坂井市三国町 国道305号交差	福井県坂井市三国町 臨港2号道路交差	福井県	
臨港道路	臨港4号道路	福井県坂井市三国町 臨港2号道路交差	福井県坂井市三国町新保 臨港6号道路交差	福井県	
臨港道路	臨港6号道路	福井県坂井市三国町 臨港4号道路交差	福井県坂井市三国町(東西OT、JONET福井油槽所)	福井県	
市道	甲府市道小瀬2号線・小瀬町1号線	山梨県甲府市上今井町 南甲府署南交差点	山梨県甲府市小瀬町 小瀬スポーツ公園前交差点	甲府市	
市道	甲斐市道竜王駅北通り線	山梨県甲斐市大下条 山梨県道25号交差	山梨県甲斐市竜王新町 甲斐市道新町日石道路線交差	甲斐市	
市道	甲斐市道新町日石道路線	山梨県甲斐市竜王新町 ENEOS甲府油槽所	山梨県甲斐市竜王新町 甲斐市道竜王駅北通り線交差	甲斐市	
市道	沼津市道0118号線	静岡県沼津市足高 静岡県道405号交差	静岡県沼津市足高 沼津市道0230号線交差	沼津市	
市道	焼津市道0201号線	静岡県焼津市飯淵 静岡県道342号交差	静岡県焼津市飯淵(東西OT大井川油槽所)	焼津市	
市道	沼津市道0230号線	静岡県沼津市足高 沼津市道0118号線交差	静岡県沼津市足高(愛鷹広域公園)	沼津市	
市道	浜松市道萩瀬東線	静岡県浜松市 浜松西IC	静岡県浜松市中区高丘西(浜松基地)	浜松市	
臨港道路	袖師臨港道路	静岡県静岡市清水区入船町 入船町交差点	静岡県静岡市清水区横砂 袖師第2埠頭1号道路交差	静岡県	
臨港道路	袖師第2埠頭1号道路	静岡県静岡市清水区横砂 袖師臨港道路交差	静岡県静岡市清水区横砂(JONET清水油槽所)	静岡県	
臨港道路	臨港道路7号線	静岡県富士市前田 静岡県道172号交差(JR東海道線交差)	静岡県富士市前田 臨港道路3号線交差(沼川防潮水門)	静岡県	
臨港道路	臨港道路3号線	静岡県富士市前田 臨港道路7号線交差(沼川防潮水門)	静岡県富士市鈴川町 臨港道路1号線交差	静岡県	
臨港道路	臨港道路1号線	静岡県富士市鈴川町 臨港道路3号線交差	静岡県富士市鈴川町 鈴川護岸道路交差	静岡県	
臨港道路	鈴川護岸道路	静岡県富士市鈴川町 臨港道路1号線交差	静岡県富士市鈴川西町 石油基地道路交差	静岡県	
臨港道路	石油基地道路	静岡県富士市鈴川西町 鈴川護岸道路交差	静岡県富士市鈴川西町(ENEOS田子の浦第二油槽所)	静岡県	
市道	名古屋市道潮見町第1号線	愛知県名古屋市区港区潮見町 愛知県道225号交差	愛知県名古屋市区港区潮見IC	名古屋市	
市道	知多市道北浜金沢線	愛知県知多市 長浦IC	愛知県知多市南浜町(出光愛知事業所)	知多市	
市道	四日市市道納屋1号線	三重県四日市市浜町 大正橋南詰交差点	三重県四日市市大協町(コスモ石油四日市製油所)	四日市市	
市道	四日市市道追分石原線	三重県四日市市中里町 大里町交差点	三重県四日市市塩浜町(昭和四日市石油四日市製油所)	四日市市	
市道	津市道 一身田大古曾第13号線	三重県津市一身田大古曾 国道23号(中勢バイパス)交差(大古曾跨道橋)	三重県津市夢が丘(三重県立看護大学)	津市	
市道	彦根市道3113八坂町15号	滋賀県彦根市八坂町 滋賀県立大学前交差点	滋賀県彦根市八坂町 彦根市道4164八坂町16号交差	彦根市	
市道	彦根市道4164八坂町16号	滋賀県彦根市八坂町 彦根市道3113八坂町15号交差	滋賀県彦根市八坂町(滋賀県立大学)	彦根市	
市道	草津市道医科大学東線	滋賀県草津市笠山 滋賀県道2号交差	滋賀県草津市笠山 草津市道南笠東8号線交差	草津市	
市道	草津市道南笠東8号線	滋賀県草津市笠山 草津市道医科大学東線交差	滋賀県草津市笠山(滋賀医科大学)	草津市	
市道	堺市道臨海1号線	大阪府堺市西区築港新町 堺市道臨海2号線交差	大阪府堺市西区石津西町 石津西町交差点	堺市	
市道	堺市道臨海2号線	大阪府堺市西区築港新町 (コスモ堺製油所)	大阪府堺市西区築港新町 堺市道臨海1号線交差	堺市	
市道	岸和田市道臨海中央線	大阪府岸和田市臨海町(出光岸和田製油所)	大阪府岸和田市岸野町 岸野町南交差点	岸和田市	
臨港道路	臨港道路岸和田木材港線	大阪府岸和田市 岸和田北IC	大阪府岸和田市木材町 木材町交差点	大阪府	
臨港道路	臨港道路	大阪府堺市西区築港浜寺町 臨港道路結節点	大阪府堺市西区築港浜寺町(ENEOS堺製油所)	大阪府	
市道	神戸市道京橋線	兵庫県神戸市 京橋IC	兵庫県神戸市中央区新港町 税関本庁前交差点	神戸市	
市道	神戸市道港島1号線・神戸大橋	兵庫県神戸市中央区新港町 税関本庁前交差点	兵庫県神戸市中央区港島 神戸市道港島40号交差	神戸市	神戸大橋
市道	神戸市道港島40号線	兵庫県神戸市中央区港島 神戸市道港島1号交差	兵庫県神戸市中央区港島南町 京コンピュータ西交差点	神戸市	
市道	神戸市道港島33号線	兵庫県神戸市中央区港島南町 京コンピュータ西交差点	兵庫県神戸市中央区神戸空港(神戸空港)	神戸市	
市道	神戸市道野田外浜線	兵庫県神戸市長田区浪松町 (ENEOS神戸油槽所、出光神戸事業所)	兵庫県神戸市須磨区古川町 海浜公園前交差点	神戸市	
市道	姫路市道幹第23号線	兵庫県姫路市飾磨区構 今在家東交差点	兵庫県姫路市 中地ランプ	姫路市	
市道	姫路市道飾磨幹第69号線	兵庫県姫路市飾磨区中島 臨港道路中島北線交差	兵庫県姫路市飾磨区中島 市川浜手大橋西交差点	姫路市	

道路種別	路線名	区間		管理者	備考
市道	姫路市道節磨508号線	兵庫県姫路市節磨区中島 臨港道路中島北線交差	兵庫県姫路市節磨区中島 姫路市道節磨103号線交差	姫路市	
市道	姫路市道節磨103号線	兵庫県姫路市節磨区中島 姫路市道節磨508号線交差	兵庫県姫路市節磨区中島(東西OT姫路油槽所)	姫路市	
臨港道路	臨港道路東海岸町1号線	兵庫県尼崎市東海岸町 清掃局第2工場前交差点	兵庫県尼崎市東海岸町(ENEOS尼崎油槽所)	兵庫県	
臨港道路	臨港道路中島北線	兵庫県姫路市節磨区中島 姫路市道節磨幹第69号線交差	兵庫県姫路市節磨区中島 姫路市道節磨508号線交差	兵庫県	
市道	榎原市道雲梯町49号線	奈良県榎原市雲梯町 雲梯町南側交差点	奈良県榎原市慈明寺町(榎原運動公園)	榎原市	
市道	倉吉市道西町大正町2丁目線	鳥取県倉吉市大正町 鳥取県道161号交差	鳥取県倉吉市西町 倉吉市道東仲町仲ノ町線交差	倉吉市	
市道	倉吉市道東仲町仲ノ町線	鳥取県倉吉市西町 倉吉市道西町大正町2丁目線交差	鳥取県倉吉市仲ノ町 鳥取県道38号交差	倉吉市	
市道	倉吉市道美町湊町線	鳥取県倉吉市湊町 湊町交差点	鳥取県倉吉市湊町 倉吉市道野球場テニスコート線交差	倉吉市	
市道	倉吉市道野球場テニスコート線	鳥取県倉吉市湊町 倉吉市道美町湊町線交差	鳥取県倉吉市湊町(倉吉市宮陸上競技場)	倉吉市	
市道	境港市道昭和町中央線	鳥取県境港市昭和町 国道431号交差	鳥取県境港市昭和町(東西OT境港油槽所)	境港市	
市道	倉敷市道東塚松江線	岡山県倉敷市東塚 東塚一丁目交差点	岡山県倉敷市松江 倉敷市道北畝呼松2号線交差	倉敷市	
市道	倉敷市道北畝呼松2号線	岡山県倉敷市松江 倉敷市道東塚松江線交差	岡山県倉敷市南畝 倉敷市道五軒屋王島線交差	倉敷市	
市道	倉敷市道五軒屋王島線	岡山県倉敷市南畝 倉敷市道北畝呼松2号線交差	岡山県倉敷市潮通(ENEOS水島製油所)	倉敷市	
市道	広島市道安芸3区141号線	広島県広島市安芸区船越南 国道2号交差	広島県広島市安芸区船越南 広島市道安芸3区143号線交差	広島市	
市道	広島市道安芸3区143号線	広島県広島市安芸区船越南 広島市道安芸3区143号線交差	広島県広島市安芸区船越南 (出光興産広島油槽所、東西OT広島油槽所進入路入口)	広島市	
臨港道路	臨港道路装束1号線	山口県岩国市装束町 装束5丁目交差点	山口県和木町(ENEOS麻里布製油所)	山口県	
市道	美馬市道17号	徳島県美馬市美馬町 高瀬谷川左岸交差点	徳島県美馬市美馬町 四国三郎の郷入口	美馬市	
市道	高松市道朝日町仏生山線	香川県高松市松福町 福岡町2丁目交差点	香川県高松市松島町 松島町二丁目交差点	高松市	
市道	高松市道尾池丸田線	香川県高松市香南町 尾池原交差点	香川県高松市香南町由佐 高松市道吉光高根線交差	高松市	
市道	高松市道吉光高根線	香川県高松市香南町由佐 高松市道尾池丸田線交差	香川県高松市香南町由佐 香川県道45号高松空港線交差	高松市	
市道	坂出市道常盤御供所線	香川県坂出市常盤町 常盤町1交差点	香川県坂出市西大浜北 香川県道192号交差	坂出市	
市道	坂出市道番の州南北幹線	香川県坂出市番の州町 番の州町交差点	香川県坂出市番の州緑町(坂出物流基地)	坂出市	
市道	坂出市道西大浜北2号線	香川県坂出市 坂出北IC	香川県坂出市沖の浜 北IC北交差点	坂出市	
臨港道路	臨港道路石油基地線	香川県高松市朝日町 臨港道路朝日町本線交差	香川県高松市朝日町(出光高松油槽所)	香川県	
臨港道路	臨港道路朝日町本線	香川県高松市松福町 福岡町2丁目交差点	香川県高松市朝日町 臨港道路石油基地線交差	香川県	
市道	松山市道松山環状線西部	愛媛県松山市南江戸 南江戸四丁目交差点	愛媛県松山市中央 中央二丁目交差点	松山市	
市道	松山市道松山環状線北部	愛媛県松山市中央 中央二丁目交差点	愛媛県松山市東長戸 北環状交差点	松山市	
臨港道路	タナスカ1号臨港道路	高知県高知市五台山 高知県道35号交差	高知県高知市五台山(出光高知油槽所)	高知県	
市道	北九州市道西港町2号線	福岡県北九州市小倉北区西港町 国道199号交差	福岡県北九州市小倉北区西港町 西港郵便局前交差点	北九州市	
市道	北九州市道西港町6号線	福岡県北九州市小倉北区西港町 北九州市道西港町2号線交差	福岡県北九州市小倉北区西港町(JONET小倉油槽所)	北九州市	
市道	北九州市道西港町18号線	福岡県北九州市小倉北区西港町 西港郵便局前交差点	福岡県北九州市小倉北区西港町(東西OT北九州油槽所)	北九州市	
市道	福岡市道下臼井博多駅線	福岡県福岡市 空港通IC	福岡県福岡市博多区下臼井 空港北口交差点	福岡市	
市道	福岡市道荒津1397号線	福岡県福岡市中央区荒津(ENEOS福岡第1油槽所等)	福岡県福岡市 西公園IC	福岡市	
市道	福岡市道西戸崎通り線	福岡県福岡市東区西戸崎 西戸崎交差点	福岡県福岡市東区西戸崎 福岡市道西戸崎棧橋線交差	福岡市	
市道	福岡市道西戸崎棧橋線	福岡県福岡市東区西戸崎 福岡市道西戸崎通り線交差	福岡県福岡市東区西戸崎(JONET福岡油槽所)	福岡市	
市道	長崎市道大浜町木鉢町線	長崎県長崎市 木鉢IC	長崎県長崎市木鉢町 長崎県道236号交差	長崎市	
市道		長崎県長崎市木鉢町 長崎県道236号交差	長崎県長崎市木鉢町(出光長崎油槽所)	長崎市	
市道	佐世保市道大塔側道1号線	長崎県佐世保市 佐世保大塔IC	長崎県佐世保市大塔町 佐世保市道尼潟循環支線交差	佐世保市	
市道	佐世保市道尼潟循環支線	長崎県佐世保市大塔町 佐世保市道大塔側道1号線交差	長崎県佐世保市卸本町 佐世保市道尼潟循環支線交差	佐世保市	
市道	佐世保市道尼潟循環線	長崎県佐世保市卸本町 佐世保市道尼潟循環支線交差	長崎県佐世保市白岳町 佐世保市道大和楠ヶ浦線交差	佐世保市	
市道	佐世保市道大和楠ヶ浦線	長崎県佐世保市白岳町 佐世保市道尼潟循環支線交差	長崎県佐世保市大塔町(東西OT佐世保油槽所)	佐世保市	
市道	大分市道家島南北6号線	大分県大分市家島 大野川大橋西交差点	大分県大分市家島 大分市道家島南北1号線の交差	大分市	
市道	大分市道家島南北1号線	大分県大分市家島 大分市道家島南北6号線の交差	大分県大分市家島 大分県道539号鶴崎港線の交差	大分市	
臨港道路	臨港道路白浜線	宮崎県日向市日知屋 竹島入口交差点	宮崎県日向市日知屋(東西OT日向油槽所)	宮崎県	
市道	鹿児島市道谷山港1号線	鹿児島県鹿児島市南栄 運輸支局入口交差点	鹿児島県鹿児島市谷山港(出光鹿児島油槽所、東西OT鹿児島油槽所)	鹿児島市	

別表 3-1 都道府県別の被害規模と警察及び消防機関の体制

都道府県	重点受援 道県	被害想定				警察部隊・消防部隊		
		①死者数 (中央値)	②自力脱出困 難者数 (中央値)	①+②	被害規模 の目安	都道府県警察官 の定員	消防職員数	消防団員数
北海道	○	89,500	200	89,700	概ね 7 割	10,639	9,240	22,448
青森県	○	20,250	70	20,320	概ね 3 割	2,348	2,696	15,816
岩手県	○	5,700	45	5,745		2,153	2,041	17,895
宮城県	○	6,500	15	6,515		3,801	3,238	16,373
秋田県		0	0	0		1,989	2,100	13,536
山形県		0	0	0		2,013	1,600	19,983
福島県		550	0	550		3,431	2,561	27,707
茨城県		350	0	350		4,836	4,614	19,245
栃木県		0	0	0		3,429	2,582	12,861
群馬県		0	0	0		3,442	2,631	10,374
埼玉県		0	0	0		11,874	8,786	13,042
千葉県		85	0	85		10,903	8,376	22,230
東京都		0	0	0		43,619	20,158	21,288
神奈川県		0	0	0		15,841	10,220	17,522
新潟県		0	0	0		4,211	3,396	29,448
富山県		0	0	0		1,959	1,333	8,264
石川県		0	0	0		1,980	1,624	4,995
福井県		0	0	0		1,751	1,276	5,806
山梨県		0	0	0		1,695	1,289	12,806
長野県		0	0	0		3,502	2,580	28,116
岐阜県		0	0	0		3,535	2,822	19,630
静岡県		0	0	0		6,228	4,723	16,319
愛知県		0	0	0		13,562	8,655	20,719
三重県		0	0	0		3,086	2,661	12,111
滋賀県		0	0	0		2,432	1,718	7,275
京都府		0	0	0		6,560	3,317	15,466
大阪府		0	0	0		21,604	10,519	9,813
兵庫県		0	0	0		11,964	6,295	37,294
奈良県		0	0	0		2,566	1,847	7,239
和歌山県		0	0	0		2,183	1,528	10,863
鳥取県		0	0	0		1,231	772	4,198
島根県		0	0	0		1,532	1,230	10,198
岡山県		0	0	0		3,512	2,556	24,584
広島県		0	0	0		5,189	3,686	18,899
山口県		0	0	0		3,148	2,047	11,270
徳島県		0	0	0		1,580	1,098	9,843
香川県		0	0	0		1,878	1,238	7,175
愛媛県		0	0	0		2,463	1,922	18,362
高知県		0	0	0		1,613	1,206	7,190
福岡県		0	0	0		11,194	5,098	22,637
佐賀県		0	0	0		1,717	1,123	15,735
長崎県		0	0	0		3,075	1,756	16,666
熊本県		0	0	0		3,121	2,505	27,240
大分県		0	0	0		2,093	1,672	12,976
宮崎県		0	0	0		2,034	1,228	12,991
鹿児島県		0	0	0		3,036	2,419	14,111
沖縄県		0	0	0		2,998	1,748	1,664
		122,935	330	123,265		260,550	169,730	732,223

注) 死者数、自力脱出困難者は、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について」
(令和3年12月)の各ケース(津波避難ビル等を考慮しない場合)の死者数、自力脱出困難者の中央値である。

注) 警察官の定員数は、令和8年4月時点。

注) 消防職員、消防団員数は、令和7年4月時点。

別表３－２ 「広域進出拠点（◎）」、重点受援道県内の「進出拠点（○）」、「DMAT陸路参集拠点（○）」（候補地）の一覧

都道府県	施設名称	所在地 (市町村まで)	アクセス (接続する道路)	警察庁	消防庁	防衛省	国土 交通省	中核給 油所	DMAT 陸路参集 拠点候補地
北海道	有珠山ＳＡ 《下り線》	北海道伊達市	道央自動車道	○				●	
北海道	輪厚ＰＡ 《上り線》	北海道北広島市	道央自動車道		◎			●	
北海道	輪厚ＰＡ 《下り線》	北海道北広島市	道央自動車道	○	◎			●	
北海道	由仁ＰＡ 《下り線》	北海道夕張郡由仁町	道東自動車道	○				●	
北海道	函館市港町ふ頭	北海道函館市	国道２２８号		◎				
北海道	森町消防本部	北海道茅部郡森町	国道２７８号		◎				
北海道	苫小牧市消防本部	北海道苫小牧市	国道３６号		◎				
北海道	札幌市消防学校	北海道札幌市	道道１２５号		◎				
北海道	倶知安総合体育館	北海道虻田郡倶知安町	国道５号		◎				
北海道	北海道消防学校	北海道江別市	道道１１０号		◎				
北海道	DCM石川店	北海道函館市	国道５号		○				
北海道	音更消防署	北海道河東郡音更町	国道２４１号		○				
北海道	清水消防署	北海道上川郡清水町	国道２７４号		○				
北海道	道の駅 阿寒丹頂の里	北海道釧路市	国道２４０号		○				
北海道	旧根室市厚床小グラウンド	北海道根室市	国道４４号		○				
北海道	別当賀夢原館	北海道根室市	道道１４２号		○				
北海道	根室市市民の森	北海道根室市	国道４４号		○				
北海道	陸上自衛隊矢臼別演習場	北海道別海町	国道２４３号			◎			
北海道	陸上自衛隊帯広駐屯地	北海道帯広市	国道２３６号			◎			
北海道	陸上自衛隊丘珠駐屯地	北海道札幌市	国道２７４号			◎			
北海道	陸上自衛隊真駒内駐屯地	北海道札幌市	国道４５３号			◎			
北海道	陸上自衛隊東千歳駐屯地	北海道千歳市	国道３３７号			◎			
北海道	陸上自衛隊函館駐屯地	北海道函館市	国道２７８号			◎			
北海道	陸上自衛隊札幌駐屯地	北海道札幌市	国道２３０号			◎			
北海道	陸上自衛隊島松駐屯地	北海道恵庭市	国道３６号			◎			
北海道	小樽港湾事務所	北海道小樽市	小樽港縦貫線				◎		
北海道	小樽道路事務所	北海道小樽市	国道５号				◎		
北海道	札幌道路事務所	北海道札幌市	水源地通				◎		
北海道	職員研修センター	北海道札幌市	北８条通				◎		
北海道	千歳道路事務所	北海道千歳市	国道３６号				◎		
北海道	苫東中央管理ステーション	北海道苫小牧市	日高自動車道				◎		
北海道	札幌開発建設部	北海道札幌市	西２０丁目通				◎		
北海道	千歳川上流地区河川防災ステーション	北海道千歳市	国道３６号				◎		
青森県	津軽ＳＡ 《下り線》	青森県平川市	東北自動車道		○				
青森県	高速道路青森管理事務所広場	青森県青森市	東北自動車道	○					
青森県	青森県警察学校	青森県青森市	県道２３４号	○					
青森県	高速道路八戸管理事務所広場	青森県八戸市	八戸自動車道	○					
青森県	弘前市運動公園	青森県弘前市	国道７号	○					
青森県	七戸町中央公園	青森県上北郡七戸町	県道１７３号		○				
青森県	東運動公園	青森県八戸市	国道４５号	○					
青森県	弘前警察署	青森県弘前市	国道７号	○					
青森県	陸上自衛隊八戸駐屯地	青森県八戸市	国道４５号			◎			
青森県	道の駅 しちのへ	青森県上北郡七戸町	国道４号				◎		
青森県	道の駅 なみおかアップルヒル	青森県青森市	国道７号		○				
青森県	道の駅とわだ	青森県十和田市	国道４号		○				
青森県	青森港	青森県青森市	国道４号						○
青森県	青森県営スケート場	青森県青森市	国道７号		○				
青森県	イオンスーパーセンター十和田店	青森県十和田市	国道４号		○				
青森県	下田公園	青森県おいらせ町	国道４５号		○				
青森県	ふるさと運動公園	青森県南部町	国道１０４号		○				
青森県	旧中野沢小学校敷地内	青森県むつ市	国道２７９号		○				
岩手県	折爪ＳＡ 《下り線》	岩手県九戸郡軽米町	八戸自動車道				◎		
岩手県	岩手山ＳＡ 《下り線》	岩手県八幡平市	東北自動車道		◎			●	○
岩手県	紫波ＳＡ 《上り線》	岩手県紫波郡紫波町	東北自動車道		○				
岩手県	紫波ＳＡ 《下り線》	岩手県紫波郡紫波町	東北自動車道		○		◎	●	○
岩手県	錦秋湖ＳＡ 《下り線》	岩手県和賀郡西和賀町	秋田自動車道	◎				●	
岩手県	前沢ＳＡ 《上り線》	岩手県奥州市	東北自動車道		◎			●	
岩手県	前沢ＳＡ 《下り線》	岩手県奥州市	東北自動車道		◎		◎	●	
岩手県	二戸市民文化会館	岩手県二戸市	国道４号	○					
岩手県	ツガワ未来館アピオ岩手産業文化センター第一駐車場	岩手県滝沢市	国道４号	○					
岩手県	北上総合運動公園第一駐車場	岩手県北上市	国道４号	○					
岩手県	遠野運動公園	岩手県遠野市	国道２８３号	○	○				
岩手県	葛巻町総合運動公園	岩手県葛巻町	国道３４０号		○				
岩手県	一戸町総合運動公園	岩手県二戸郡一戸町	国道４号		○				
岩手県	陸上自衛隊岩手駐屯地	岩手県滝沢市	国道２８２号			◎			

都道府県	施設名称	所在地 (市町村まで)	アクセス (接続する道路)	警察庁	消防庁	防衛省	国土 交通省	中核給 油所	DMA T 陸路参集 拠点候補地
岩手県	陸上自衛隊岩手山演習場	岩手県滝沢市	国道282号			◎			
岩手県	道の駅 雫石あねっこ	岩手県岩手郡雫石町	国道46号				◎		
岩手県	道の駅 やまびこ館	岩手県宮古市	国道106号		○				
岩手県	道の駅 いわいづみ	岩手県下閉伊郡岩泉町	国道455号		○				
岩手県	北上川学習交流館 あいぼーと	岩手県一関市	岩手県道19号				◎		
岩手県	岩手県立大船渡東高等学校	岩手県大船渡市	国道45号		○				
宮城県	菅生PA 《下り線》	宮城県柴田郡村田町	東北自動車道		○		◎	●	○
宮城県	宮城県総合運動公園	宮城県宮城郡利府町	仙台北部道路～県道3号	○	◎				
宮城県	蔵王町総合運動公園	宮城県刈田郡蔵王町	国道4号～県道25号	○	○				
宮城県	白石高等技術専門校	宮城県白石市	国道4号～県道50号	○					
宮城県	大崎市古川総合体育館	宮城県大崎市	国道108号	○					
宮城県	栗原市築館総合運動公園	宮城県栗原市	国道4号	○					
宮城県	石巻市総合運動公園	宮城県石巻市	国道45号	○	○				
宮城県	長沼フートピア公園	宮城県登米市	国道346号～県道1号	○	○				
宮城県	旧気仙沼西高等学校	宮城県気仙沼市	県道65号	○	○				
宮城県	陸上自衛隊大和駐屯地	宮城県黒川郡大和町	国道457号			◎			
宮城県	陸上自衛隊霞目駐屯地	宮城県仙台市	国道4号			◎			
宮城県	国営みちのく社の湖畔公園	宮城県柴田郡川崎町	国道286号				◎		
秋田県	秋田港	秋田県秋田市	国道7号～県道56号						○
山形県	寒河江SA 《上り線》	山形県寒河江市	山形自動車道	◎				●	
山形県	陸上自衛隊神町駐屯地	山形県東根市	国道13号			◎			
福島県	国見SA 《下り線》	福島県伊達郡国見町	東北自動車道				◎	●	
福島県	安達太良SA 《下り線》	福島県本宮市	東北自動車道	◎	◎		◎	●	
福島県	南相馬鹿島SA 《下り線》	福島県南相馬市	常磐自動車道					●	○
福島県	陸上自衛隊郡山駐屯地	福島県郡山市	国道4号			◎			
福島県	道の駅 国見 あつかしの郷	福島県伊達郡国見町	国道4号				◎		
福島県	東北地方整備局 福島河川国道事務所 郡山出張所	福島県郡山市	福島県道57号				◎		
栃木県	佐野SA 《下り線》	栃木県佐野市	東北自動車道	◎				●	
新潟県	新潟港	新潟県新潟市	国道113号						○
福井県	敦賀港	福井県敦賀市	国道8号						○
京都府	舞鶴港	京都府舞鶴市	国道27号						○

注) ◎：広域進出拠点、○進出拠点・DMA T陸路参集拠点候補地

別表３－３ 航空機用救助活動拠点（候補地）

都道府県	施設名称	所在地	管理者	用途
北海道	余市農道離着陸場	北海道余市町	余市町	空からの救出救助・消火活動等
北海道	町営かしわ球場及び周辺空き地	北海道厚真町	厚真町	空からの救出救助・消火活動等
北海道	洞爺水辺の里財田キャンプ場	北海道洞爺湖町	洞爺湖町	空からの救出救助・消火活動等
北海道	観音山スポーツ公園	北海道様似町	様似町	空からの救出救助・消火活動等
北海道	コミュニティーグリーンパーク	北海道広尾町	広尾町	空からの救出救助・消火活動等
北海道	上士幌町航空公園	北海道上士幌町	上士幌町	空からの救出救助・消火活動等
北海道	宮園運動公園	北海道厚岸町	厚岸町	空からの救出救助・消火活動等
北海道	航空自衛隊千歳飛行場	北海道千歳市	防衛省	空からの救出救助・消火活動等
青森県	むつ運動公園	青森県むつ市	NP0 法人むつ市 スポーツ協会	航空機の駐機等
青森県	蓬田総合運動場	青森県蓬田村	蓬田村役場	空からの救出救助・消火活動等
青森県	大間高校	青森県大間町	青森県教育委員会 ・大間高等学校	空からの救出救助・消火活動等
青森県	風間浦野球場	青森県風間浦村	風間浦村教育委員会 ・風間浦村中学校	空からの救出救助・消火活動等
岩手県	花巻空港	岩手県花巻市	岩手県	航空機の駐機・給油等
宮城県	蔵王町総合運動公園	宮城県蔵王町	蔵王町	航空機の駐機・給油等
宮城県	宮城県総合運動公園	宮城県利府町	（公財）宮城県 スポーツ協会	航空機の駐機・給油等
宮城県	栗原市築館総合運動公園	宮城県栗原市	（特非）栗原市 スポーツ協会	航空機の駐機・給油等
宮城県	石巻市総合運動公園	宮城県石巻市	（特非）石巻市 スポーツ協会	航空機の駐機・給油等
宮城県	長沼フートピア公園	宮城県登米市	長沼ふるさと物 産（株）	航空機の駐機・給油等
宮城県	旧気仙沼西高等学校	宮城県気仙沼市	宮城県	航空機の駐機・給油等
宮城県	東和総合運動公園	宮城県登米市	公園事務所	航空機の駐機・給油等
宮城県	新江合川運動公園	宮城県大崎市	大崎市	航空機の駐機・給油等
宮城県	鷹来の森公園	宮城県東松島市	東松島市	航空機の駐機・給油等
福島県	相馬光陽サッカー場	福島県相馬市	相馬市教育委員会	航空機の駐機・給油等
福島県	檜葉町総合グラウンド西駐車場	福島県檜葉町	檜葉町	航空機の駐機・給油等
福島県	いわき陸上競技場サブグラウンド	福島県いわき市	いわき市教育委員会	航空機の駐機・給油等
福島県	あづま総合運動公園	福島県福島市	（公財）福島県 都市公園・緑化 協会	航空機の駐機・給油等
福島県	保原大泉グラウンド	福島県伊達市	伊達市スポーツ 振興公社	航空機の駐機・給油等
福島県	スカイピアあだたら	福島県二本松市	二本松市振興公社	航空機の駐機・給油等

都道府県	施設名称	所在地	管理者	用途
福島県	開成山陸上競技場	福島県郡山市	開成山クロスフ ィールド郡山株 式会社	航空機の駐機・給油等
福島県	クリスタルパーク石川	福島県石川町	石川町	航空機の駐機・給油等
福島県	白河市総合運動公園陸上競技場	福島県白河市	(特非) 白河市 スポーツ協会	航空機の駐機・給油等
茨城県	笠松運動公園	茨城県ひたちなか市	茨城県	航空機の駐機等
茨城県	阿見町総合運動公園	茨城県阿見町	阿見町	航空機の駐機等
茨城県	道の駅常陸大宮	茨城県常陸大宮市	常陸大宮市	航空機の駐機等
茨城県	道の駅ひたちおた	茨城県常陸太田市	常陸太田市	航空機の駐機等
茨城県	道の駅かさま	茨城県笠間市	笠間市	航空機の駐機等
茨城県	かすみがうら市第一常陸野公園	茨城県かすみがうら市	かすみがうら市	航空機の駐機等
茨城県	かすみがうら市多目的運動広場	茨城県かすみがうら市	かすみがうら市	航空機の駐機等
栃木県	総合運動公園	栃木県宇都宮市	栃木県	航空機の駐機等
栃木県	井頭公園	栃木県真岡市	栃木県	航空機の駐機等
千葉県	鴨川市総合運動施設	千葉県鴨川市	鴨川市	空からの救出救助・消火活動等

注１）用途については、第３章４．（２）による分類に基づき、（ア）災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点については、「航空機の駐機・給油等」又は「航空機の駐機等」と、（イ）甚大な津波被害が想定される地域にて、大規模な空からの救助活動のために活用することが想定される拠点については、「空からの救出救助・消火活動等」と表記している。

注２）（イ）に分類される航空機用救助活動拠点は、津波被害が甚大な地域において、都道府県が活動拠点候補地として計画している施設のうちから、大型回転翼機が複数離発着でき、かつ、部隊の宿営、資機材の集積等が十分に行えるよう、概ね 10ha 以上の敷地面積を有するもの（周辺に 10ha 以上のものがない場合には、それ以下のものも含む。）から選定した。

別表４－１ 被災地内の航空搬送拠点候補地

- ・ 被災道県が確保する航空搬送拠点の候補は、以下のとおりである。
- ・ 被災地内の航空搬送拠点は、基本的には周辺の災害拠点病院と一体となって、当該病院から搬送される患者をＳＣＵにて受け入れ、広域医療搬送するための拠点である。被災道県はこのために必要なＤＭＡＴその他の人材の配置、資器材・物資の配備を行う。
- ・ このうち、被災地内でも比較的被害が軽微な地域に存在する以下に掲げるような航空搬送拠点は、発災時にも周辺の医療機関が機能している可能性が高いことから、より被害が甚大な地域の負担を軽減するため、上記の機能に加え、災害現場、近隣の災害拠点病院等から患者を積極的に受入れることを想定する。

このため、こうした航空搬送拠点・ＳＣＵには、患者の一時収容機能に加えて、患者の状態に応じて、広域医療搬送、地域医療搬送を臨機応変に選択できるように、緊急度判定の機能を確保する。

例：札幌飛行場（北海道）、旭川空港（北海道）、青森空港（青森県）、花巻空港（岩手県）、福島空港（福島県）

都道府県	航空搬送拠点候補地	使用可能な航空機	
		固定翼機	大型 回転翼機
北海道	航空自衛隊千歳基地	○	○
北海道	稚内空港	○	○
北海道	釧路空港	○	○
北海道	函館空港	○	○
北海道	旭川空港	○	○
北海道	帯広空港	○	○
北海道	女満別空港	○	○
北海道	中標津空港	○	○
北海道	紋別空港	○	○
北海道	札幌飛行場、陸上自衛隊丘珠駐屯地	○	○
青森県	青森空港	○	○
岩手県	花巻空港	○	○
宮城県	仙台空港	○	○
宮城県	航空自衛隊松島基地	○	○
宮城県	陸上自衛隊霞目駐屯地		○

都道府県	航空搬送拠点候補地	使用可能な航空機	
		固定翼機	大型 回転翼機
福島県	福島空港	○	○
茨城県	航空自衛隊百里基地	○	○
栃木県	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	○	○
千葉県	海上自衛隊下総航空基地	○	○

別表 4－2 被災地外の航空搬送拠点候補地

- ・ 非被災都府県が確保する被災地外の航空搬送拠点の候補は、以下の通りである。
- ・ 被災地外の航空搬送拠点は、被災地からの患者を受入れ、周辺医療機関への搬送の拠点となる。

都道府県	航空搬送拠点候補地	使用可能な航空機	
		固定翼機	大型 回転翼機
秋田県	秋田空港	○	○
秋田県	大館能代空港	○	○
山形県	山形空港	○	○
山形県	庄内空港	○	○
群馬県	陸上自衛隊相馬原駐屯地		○
群馬県	前橋赤十字病院		○
埼玉県	航空自衛隊入間基地	○	○
東京都	東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）		○
東京都	東京国際空港	○	○
東京都	陸上自衛隊立川駐屯地		○
神奈川県	海上自衛隊厚木航空基地	○	○
新潟県	新潟空港	○	○
富山県	富山空港	○	○
石川県	小松飛行場、航空自衛隊小松基地	○	○
福井県	福井空港		○
山梨県	小瀬スポーツ公園（補助競技場）		○
長野県	松本空港	○	○
岐阜県	航空自衛隊岐阜基地	○	○
静岡県	愛鷹広域公園		○
静岡県	静岡空港	○	○
静岡県	航空自衛隊浜松基地	○	○
愛知県	名古屋飛行場、航空自衛隊小牧基地	○	○
三重県	三重大学グラウンド		○
三重県	三重県立看護大学（グラウンド及び体育館）		○
三重県	三重県広域防災拠点（伊勢志摩拠点）ヘリポート及びサンアリーナ		○

都道府県	航空搬送拠点候補地	使用可能な航空機	
		固定翼機	大型 回転翼機
滋賀県	滋賀医科大学グラウンドおよび体育館		○
滋賀県	滋賀県立大学未利用地および多目的ホール		○
大阪府・ 兵庫県	大阪国際空港	○	○
大阪府	関西国際空港	○	○
兵庫県	神戸空港	○	○
奈良県	橿原運動公園		○
和歌山県	南紀白浜空港	○	○
鳥取県	鳥取空港	○	○
鳥取県	倉吉市営陸上競技場		○
鳥取県	美保飛行場、航空自衛隊美保基地	○	○
鳥取県	鳥取県消防学校		○
島根県	出雲空港	○	○
岡山県	岡山空港	○	○
広島県	広島空港	○	○
山口県	山口宇部空港	○	○
徳島県	徳島飛行場、海上自衛隊徳島航空基地	○	○
香川県	高松空港	○	○
愛媛県	松山空港	○	○
高知県	宿毛市総合運動公園		○
福岡県	福岡空港	○	○
福岡県	北九州空港	○	○
佐賀県	佐賀空港	○	○
長崎県	長崎空港	○	○
熊本県	熊本空港、陸上自衛隊高遊原分屯地、崇城大学空港キャンパス及び熊本県防災消防航空センター	○	○
大分県	大分空港	○	○
大分県	大分スポーツ公園		○
宮崎県	宮崎空港	○	○
宮崎県	航空自衛隊新田原基地	○	○
鹿児島県	鹿児島空港	○	○

別表５－１ プッシュ型支援における必要量

被災 道県名	広域物資輸送拠点の名称	食料 (千食) ※1					毛布 (枚)	乳児用 粉ミルク (kg) ※1	乳児・ 小児用 おむつ (枚) ※1	大人用 おむつ (枚) ※1	携帯トイレ 簡易トイレ (回) ※1	トイレット ペーパー (巻) ※1	生理用品 (枚) ※1
		拠点別計											
		4日目	5日目	6日目	7日目								
北海道	センコー（株）札幌第2PDセンター倉庫	467.4	450.8	434.3	417.7	1,770.1	122,608	521	90,284	23,602	1,964,561	106,208	131,877
	日本通運（株）新札幌物流センター	477.9	459.4	440.9	422.3	1,800.5	126,490	525	92,471	24,006	276,544	108,029	133,091
	苫小牧埠頭（株）明野低温1号倉庫	185.3	158.7	132.1	105.5	581.6	57,934	205	36,627	7,755	3,692	34,898	45,513
	苫小牧埠頭（株）明野低温2号倉庫	244.1	232.5	220.9	209.2	906.6	66,590	234	40,894	12,088	5,909	54,398	61,275
	北海道小計	1,374.7	1,301.4	1,228.1	1,154.8	5,058.9	373,622	1,485	260,277	67,452	2,250,705	303,532	371,756
青森県	防災除雪ステーション	58.0	60.5	63.0	65.4	247.0	24,322	79	14,412	3,293	108,637	14,819	18,454
	つがる克雪ドーム	4.6	4.8	5.0	5.1	19.5	1,391	5	892	260	471	1,172	1,402
	平賀屋内運動場（ひらかドーム）	262.4	259.8	257.3	254.7	1,034.2	116,187	324	59,079	13,789	362,420	62,051	80,102
	ひらかわドリームアリーナ	2.6	2.8	2.9	3.0	11.3	829	3	500	150	340	677	784
	新青森県総合運動公園陸上競技場	225.9	198.9	171.8	144.8	741.3	106,359	212	37,600	9,885	64,074	44,480	57,970
	青森産業展示館	107.3	95.9	84.5	73.1	360.8	49,751	102	18,057	4,811	32,673	21,650	23,970
青森県小計		660.9	622.7	584.4	546.2	2,414.2	298,839	724	130,540	32,189	568,615	144,849	182,683
岩手県	ツガワ未来館アピオ岩手産業文化センター	1.6	1.7	1.8	1.9	7.0	0	2	335	93	425	417	455
	二戸広域観光物産センター（イベント ホール・メッセホール部分）	6.4	6.3	6.1	6.0	24.8	0	6	1,184	331	9,065	1,490	1,589
	一戸町総合運動公園	53.6	52.8	52.1	51.3	209.8	0	69	11,991	2,798	109,925	12,589	15,097
	岩手県消防学校	0.6	0.7	0.8	0.9	3.1	0	1	169	41	94	184	245
	トヨタ自動車東日本（株）岩手工場 事務 棟（工場内設備を含む）	14.3	18.3	22.2	26.2	81.0	0	25	4,547	1,080	10,343	4,858	5,750
	遠野市稲荷下屋内運動場	84.4	87.4	90.3	93.3	355.4	0	101	17,126	4,738	172,947	21,322	22,492
岩手県小計		160.9	167.1	173.4	179.6	681.0	0	204	35,352	9,080	302,799	40,859	45,627
宮城県	蔵王町総合運動公園	1.0	1.0	1.1	1.1	4.2	127	1	214	55	26	249	295
	宮城県総合運動公園	255.4	212.7	170.0	127.3	765.4	57,377	245	43,039	10,205	68,429	45,923	57,133
	大崎市古川総合体育館	8.8	9.7	10.7	11.7	40.9	1,314	13	2,301	545	3,734	2,452	2,946
	栗原市築館総合運動公園	5.2	6.6	7.9	9.2	28.9	1,038	7	1,288	386	7,110	1,735	1,694
	石巻市総合運動公園	25.3	21.6	18.0	14.3	79.3	5,406	29	5,106	1,057	9,754	4,755	6,139
	長沼フートピア公園	9.8	11.5	13.2	14.9	49.5	1,680	14	2,614	661	14,695	2,972	3,284
旧気仙沼西高等学校	19.6	18.8	18.0	17.2	73.6	3,322	18	3,140	982	26,846	4,418	4,655	
宮城県小計		325.1	282.0	238.9	195.8	1,041.7	70,264	328	57,703	13,890	130,595	62,504	76,145
1道3県合計※2		2,521.6	2,373.1	2,224.7	2,076.3	9,195.8	742,725	2,742	483,871	122,610	3,252,714	551,745	676,211

※１ 必要量は、４日目から７日目の４日間分を示す。

※２ なお、施設ごとの各日必要量は、四捨五入による端数処理を行っているため、各日合計は一致しない。

別表 5－2 飲料水の必要量

被災道県名	必要量（単位：m ³ ）							合計
	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	
北海道	894	843	791	740	690	643	598	5,201
青森県	506	458	413	371	334	300	270	2,651
岩手県	473	431	392	355	322	291	264	2,528
宮城県	312	280	250	223	199	177	158	1,599
合計	2,185	2,012	1,846	1,689	1,545	1,412	1,290	11,979

※ 各日の必要量は四捨五入による端数処理を行っているため、合計は一致しない。

別表5-3(1) 広域物資輸送拠点

整理番号	都道府県	施設名称	所在地 住所	敷地面積 (㎡)	上屋		駐車(待機)スペース 面積(㎡)	プッシュ型支店における供給の有無							備考	
					有無	床面積 (㎡)		食料	毛布	乳児用 粉ミルク	おむつ (乳児用等)	おむつ (大人)	携帯トイレ 簡易トイレ	トイレ ペーパー		生活用品
1	北海道	センコー(株)札幌第2PDセンター倉庫	札幌市白石区米里2条2丁目1番2、1番3	15,397	有	15,397		○	○	○	○	○	○	○		
2		日本通運(株)新札幌物流センター	札幌市白石区流通センター7丁目432番地334	20,355	有	20,355		○	○	○	○	○	○	○		
3		吉小牧埠頭(株)明野低温1号倉庫	苫小牧市新開町3-6	3,900	有	3,900		○	○	○	○	○	○	○		
4		吉小牧埠頭(株)明野低温2号倉庫	苫小牧市新開町3-6	4,448	有	4,448		○	○	○	○	○	○	○		
5	青森県	防災除雪ステーション	上北郡横浜町字林ノ後地内	8,389	有	12,000	4,400	○	○	○	○	○	○	○		
6		つがる克雪ドーム	五所川原市大字港立柳字森巻495-2	8,652	有	3,000	6,500	○	○	○	○	○	○	○		
7		平賀屋内運動場(ひらかドーム)	平川市新館野大和48	128,848	有	6,505	6,233	○	○	○	○	○	○	○		
8		ひらかわドリームアリーナ	平川市町田南田249	9,508	有	493	4,855	○	○	○	○	○	○	○		
9		新青森県総合運動公園陸上競技場	青森市宮田字高瀬22-2	18,648	有	3,260	1,710	○	○	○	○	○	○	○		
10		青森産業展示館	青森市問屋町4丁目4番地1	2,596	有	2,596	4,754	○	○	○	○	○	○	○		
11		ツガワ未来館アピオ岩手産業文化センター	滝沢市砂込389番20	204,929	有	6,405	141,405	○	○	○	○	○	○	○		
12		二戸広域観光物産センター(イベントホール・メッセホール部分)	二戸市石切所字森合68	1,162	有	1,162	0	○	○	○	○	○	○	○	駐車場については、敷地内駐車場の所有者である鉄道事業者及び民間事業者との調整が必要	
13		岩手県	一戸町総合運動公園	二戸郡一戸町西法寺大平10	176,000	有	1,100	5,300	○	○	○	○	○	○	○	
14			岩手県消防学校	紫波郡矢野町霞大通2丁目2-1	42,558	有	200	4,050	○	○	○	○	○	○	○	
15	トヨタ自動車東日本(株)岩手工場 事務棟(工場内設備を含む)		胆沢郡金ヶ崎町西根森山1	960,000	有	6,199	41,000	○	○	○	○	○	○	○		
16	遠野市稲荷下屋内運動場		遠野市東殿町16-11	4,172	有	1,765	878	○	○	○	○	○	○	○		
17	宮城県	蔵王町総合運動公園	蔵王町大字曲竹字河原前1-61	88,066	無	-	2,150	○	○	○	○	○	○	○	テント整備済み	
18		宮城県総合運動公園	宮城県利府町菅谷字館40-1	904,000	有	4,069	12,000	○	○	○	○	○	○	○		
19		大崎市古川総合体育館	大崎市古川地区4丁目5-2	28,361	有	1,343	2,800	○	○	○	○	○	○	○		
20		栗原市築館総合運動公園	栗原市築館字新田沢41-241	539,021	無	-	0	○	○	○	○	○	○	○	テント整備済み ※各圏域防災拠点や市町村と連携して運用	
21		石巻市総合運動公園	石巻市南郷字新小境18	392,000	無	-	10,000	○	○	○	○	○	○	○	テント整備済み	
22		長沼フットピア公園	登米市追分北方字天形161-84	115,469	無	-	4,000	○	○	○	○	○	○	○	テント整備済み	
23		旧気仙沼西高等学校	気仙沼市赤岩牧沢155-1	86,382	有	1,469	0	○	○	○	○	○	○	○	※各圏域防災拠点や市町村と連携して運用	

・被災や施設の使用状況により広域物資輸送拠点の開設が困難な場合には、被災道県は速やかに代替拠点を選定し、開設するものとする。

・本表の施設は、被災後、被災道県の災害対策本部が指定する施設に変更される場合がある。その場合には、当該道県の災害対策本部は、速やかに緊急災害対策本部に対して変更した施設の情報を経由するものとする。

別表5-3(2) 広域物資輸送拠点(代替拠点)

整理 番号	都道府県	施設名称	所在地 住所	敷地面積 (㎡)	上屋		駐車(待機) スペース 面積(㎡)
					有無	床面積 (㎡)	
1	北海道	(株)環商事 環商事倉庫	美瑛市東6条北5丁目1755-10	1,037	有	1,037	
2		エア・ウォーター物流(株)石狩流通センター1号倉庫	石狩市新港西2丁目779	15,077	有	15,077	
3		札幌コロナ物流(株)石狩倉庫	石狩市新港南3丁目702-2	11,861	有	11,861	
4		札幌通運(株)石狩倉庫	石狩市新港西2丁目769-2、767	9,312	有	9,312	
5		萬井倉庫(株)石狩新港支店	石狩市新港西2丁目744-3	9,733	有	9,733	
6		トーウンサービス(株)石狩1号	石狩市新港南1丁目19-11	3,300	有	3,300	
		トーウンサービス(株)石狩2号		3,300	有	3,300	
		トーウンサービス(株)石狩3号B倉庫		2,988	有	2,988	
7		苫小牧埠頭(株)札幌石狩1号倉庫	石狩市新港西2丁目744-1、他3筆	8,678	有	8,678	
8		日本トランスシティ(株)北海道物流センター 1号～4号	石狩市新港西2丁目780-4	3,960	有	3,960	
		日本トランスシティ(株)北海道物流センター 5号～7号、11号～13号		4,372	有	4,372	
9		北菱産業埠頭(株)石狩1号倉庫	石狩市新港西2丁目782-1	3,456	有	3,456	
		北菱産業埠頭(株)石狩12号館		3,308	有	3,308	
		北菱産業埠頭(株)石狩倉庫7号館		3,588	有	3,588	
10		北海安田倉庫(株)石狩倉庫6号館	石狩市新港西2丁目782-1	3,036	有	3,036	
11		三ツ輪運輸(株)石狩1号倉庫	石狩市新港西2丁目760番	4,080	有	4,080	
12		(株)札幌紙流通センター 発寒1号倉庫	札幌市西区発寒9条14丁目516番4	3,278	有	3,278	
13		(株)環商事 新川倉庫	札幌市北区新川西2条1丁目662-15	3,736	有	3,736	
14		エア・ウォーター物流(株)札幌流通センター	札幌市白石区米里1条2丁目13番地4、13番地2、13番地3、13番地5	6,183	有	6,183	
15		小樽倉庫(株)E-1号	札幌市白石区流通センター2丁目5番8号-101号	4,053	有	4,053	
16		(株)シズナイロゴス シズナイ物流センター白石	札幌市白石区中央2条4丁目85、90-4	2,859	有	2,859	
17		(株)福山倉庫 3号倉庫	札幌市白石区米里1条4丁目3-5	5,380	有	5,380	
18		(株)北海道日新 大谷地流通センター	札幌市白石区流通センター1丁目227-103	9,305	有	9,305	
19		(株)ロジバルエクスプレス 札幌営業所	札幌市白石区米里三条3丁目5-3、5-4	4,187	有	4,187	
20		共通運送(株)共通物流センター2	札幌市白石区平和通11丁目北56番地2、57番地	3,219	有	3,219	
21		札幌三信倉庫(株)蔵・デ・イン	札幌市白石区菊水7条4丁目4-11	4,518	有	4,518	
22		札幌通運(株)E-10号	札幌市白石区流通センター2丁目5番5-110号	5,639	有	5,639	
23		札幌通運(株)61号倉庫	札幌市白石区中央1条2丁目5、6、他5筆	5,263	有	5,263	
24		山光運輸(株)物流センター	札幌市白石区流通センター5丁目3番6号	3,020	有	3,020	
25		センコー(株)札幌PDセンター1号倉庫	札幌市東区苗穂町15丁目1-1	7,001	有	7,001	
26		センコー(株)札幌PDセンター2号倉庫	札幌市東区苗穂町15丁目4、5、6、169他3筆	13,922	有	13,922	
27		トーウンサービス(株)大谷地F6・F7	札幌市白石区流通センター2丁目6番5-106号、107号	3,607	有	3,607	
28		日本梱包運輸倉庫(株)江別営業所1号倉庫	江別市工栄町25-17	6,849	有	6,849	
29		日本梱包運輸倉庫(株)江別営業所2号倉庫	江別市角山68-14、16、69-14	4,952	有	4,952	
30		北海道共通サービス(株)共通物流センター	札幌市白石区平和通12丁目北60-2、61、62-1	6,740	有	6,740	
31		北海安田倉庫(株)札幌中央センター	札幌市白石区流通センター4丁目227番209	3,680	有	3,680	
32		北海道濠澤物流(株)白石B号倉庫	札幌市白石区中央3条4丁目	2,854	有	2,854	
33		北海道濠澤物流(株)D号倉庫	札幌市白石区中央3条4丁目37番	3,001	有	3,001	
34		室蘭海陸通運(株)札幌物流センター	札幌市白石区流通センター5丁目227-171、-190、-211	5,772	有	5,772	
35		日立物流ダイレックス(株)江別営業所	江別市角山69番3、69番7、69番12	16,675	有	16,675	
36		(株)ジェイケー物流 本社倉庫	北広島市大曲工業団地6丁目1番地3、4、5	3,983	有	3,983	
37		札幌通運(株)63号倉庫	北広島市大曲工業団地2丁目5-6	10,436	有	10,436	
38		センコー(株)北広島PDセンター	北広島市北の里3-6、3-29の内、3-31の内	23,364	有	23,364	
39		北海三井倉庫ロジスティクス 北海道物流センター	札幌市清田区真栄363番27、363番28	16,213	有	16,213	
40		日立物流ダイレックス(株)北海道物流センター一期棟	北広島市大曲工業団地4丁目6番1	10,319	有	10,319	
		日立物流ダイレックス(株)北海道物流センター二期棟		3,156	有	3,156	
41		日立物流ダイレックス(株)北広島営業所	北広島市大曲工業団地5丁目2番地4	19,333	有	19,333	
42		日本梱包運輸倉庫(株)輪厚倉庫	北広島市輪厚工業団地1丁目4番1 他4筆	18,507	有	18,507	
43		苫小牧埠頭(株)晴海1号倉庫	苫小牧市晴海町43-53	4,960	有	4,960	
44		苫小牧埠頭(株)晴海2号倉庫	苫小牧市晴海町43-53	4,959	有	4,959	
45		苫小牧埠頭(株)晴海3号倉庫	苫小牧市晴海町43-53	4,626	有	4,626	
46		苫小牧埠頭(株)晴海4号倉庫	苫小牧市晴海町43-53	4,889	有	4,889	
47		室蘭開発(株)西2G号倉庫	室蘭市築地町無番地	1,000	有	1,000	
48		日本通運(株)帯広36号	帯広市西21条南1丁目14-1の内、14-5	1,992	有	1,992	
49		清水運送(株)5号倉庫	清水町字清水基線西14	990	有	990	
50		三ツ輪運輸(株)十勝物流センター	芽室町東芽室基線13-57	20,498	有	8,487	
51		(株)北海運輸	芽室町東芽室基線2-1	10,217	有	10,217	
52		(株)梶原倉庫	芽室町東芽室基線10-21	12,598	有	12,598	
53	青森県	南総合運動公園 ふれあいドーム上北	東北町大字大浦字明堂向299-1	4,576	有	3,540	2,290
54	岩手県	遠野市総合防災センター	遠野市青笹町糠前10-46	12,777	無	-	1,380
55		二戸市民文化会館	二戸市石切所字狼穴1-1	19,013	有	3,827	12,066
56		花巻空港(花巻市交流会館)	花巻市葛3-183-1	1,722.278	有	6,100	14,240
57	宮城県	宮城県白石高等技術専門校	白石市白川津田字新寺前5-1	25,872	有	1,127	1,400

別表５－４ プッシュ型物資支援の標準対象品目

プッシュ型支援の対象物資は、被災者の命と生活環境に不可欠な必需品であり、以下の品目を標準品目とする。

＜標準品目＞

○食料 ○育児、介護食品 ・乳児用粉ミルク ・乳児用液体ミルク ・ベビーフード ・介護食品 ○水・飲料 ○衣類 （男性用、女性用、子供用） ・防寒着 ・衣類（トレーナー、Ｔシャツ、ズボン） ・下着類 ・くつ下・ストッキング ・履物（スリッパ、サンダル、靴） ○台所用品 ・やかん ・浄水器 ・カセットコンロ/ボンベ ・ラップ ・紙食器 ・プラスチック食器 ・割箸 ・スプーン ・フォーク ○電化製品・電気小物（避難所で共同使用するものに限る） ・乾電池 ・延長コード ・懐中電灯 ・ランタン ・投光器 ・携帯用充電器 ・洗濯機 ・乾燥機 ・掃除機 ・冷蔵庫 ・冷暖房器具 ・加湿器 ・空気清浄機 ・発電機 ・電気ポット ・体温計	○生活・衛生用品 ・シャンプー/リンス ・石けん/ボディソープ ・歯磨き粉/歯ブラシ ・洗面器 ・タオル ・かみそり ・爪切り ・マスク ・ハンドソープ ・手指消毒剤 ・うがい薬 ・生理用品 ・ウェットティッシュ ・ペーパータオル ・ティッシュペーパー ・ボディシート ・救急セット ・防犯ブザー ○トイレ用品 ・仮設/簡易/携帯トイレ ・凝固剤 ・サニタリーバック ・トイレ用アタッチメント ・トイレトペーパー ・防臭剤/消臭剤/除菌剤 ○掃除洗濯用品 ・ごみ袋 ・バケツ ・ちりとり/ほうき ・雑巾/掃除用ブラシ/スポンジ ・掃除用/衣料用/食器用洗剤 ・塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム） ・簡易洗濯キット ・洗濯ばさみ/ハンガー ・給水ホース（洗濯機用） ○雨具・防寒具・熱中症対策用品 ・レインコート ・傘 ・カイロ ・瞬間冷却材/冷却シート	○寝具 ・布団/マットレス ・シーツ ・毛布 ・タオルケット ・枕 ・簡易ベッド ・段ボールベッド ・パーティション ○育児、介護用品 ・紙おむつ（大人用／子供用） ・おしりふき ・ほ乳瓶（使い捨てほ乳瓶を含む） ・ほ乳瓶消毒用品 ○避難所備品・応急用品 ・給水ポリ袋/ポリタンク ・ガソリン携行缶 ・灯油用ポンプ ・土のう袋 ・ブルーシート ・ロープ ・ガムテープ ・三角コーン/コーンバー ・ゴム手袋/長靴 ・スコップ ・防塵マスク/ゴーグル ・台車 ○燃料（避難所で共同使用するものに限る） ・ガソリン ・灯油 ・軽油 ・重油 ・ＬＰガス ○生活支援資機材 ・キッチン資機材（一式） ・入浴資機材（一式）
--	---	--

別表6－1 製油所・油槽所

製油所・油槽所名	住所
ENEOS 釧路西港油槽所	北海道釧路市
出光興産 釧路西港油槽所	北海道釧路市
出光興産 釧路油槽所	北海道釧路市
東西オイルターミナル 釧路油槽所	北海道釧路市
ENEOS 稚内油槽所	北海道稚内市
ENEOS 留萌油槽所	北海道留萌市
出光興産 北海道製油所	北海道苫小牧市
ジャパンオイルネットワーク 苫小牧油槽所	北海道苫小牧市
東西オイルターミナル 苫小牧油槽所	北海道苫小牧市
ENEOS 室蘭事業所	北海道室蘭市
出光興産 函館油槽所	北海道北斗市
コスモ石油 函館物流基地	北海道北斗市
東西オイルターミナル 青森油槽所	青森県青森市
ジャパンオイルネットワーク 青森油槽所	青森県青森市
東西オイルターミナル 八戸油槽所	青森県八戸市
ジャパンオイルネットワーク 八戸油槽所	青森県八戸市
日本オイルターミナル 盛岡営業所	岩手県盛岡市
岩手県オイルターミナル 釜石油槽所	岩手県釜石市
出光興産 塩釜油槽所	宮城県塩釜市
出光興産 貞山塩釜油槽所	宮城県塩釜市
ENEOS 塩釜油槽所	宮城県塩釜市
東西オイルターミナル 塩釜油槽所	宮城県塩釜市
ENEOS 仙台製油所	宮城県仙台市
ENEOS 秋田油槽所	秋田県秋田市
出光興産 秋田油槽所	秋田県秋田市
昭友 秋田共同油槽所	秋田県秋田市
東西オイルターミナル 秋田油槽所	秋田県秋田市
東西オイルターミナル 酒田油槽所	山形県酒田市
日本オイルターミナル 郡山営業所	福島県郡山市
ENEOS 小名浜油槽所	福島県いわき市
東西オイルターミナル 小名浜事業所	福島県いわき市
出光興産 日立油槽所	茨城県日立市
鹿島石油 鹿島製油所	茨城県神栖市
日本オイルターミナル 宇都宮営業所	栃木県上三川町
出光興産 高崎油槽所	群馬県高崎市
日本オイルターミナル 高崎営業所	群馬県高崎市

製油所・油槽所名	住所
コスモ石油 千葉製油所	千葉県市原市
大阪国際石油精製 千葉製油所	千葉県市原市
出光興産 千葉事業所	千葉県市原市
富士石油 袖ヶ浦製油所	千葉県袖ヶ浦市
ENEOS 市川油槽所	千葉県市川市
出光興産 東京油槽所	東京都江東区
日本オイルターミナル 八王子営業所	東京都八王子市
ENEOS 川崎製油所	神奈川県川崎市
東西オイルターミナル川崎油槽所	神奈川県川崎市
東亜石油 京浜製油所	神奈川県川崎市
ENEOS 京浜油槽所	神奈川県横浜市
ENEOS 根岸製油所	神奈川県横浜市
ENEOS 新潟東港油槽所	新潟県新潟市
出光興産 新潟油槽所	新潟県新潟市
東西オイルターミナル 東新潟油槽所	新潟県新潟市
出光興産 新潟石油製品輸入基地	新潟県新潟市
日本海石油 富山油槽所	富山県富山市
出光興産 伏木油槽所	富山県高岡市
ENEOS 金沢油槽所	石川県金沢市
東西オイルターミナル 金沢油槽所	石川県金沢市
ジャパンオイルネットワーク 福井油槽所	福井県坂井市
東西オイルターミナル 福井油槽所	福井県坂井市
ENEOS 甲府油槽所	山梨県甲斐市
ENEOS 北信油槽所	長野県坂城町
日本オイルターミナル 松本営業所	長野県松本市
ジャパンオイルネットワーク 松本油槽所	長野県松本市
ENEOS 田子の浦油槽所	静岡県富士市
ジャパンオイルネットワーク 清水油槽所	静岡県静岡市
ENEOS 清水油槽所	静岡県静岡市
出光興産 大井川油槽所	静岡県焼津市
東西オイルターミナル 大井川油槽所	静岡県焼津市
ENEOS 名古屋第2油槽所	愛知県名古屋市
出光興産 愛知事業所	愛知県知多市
コスモ石油 四日市製油所	三重県四日市市
昭和四日市石油 四日市製油所	三重県四日市市
コスモ石油 堺製油所	大阪府堺市
ENEOS 堺製油所	大阪府堺市
出光興産 岸和田油槽所	大阪府岸和田市

製油所・油槽所名	住所
ENEOS 尼崎油槽所	兵庫県尼崎市
ENEOS 神戸油槽所	兵庫県神戸市
出光興産 神戸事業所	兵庫県神戸市
東西オイルターミナル 姫路油槽所	兵庫県姫路市
東西オイルターミナル 境港油槽所	鳥取県境港市
ENEOS 水島製油所	岡山県倉敷市
出光興産 広島油槽所	広島県広島市
東西オイルターミナル 広島油槽所	広島県広島市
ENEOS 麻里布製油所	山口県和木町
出光興産 徳山事業所	山口県周南市
西部石油 山陽小野田事業所	山口県山陽小野田市
ENEOS 小松島油槽所	徳島県小松島市
出光興産 高松油槽所	香川県高松市
コスモ石油 坂出物流基地	香川県坂出市
太陽石油 四国事業所	愛媛県今治市
コスモ松山石油 松山工場	愛媛県松山市
出光興産 高知油槽所	高知県高知市
日本オイルターミナル 高知営業所	高知県高知市
東西オイルターミナル 北九州油槽所	福岡県北九州市
ジャパンオイルネットワーク 小倉油槽所	福岡県北九州市
ジャパンオイルネットワーク 福岡油槽所	福岡県福岡市
ENEOS 福岡第1油槽所	福岡県福岡市
出光興産 福岡油槽所	福岡県福岡市
ENEOS 福岡第2油槽所	福岡県福岡市
東西オイルターミナル 佐世保油槽所	長崎県佐世保市
出光興産 長崎油槽所	長崎県長崎市
東西オイルターミナル 長崎油槽所	長崎県長崎市
東西オイルターミナル 八代油槽所	熊本県八代市
ジャパンオイルネットワーク 八代油槽所	熊本県八代市
ENEOS 大分製油所	大分県大分市
東西オイルターミナル 日向油槽所	宮崎県日向市
ENEOS 宮崎油槽所	宮崎県宮崎市
出光興産 鹿児島油槽所	鹿児島県鹿児島市
東西オイルターミナル 鹿児島油槽所	鹿児島県鹿児島市

注) 本表は、緊急輸送ルートと接続されている製油所・油槽所を示している。

別表 7-1 海上輸送拠点（受入港）

道県名	港湾名	船社	航路
北海道	室蘭港	津軽海峡フェリー	室蘭－青森
	苫小牧港	商船三井フェリー	苫小牧－大洗
		太平洋フェリー	苫小牧－仙台 苫小牧－仙台－名古屋
		川崎近海汽船	苫小牧－八戸
		新日本海フェリー	苫小牧－敦賀 苫小牧－秋田－新潟－敦賀
	函館港	青函フェリー	函館－青森
		津軽海峡フェリー	函館－青森・大間
	小樽港	新日本海フェリー	小樽－新潟
		新日本海フェリー	小樽－舞鶴
	釧路港		
	留萌港		
	稚内港		
	十勝港		
	石狩湾新港		
	根室港		
青森県	青森港	津軽海峡フェリー	青森－函館
		青函フェリー	青森－函館
	八戸港	川崎近海汽船	八戸－苫小牧
	大湊港		
岩手県	釜石港		
宮城県	仙台塩釜港（仙台港区）	太平洋フェリー	仙台塩釜－苫小牧 仙台塩釜－名古屋
福島県	相馬港		
	小名浜港		
茨城県	茨城港（日立港区）		
	茨城港（常陸那珂港区）		
	茨城港（大洗港区）	商船三井フェリー	大洗－苫小牧
	鹿島港		

令和 7 年 4 月時点情報